

平成19年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

平成19年6月13日開会
平成19年6月28日閉会

平成十九年第二回宿毛市議会定例会会議録

+

宿毛市議会事務局

平成19年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成19年6月13日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第18号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時19分)	
陳情文書表	8
----- . . . -----	
第 2 日 (平成19年6月14日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成19年6月15日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成19年6月16日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成19年6月17日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成19年6月18日 月曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成19年6月19日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成19年6月20日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 9 日 (平成19年6月21日 木曜日)	
議事日程	9

十

本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第1 一般質問	11
1 野々下昌文議員	11
市 長	13
野々下昌文議員	15
市 長	16
野々下昌文議員	18
2 今城誠司議員	18
市 長	20
教 育 長	21
今城誠司議員	24
市 長	25
教 育 長	25
今城誠司議員	26
3 西村六男議員	26
市 長	28
教 育 長	29
西村六男議員	31
教 育 長	32
西村六男議員	33
4 松浦英夫議員	33
市 長	38
教育委員長	45
教 育 長	45
松浦英夫議員	45
市 長	46
教 育 長	47
松浦英夫議員	47
延 会 (午後 3 時 08 分)	

十

第10日 (平成19年6月22日 金曜日)

議事日程	49
------	----

本日の会議に付した事件	49
出席議員	49
欠席議員	49
事務局職員出席者	49
出席要求による出席者	49
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	51
1 中川 貢議員	51
市 長	54
教 育 長	56
中川 貢議員	56
市 長	59
教 育 長	59
市 長	60
総務課長	60
中川 貢議員	61
教 育 長	62
中川 貢議員	62
2 浅木 敏議員	63
市 長	68
教 育 長	73
選挙管理委員会委員長	74
浅木 敏議員	74
市 長	78
教 育 長	79
浅木 敏議員	79
散 会 (午後 1時54分)	

十

----- . . -----
 第11日 (平成19年6月23日 土曜日) 休会

----- . . -----
 第12日 (平成19年6月24日 日曜日) 休会

----- . . -----
 第13日 (平成19年6月25日 月曜日)

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81

事務局職員出席者	8 1
出席要求による出席者	8 1
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 18 号まで	8 3
質疑	8 3
1 中平富宏議員	8 3
総務課長	8 3
福祉事務所長	8 4
市民課長	8 4
建設課長	8 5
中平富宏議員	8 5
総務課長	8 6
市民課長	8 7
建設課長	8 7
中平富宏議員	8 8
2 岡崎利久議員	8 8
環境課長	8 8
教育次長兼学校教育課長	8 9
文教センター所長兼生涯学習課長	8 9
岡崎利久議員	9 0
委員会付託省略 (議案第 1 号から議案第 10 号まで)	9 0
委員会付託 (議案第 11 号から議案第 18 号まで)	9 0
○日程第 2 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	9 0
散 会 (午前 10 時 54 分)	
陳情文書表	9 2
議案付託表	9 3
----- . . . -----	
第 14 日 (平成 19 年 6 月 26 日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 15 日 (平成 19 年 6 月 27 日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 16 日 (平成 19 年 6 月 28 日 木曜日)	
議事日程	9 5
本日の会議に付した事件	9 5
出席議員	9 5
欠席議員	9 5
事務局職員出席者	9 6

出席要求による出席者	9 6
開 議 (午前 1 0 時 0 5 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 1 8 号まで	9 7
(議案第 1 号及び議案第 2 号)	
討論・表決	9 7
(議案第 3 号)	
討論・表決	9 7
(議案第 4 号)	
討論・表決	9 7
(議案第 5 号)	
討論・表決	9 7
(議案第 6 号)	
討論・表決	9 7
(議案第 7 号から議案第 1 0 号まで)	
討論・表決	9 8
(議案第 1 1 号から議案第 1 8 号まで)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	9 8
産業厚生常任委員長	9 9
質疑・討論・表決	9 9
○日程第 2 陳情第 1 号外 3 件	
(陳情第 1 号及び陳情第 3 号)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	9 9
産業厚生常任委員長	1 0 0
質疑	1 0 0
(陳情第 1 号)	
討論	
浅木 敏君 (反対)	1 0 0
浦尻和伸君 (賛成)	1 0 1
表決	1 0 2
(陳情第 3 号)	
討論・表決	1 0 2
(陳情第 2 号及び陳情第 4 号)	
継続審査	1 0 2
○日程第 3 委員会調査について	1 0 2
継続調査	1 0 2

○日程第4 意見書案第1号	102
質疑・討論・表決	102
○日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙	103
○日程第6 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会設置について	104
(提案理由の説明)	
岡崎 求君	104
質疑・討論・表決	104
(閉会あいさつ)	
市 長	105
閉 会 (午前11時30分)	
委員会審査報告書	107
陳情審査報告書	109
閉会中の継続審査申出書	111
閉会中の継続調査申出書	112
意見書案第1号	115

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議 案	付-3
陳 情	付-4

十

平成19年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成19年6月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 議案第1号から議案第18号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 7号 平成19年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 8号 平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第10号 平成19年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第11号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 幡多西部消防組規約の一部を改正する規約について

議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第16号 市道路線の認定について

議案第17号 市道路線の認定について

議案第18号 市道路線の認定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第18号まで

教 育 長	岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼	小 島 正 樹 君
学 校 教 育 課 長	
生 涯 学 習 課 長	
兼 宿 毛 文 教	有 田 修 大 君
セ ン タ ー 所 長	
学 校 給 食	小 野 正 二 君
セ ン タ ー 所 長	
千 寿 園 長	村 中 純 君

+

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長(宮本有二君) これより、平成19年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において野々下昌文君及び松浦英夫君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(山本幸雄君) おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請によりまして、去る6月11日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査いたしました結果、本日から6月28日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長(宮本有二君) おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月28日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月31日に開催されました第69回四国市議会議長会定期総会において、岡崎 求君及び西村六男君が、議員28年以上の特別表彰、佐田忠孝君及び岡村佳忠君が、正副議長3年以

上の一般表彰を受けられました。本席から、多年にわたる地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

本日までに陳情2件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

市長から、6月6日付をもって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、

「平成18年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書」

「平成19年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書」

「平成18年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書」

「平成19年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港港湾整備事業特別会計事業計画及び予算書」

「平成18年度宿毛市観光開発公社国民宿舎椰子決算書」

「平成18年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び歳入歳出決算書」

「平成19年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書」

「平成18年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書」

が提出されましたので、お手元へ配付をいたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を6月14日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から報告事項がありますので、発言を許

します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成19年第2回宿毛市議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます

先ほど、議長から岡崎 求議員、西村六男議員が、多年にわたるご功績に対しまして、四国市議会議長会定期総会において、特別表彰、また、4月にご勇退されました佐田忠孝さん、岡村佳忠さんが一般表彰を受けられたという報告をいただきました。まことに喜ばしく、心からお祝いを申し上げます。

表彰を受けられました皆様におかれましては、今後とも宿毛市政発展のために、より一層のご指導、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、説明をいたします。

報告第1号から第3号までは、いずれも繰越明許費の報告でございます。

報告第1号は、平成18年度宿毛市一般会計予算繰越明許費の報告でございます。

繰り越しを行う事業の内容等につきましては、平成19年3月定例議会においてご説明申し上げましたが、繰越額が確定いたしましたので、報告をいたします。

平成18年度宿毛市一般会計予算のうち、地方道路整備事業で3,488万3,000円。宿毛駅東地区土地区画整理事業で5,876万9,000円。宿毛市総合運動公園事業で、4,372万4,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり、平成19年度に繰り越しをいたしました。

報告第2号は、平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費の報告でございます。建設改良事業で1億271万7,000円

を繰越計算書のとおり、平成19年度に繰り越しをいたしました。

報告第3号は、平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計予算繰越明許費の報告でございます。

介護保険電算システム改修委託料で、184万8,000円を繰越計算書のとおり、平成19年度に繰り越しをいたしました。

次に、平成18年度の各会計の決算状況について、お手元に資料を配付しておりますが、その概要を説明します。

一般会計では、実質収支で1億63万1,000円余りの黒字決算となっております。また、特別会計のうち、簡易水道事業特別会計、特別養護老人ホーム特別会計、及び介護保険事業特別会計につきましても、黒字決算となっております。

ただし、一般会計につきましては、退職手当債3億円を借り入れたその結果でございますので、厳しい財政状況であることには変わりはありません。

このような状況が続くものとは予想されますので、宿毛市集中改革プランに沿って、これまで以上に、効率的で適正な行政運営を推進してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（宮本有二君） 以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたしま

す。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、平成19年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。平成18年度決算に伴う繰上充用金等を緊急に予算補正をする必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第2号は、宿毛市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、人事異動に伴いまして、選挙管理委員会事務部局の職員を1名増とする必要が生じたので、専決処分をしたものでございます。

議案第3号から議案第5号までは、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

本年9月30日に任期満了となります3名の人権擁護委員に、現委員の松田雄三氏並びに、新たに示野孝雄氏及び江口純子氏を、それぞれ推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

議案第6号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものでございます。

本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、本年7月13日に任期満了となります松田安夫氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号は、平成19年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で799万2,000円の増額をしようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、衛生費の後期高齢者医療システム導入委託料として850万5,000円、教育費の、問題を抱える子ども等の自立支援事業報償費として153万5,000

円などを計上しております。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金399万6,000円、県支出金250万5,000円などでございます。

議案第8号は、宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で1,049万9,000円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、平成20年度から始まります「後期高齢者医療制度創設」に伴う国民健康保険税特別徴収システムの導入委託料などでございます。

議案第9号は、平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算でございます。

総額で18万3,000円の増額をしようとするものでございます。

この内容につきましては、介護支援専門員研修の旅費及び受講者負担金でございます。

議案第10号は、宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。総額で20万円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、大海地区の漁業集落排水事業の「公共ます設置工事」でございます。

議案第11号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、7月に執行予定の参議院議員選挙から適用されることとなりましたので、本市の条例のうち、投票管理者や投票立会人等の日額報酬をすべて100円減額するものでございます。

議案第12号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

去る4月24日に発覚しました元鶴来島連絡所職員による公金着服事件に関しましては、5

月の臨時議会においてご報告いたしましたが、市民の皆様の行政に対する信用を失墜させる行為であり、宿毛市にとって大変不名誉な事件であります。

改めて市民並びに議員の皆様に対しまして、市政の責任者として心よりおわびを申し上げます。

今後、二度とこのようなことが起きないように、内部で不正防止の検討会を行い、既に具体的な再発防止策に取り組んでいます。

本議案は、市政の責任者としての処分を、議会にご提案申し上げ、その責任を明らかにしようとするものでございます。

内容につきましては、平成19年7月分の給料月額を、市長は10分の1、副市長は10分の0.5を減じた額としようとするものでございます。

なお、管理監督責任のある税務課長、総務課長、前沖の島支所長につきましては、6月1日付で文書による嚴重注意処分といたしました。

議案第13号は、幡多西部消防組規約の一部を改正する規約でございます。

内容につきましては、組合議会の議員定数を9人から6人に削減することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組規約の一部を改正することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号及び議案第15号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

議案第14号は、市道山北線の改良事業を、議案第15号は、栄喜地区内の簡易水道施設の改良事業を実施するに当たりまして、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号から議案第18号までの3議案は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、いずれも宿毛駅東地区土地区画整理事業区域内の道路3路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(宮本有二君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、6月14日及び6月15日並びに6月18日から6月20日は休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、6月14日及び6月15日並びに6月18日から6月20日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月14日から6月20日までの7日間休会し、6月21日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時19分 散会

陳 情 文 書 表

平成19年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 1号	平成 19. 6. 4	「非核日本宣言」を求める意見書の提出について	平和行進高知県実行委員会 代表委員 入江博孝 外5名	総務文教
第 2号	19. 6. 4	原爆症認定制度を抜本的に改めることを求める意見書の提出について	平和行進高知県実行委員会 代表委員 入江博孝 外5名	総務文教

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成19年6月13日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二

+

平成19年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第9日（平成19年6月21日 木曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 岩本昌彦君
議事係長 岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君
市民課長 弘瀬徳宏君
税務課長 美濃部勇君

十

会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	立田明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	小野正二君
千寿園長	村中純君

十

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

山本幸雄君から、会議規則第2条の規定による欠席の届出がありました。

去る6月19日に開催されました第83回全国市議会議長会定期総会において、西郷典生君、及び沖本年男君が議員15年以上の一般表彰を受けられました。本席から多年にわたり、地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、議長のお許しをいただきまして、市長にご質問をさせていただきます。

私は、去る4月の市議選におきまして、初めて議会に送っていただきました野々下でございます。一般質問の場に立たせていただきましたが、市民の目線に立って、精いっぱい頑張っておりますが、何分にも初の体験でもあり、皆様にはご迷惑をおかけすることがあるかと思っておりますが、何とぞよろしく願いいたします。

質問に入らせていただきます。

第1点目といたしまして、市町村合併について、何点かお尋ねいたします。

旧合併特例法のもとで、全国では3,232あった市町村が、昨年の10月現在では1,817の市町村にまで減少したようであります。

四国内においては、お隣の愛媛県は72の市町村が20まで減少し、村の自治体はなくなったようであります。我が高知県を見ますと、53の市町村が18の減少で35市町村にとどまっています。同じ四国の中でも、愛媛県と高

知県で、なぜこのように大きな差ができたのか、不思議でなりません。県民性の違いや地域的環境の違いもあるでしょうが、それだけではないような気もいたします。

旧合併特例法は、一般的にアメとムチと言われていました。アメ、すなわち財政特例が大きなメリットであったと思われまゝ。バブル崩壊後、国、地方の債務残高が700兆円とも800兆円ともいわれ、小泉政権が発足して、平成17年度から18年度にかけ、三位一体改革が推進されました。

この三位一体改革は全体的によかったのか、そうでなかったのかは別にして、少なくとも地方の自治体にとっては財政事情に大きな影響を与えたのではないかと思われます。

そのような中での合併問題、県レベル、市町村レベルでさまざまな思惑、動き、その結果が先ほど申し上げました愛媛県と高知県の格差、そして私たちの宿毛市も、紆余曲折を経て、結局合併しない、否、できなかったと言った方が適切かもしれません。

今では多くの市町村が、夕張市のようにいつ財政再建団体になるかもしれないとささやかれています。県自体も再建団体への危険性は大きいと言われております。

実質公債費比率、いわゆる借金を返済するための資金がどれだけ財政に負担を与えているかを示す指標ですが、これは18パーセント以上の自治体は、地方債の発行に許可が必要。25パーセント以上になると、地方債の発行の一部が制限されるようであります。

四国4県の状況を見ても、18パーセントの危険ラインを超える市町村は、香川県では4自治体、愛媛県は3自治体、徳島県では5自治体で、本県は15自治体と突出しています。

本県の中では、大豊町の26.4パーセントがワースト1で、宿毛市も東洋町と同率の18.

9パーセントで、ワースト10位となっています。

このような現状の中で、多くの市民の間からは、宿毛市の財政は大丈夫なのか。これから、市民への負担増や、住民サービスは維持できるのか、などと不安の声を多く聞かされます。

市長は、市町村合併自体をどのようにお考えでおられますでしょうか。

また、旧合併特例法のもとでの現実の結果をどのようにとらえておられますか、お尋ねをいたします。

去る5月20日、四万十市におきまして、市町村合併の知事説明会がありました。市長初め多数の議員の方々も参加されておられましたが、私自身勉強不足で、十分に理解できない部分がありました。宿毛市の同僚議員が、先の合併問題のときに、今回のように知事が積極的に説明会をしていたら、もっといい結果になっていたのではないかと質問にも、知事は、その件については、全く答弁しませんでした。私も、ぜひお聞きしたい件でしたが、残念でした。

知事の説明では、県は2015年には高知県を6地域に分割して、6つの基礎自治体に再編すると言われていました。2015年といえば、あと8年であります。高知県は、先ほども申し上げましたが、旧合併法で合併した地域、合併しなかった地域が複雑に混在して、非常に難しい問題ではなからうかと感じています。

合併した自治体は、新しい自治体の地域形成や、10年間の合併特例債を活用した新しいまちづくりに取り組んでいます。

反対に、合併しなかった自治体は、単独自立を余儀なくされ、将来に大きな不安を抱えながら、苦悩しているのが現実ではないだろうかと思われま。

説明では、旧合併法で合併しなかった自治体は、2015年までに合併新法のもと、段階合

併をうながされています。

幡多広域では、中村、西土佐が合併して、四万十市に、大方、佐賀が合併して黒潮町になっています。残ったのは、土佐清水市、大月町、三原村、そして宿毛市の4市町村であります。市長として、この4市町村での段階合併を積極的に推進していくお考えはおありでしょうか。

また、基礎自治体が自立するためには、広域合併が必要と言われていますが、8年間の短期間に段階合併、そして広域合併は可能でしょうか、市長としてのお考えをお聞きいたします。

合併問題の最後になりますが、20日の知事説明会では、道州制についての説明がほとんどございせんでした。安倍政権発足後間もなく、安倍総理は道州制を積極的に進めるといわれています。段階合併、広域合併、そして道州制と、これからの10年間は自治体として行政サービスが停滞して、住民に迷惑をかけないように実施していけるのかが心配せざるを得ません。

国、県はどこまで地方の行政を、そこに住む住民の生活を考えているのか、疑念を抱きます。

道州制と今後の方向性について、市長のご所見をお聞きいたします。

続いて、2点目に視覚障害者の支援の件について、お尋ねいたします。

障害者自立支援法が制定されて以後、多くの障害者団体から、国政の公明党の方に要望があり、公明党としては、要望を真摯に受けとめ、支援策を政府に強力に推進してまいりました。その結果、18年度の補正予算において、障害者自立支援法の円滑な実施を図るために、障害者自立支援対策臨時特例交付金960億円を交付し、支援することを目的として成立いたしました。

その中に、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業の20億円が含まれています。それを受けて、全国の県、市町村に国費100パーセン

トの助成で視覚障害の方々に情報提供の1つの方法として、活字文書読み上げ装置を設置する自治体がふえているようであります。

この活字文書読み上げ装置は、音声テープ方式で、文書情報をコード化したものを機械に読み込ませて、音声で情報を提供できる装置のようであります。

ちなみに、宿毛市にも視覚障害の1級から6級までの障害者が122名ほどいるようであります。ちなみに、自治体への補助単価は100万円以内のようであります。現段階で、市役所や公共施設に設置する予定になっているのかどうか、お尋ねいたします。

以上の点につきまして、市長の明快なご答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

野々下議員の一般質問にお答えをする前に、きょうは傍聴席にたくさんの中学生の、小筑紫中学生の皆さんが、社会勉強の関係で来ていただいております。本当によろそ来ていただきました。ありがとうございます。

先ほど、野々下議員からもお話がありましたように、初めてのご登壇ということでございます。真摯に答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点でございますが、市町村合併についての基本認識と、宿毛市、それから大月、三原村の3市町村による合併協議の結果について、どのように考えているかということでございますが、私ども、非常に国、地方における危機的な財政状況の改善、それから地域、私、地域主権型とあえて言わせていただきます。地方分権という言葉がたくさんありますが、我々にとっては、地域主権ということで、やっていかなきゃいけないんじゃないかなということでござい

ますので、私は地域主権型社会の構築というものを目指したいということで、この言葉を使わせていただきます。

市町村合併に向けた取り組みが推進されてきているわけでございます。野々下議員、先ほどおっしゃいましたように、非常に高知県が、合併についてはおくとれていると。5月20日に知事が来て、説明会もございましたが、あれについても、もっと早くやるべきだったんじゃないかという声は、市民の方からもたくさん聞いておるわけでございます。

私自身は、地域間競争の激化が予想されますこの地域主権型社会の中で、財政基盤の脆弱な宿毛市でございます。これが持続可能な行政サービスを展開していくためには、市町村合併は必要であるというふうな基本認識のもとで、近隣の犬伏町、三原との合併に向けて、鋭意努力してきたつもりでございます。

現在のサービス水準を維持しまして、今後、さらに市民サービスの向上を図っていくためには、行政の効率化ということは、避けて通ることはできません。

また、地域振興を図っていく上におきましても、スケールメリットを生かしたまちづくりが必要であるというふうなことを思っております。

しかし、3市町村による合併協議は、最終的には町村の合意が得られずに、断念をせざるを得ない結果となりました。私自身は、この地域の将来を見据えた場合には、また合併協議における人的労力と、財政負担の大きさを考えると、大変、残念な結果であるというふうに、私自身は思っております。

そういう関係で、何と申しますか、最終的に大月町議会の反対で、大月町との合併もできなかったということがございます。これにつきましては、今の思いといたしましては、三原村民投票、そしてまた大月町は議会ということで

ございます。最終的に、議会が決定権を持つということでございましたら、この合併協議会を立ち上げたときから、合併協議が成立をするまでに至った経緯がございます。

本当に、先ほど申しました労力というものと、非常にお金も、経費もたくさんかかっております。そういうことを考えたら、やはりこれは先に議会で決定を、きちんとしていただいて、合併はもう本当に進めていくんだというふうな決定をしてから、事務的な手続を進めていくとか、そういう合併のやり方と申しますか、そういうものも、これから変えていくべきではないかというふうに、県の方にも話をさせていただいているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、去る5月20日に、説明会において、県知事から土佐清水も入れた4市町村での合併を、2010年3月までの段階的な合併について、していくというふうな、県からの示しがありましたが、私自身が思っておりますのは、新しく誕生する市の将来にわたってのまちづくり構想というものが必要であるということであります。しかしながら、合併した数年後には、また新たな合併を検討しなきゃいけないというふうな状況の中で、数年間だけのまちづくりのビジョンを策定するという事は、非常に困難じゃないかなというふうなことを思っております。

そのような観点から、4市町村による段階的な合併については、課題が多過ぎるんじゃないかなというふうなことも思っております。

県から示された最終案につきましては、黒潮町、四万十市を含めた6市町村での合併を、これは2015年までですか、やっていけというふうなことでございます。

ここの2015年までの8年間で、幡多の広域合併ができるのかどうかというふうなことでございますが、非常に、最初に申し上げました

けれども、財政基盤の脆弱な自治体においては、現状のままで推移しますと、市民に対する基礎的なサービスというものが提供できなくなるんじゃないかなというふうな可能性があります。

市町村合併による体力の強化が必要なことであるというふうな認識は思っておりますが、単なる市町村合併を数あわせというふうな形によって判断することも、将来にわたって禍根を残すことになるんじゃないかというふうな危惧もしております。

幡多地域は、面積的には香川県全体に相当するような面積を有しております。また、将来の、先ほどご質問がありました道州制をにらんだ合併構想も、視野に入れていく必要があるんじゃないかなというふうなことも感じております。

いずれにしましても、合併問題については、今後、これは最重要課題として議論を深めていかなきゃいけないんじゃないか。

私自身が判断するというよりも、私もそうでございますが、議会の方も、ぜひ合併の論議というものを深めていっていただきたい、このように私自身は思っているわけでございます。

次に、道州制について、どのように考えるかというご質問がございました。国においても、道州制ビジョン懇談会というものを立ち上げまして、前向きに検討されているというふうなことは、私も承知しております。先だっては、経済団体等も各種のシンポジウムを開催するなどしております。

大変大きな関心を、経済界なんかも示しておりますので、もう私も現行のこの都道府県のみでよいのかどうかという議論、これは当然、なされるべきだろうというふうに思っております。

大変大きな自治体制度の変更でございます。今後も国などの動向には注目していかなきゃい

けないんですが、まず、先にやっていただくことがたくさんあるじゃないか。

私ども、今、国の法律によりまして、たくさん福祉関係の仕事を抱えております。ところが、一方では、市役所の合理化、定員削減をする。人を削減する。仕事はふやす、人は減せという形のもので、国の省庁によって違いますが、そういう形でできております。

こういった矛盾した形のもので、どうやって調整していくのか。やはり、合併にしる道州制にしる、国と地方の役割分担というものを、基本的なものはしっかりなされるのが先ではないかなど、いうふうな気がしております。

合併と道州制につきましては、以上でございます。

次に、公共施設への活字文書読み上げ装置の設置についてのご質問でございます。

本事業でございますが、これは、18年度より施行されました障害者自立支援法を円滑に推進していくための緊急な経過措置として設置されました、長いんですが、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の中の1つの事業として位置づけられておりまして、平成18年度末に、国が創設しております。

事業形態といたしましては、高知県が基金を造成して実施する基金事業の1つでございます。個々の事業ごとに、県が補助金の交付要綱を制定することとなっております。

現段階では、県から補助事業の一覧表は届いております。ですが、補助金の交付要綱がまだできていない状況でございまして、県に確認しましたら、でき次第各市町村に要綱を通知するというふうになっております。

本市としましては、本事業に対しましては、平成19年度で50万円、平成20年度で50万円の計100万円。これ、補助基準額の満額でございますが、これの配分申請を予定してお

りまして、県の要綱ができ次第に、予算補正を提案をさせていただきまして、議会の方で可決いただきましたら、購入に向けて取り組んでいく予定としております。

この前の段階で、視覚障害者の方々のご意見を、機器の設置に反映したいというふうなことを考えておりまして、18年度末に音訳広報、声の広報を通して、視覚障害をお持ちの方のご意見を募りました。

本年5月下旬に音訳広報の朗読サークルと、音訳広報の利用者との交流会の席上で、先ほどの活字文書読み上げ装置等の要望が上がっております。

今後、視覚障害者の方々ニーズにこたえられますように、購入する機器とか、設置場所等につきまして、安全性、そして利用方法等も含めまして、さらにご意見を伺いながら、検討を進めて、視覚障害者のみならず、視力の弱い高齢者にとりましても、安全で住みやすいバリアフリーな環境づくりを目指して、設置に取り組んでまいりたいと予定でございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 合併問題について、再度お尋ねいたします。

旧合併特例法のもとの結果に対して、長い時間と大きな労力と経費をかけて、協議しての結果が、合併が不成立という現実には、市長は大変な作業であり、非常に残念であるとの一言にすべてが凝縮されると思います。

その結果として、合併問題の2点目ではありますが、県の指標である2015年の広域合併に至るまでの段階合併の問題ではありますが、市長は、15年の広域合併までの段階合併は、考えていないという趣旨のご答弁であったと理解をいたしました。過去の経緯や時間的な問題も、トータル的に考えれば、1つの選択肢であろう

かと思いますが、広域合併の目安である15年まであと8年、相手のあることでもあり、一次合併で合併した四万十市、黒潮町が広域合併の構想に同調するか否かは、非常に疑問視せざるを得ません。

そうしますと、8年以上、もしくは10年以上かもしれませんが、私たち宿毛市は、単独でいくということになります。

そうなった場合、宿毛市の行政として、福祉や教育などの住民サービスや行政サービスなど、現行のサービスが維持できるかどうか。また、税や保険、使用料などの住民への負担増をなくしても、市の財政はやっていけるのか、非常に危惧せざるを得ません。

先ほども申し上げましたが、本市の財政状況は、詳しくは承知いたしません、県内でも厳しい部類に入るのではないかと思います。

先日、19日の高知新聞には、県の財政も平成21年度には赤字財政に突入するといわれています。

今回の合併は、県も合併の主催者と言っています。新合併特例法で、どれだけのスケールメリットがあるのかはわかりませんが、段階合併を目指すよりも、単独を選択した方が、宿毛市にとって、また宿毛市民にとってプラスになるとお考えなのかどうか、再度、市長にお尋ねいたします。

合併問題の3点目の道州制の件ですが、阪神・淡路大震災の当時、兵庫県知事をしていました貝原さんが、地方制度調査会の委員として、平成の大合併についての所感の論文を目にしたことがありました。

その内容を要約しますと、現在進めている平成の大合併は、小さな市町村をまとめて大きな自治体、小を大にしようとしているように見えるかもしれないが、実際は逆である。少子高齢化社会が進む中で、多くの自治体は将来に大き

な不安を抱えている。平成の大合併は、基礎自治体の体力を強くして、将来的に道州制に移行していくステップである。現在の1極集中、中央集権の日本の政治構造を、地方分権で道州が受け皿となって、財源も地方に移譲し、それぞれの地域が自主性を持って、独自の特性ある地域を構築し、そして新しい日本の姿を築いていく。すなわち、国という大きな組織を道州という小さな組織に変革していく道程である、という内容で述べておられました。

私も、なるほどと共鳴をいたしたことを思い出します。

このような流れを大きくしていくためにも、地方からの声を発していくのも大事ではないかと思いますが、あわせて市長さんのお考えをお聞きいたします。

視覚障害者の支援事業の件であります、県も市も、まだ具体的に対応されていないようですが、国の方として、100パーセントの助成で事業推進されているようでありますので、宿毛市としても、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上で再質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 野々下議員の再質問にお答えします。

先ほど、再質問の中で、段階的な合併に賛成していないというふうなことですけれども、それは課題が多過ぎるというふうなことで、私は特に反対ということではございません。そこところは訂正しておいていただきたいと思います。

段階的合併を考えるのか、単独を選択するのかと、2015年までですね。これも、2015年までになったときに、6市町村が合併するのかどうかというものも、まだ決まっておりません。

私自身は、合併そのものについては反対では

ございませんし、このエリアを、エリアの中の方々に、さあ行政サービスを等しくサービスしていくということは大切なことであると。

現に今、大月町の町民の方と宿毛市の市民の方への行政サービスというものは違っております。そういったことから考えますと、幡多地域の人たちが、同じ行政サービスを等しく受けるということは、非常に大切なことじゃないかと思えますし、また、そうすることによって、この、今、6市町村ですか、その6市町村の財政基盤を強くするというのも、非常にこれは大切なことだというふうに思っております。

基本的には、6市町村が合併をできるということになれば、私は非常にいいことではないかというふうに思っておりますが、ただ、期限を決められた形で、今、四万十市になった、黒潮町になったと。このなった時期に、果たしてその6市町村に、その方々がしていく気持ちがあるかどうか。その辺が、疑問が非常にあります。

段階的合併というのも、1つの手かもしませんが、私自身が思っておりますのは、できれば6市町村が合併をしていく。6市町村が最終的に合併していくということを、確認をし合うことが大切かなと。

その上で、4市町村はしばらく、じゃあどうするんですかというふうなことの議論を深めていかなきゃいけないんじゃないか、そういうふうに自分自身思っております。

合併そのものに、全然反対しているものではないでございますし、合併協議も、宿毛市議会もあるときはすべて賛成もしていただいておりますし、宿毛市民のニーズは、合併に向けてというふうなことの意味のあらわれだったのではないかなというふうに、私自身は思っております。

それから、道州制の問題ですが、この道州制も、やはり大きな、幡多6市町村が合併になりますと、高知県全体が6つの区分になる。そう

しますと、じゃあ、県の役割はどうするんだというふうなことになったときに、じゃあ、道州として、1つの、例えばですよ、四国が1つの大きな自治体として機能する。それには、どういった税配分というもの、富の配分ですね、日本の国として、そういったもの。

例えば、道州制になった場合に、先ほど、経済界の方々が、今、いろいろなことをやって、議論をしております。この方々は、経済的な面から見ております、ものを。四国だけの総生産とか、中国地方、それから九州地方、そういった形の州になりますと、どういった富の配分と申しますか、経済的に自立がしていけるのかどうか、そういったことを非常に考えて、議論もしております。

私も実は、土佐経済同友会のメンバーに入っておりますし、そういった場には出ておられて、いろんな議論も聞かせていただいたり、自分も発言もさせていただいておりますが、なかなかすぐに、経済界としては道州制に賛成というふうなことで進んでおるわけでございます。

私自身の、この宿毛市を今、預かっている身といたしましては、とにかく視点を、国民と申しますか、私にとっては市民サービス。その市民サービスを、やっぱり一番先に考えなきゃいけないんじゃないか、そういった視点を持って、道州制に移行する、大きな合併にするといったことを考えていかなきゃいけない。

先ほど申しましたように、地方分権、世間ではそう言っております。私は、地域が主権をとるというふうな形を、ことが大切じゃないかとは思ってはおりますが、そういった富の配分であるとか、権利をどうするのとか、国はどういったことをやっていくのか。道州になった場合、道州は県の肩代わりをするのか、それとも全然違った形態になるのか、このことを、やっぱり今からいろんな議論が始まるんじゃないかなと

いうふうなことを思っております。

だから、いろんな議論をして、もともとやはり、我々、一番、今、都会と地方の格差があるわけでございます。そういった格差が是正できるような政治形態と申しますか、地方自治形態と申しますか、そういったものに進んでいかなきゃいけないんじゃないか。

道州制が、我々の地域を救うということになれば、もうこれは大賛成でいかなきゃいけないというふうなことも思っております。

それから、いろんな国の行政、地方の行政、これが二重行政にならないようなこともやっていかなきゃいけない。そういった是正をしていくということが、大切なことじゃないかなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 大変よくわかりました。ありがとうございました。

私の質問は、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、一般質問を行います。

市会議員として、初めての登壇ですので、質問内容の説明不足、またお聞き苦しい点があるかとは思いますが、よろしく願い申し上げます。

まず、初めに、一次産業の振興についてであります。

私は、今回、市内の全域を回ってみて感じたことは、テレビや新聞、マスコミ等で報じられている以上に、この宿毛市では産業の柱として、一次産業が支えてまいりましたが、農業、林業、水産業に携わる人たちの高齢化が進み、産業が活力の低下の一途をたどっているのではないかと感じております。

一次産業においては、国内外の産地間の低価格競争により、価格が低迷している状態にあります。そのため、従事戸数が減少し、加えて後継者不足となっていることは、十分認識しておりましたが、予想した以上に厳しい状態にあるのではないかと考えます。

また、一部建設業との兼業で成り立っていた農林業も、建設業への就業の場が激減し、専業での一次産業での自立が求められております。

宿毛市の基幹産業であります一次産業が、衰退していくことにより、活力のない宿毛市にどんどん進行していくことを心配しております。

このような状況を踏まえて、行政においては、本年度の行政方針の中にも述べられておりますように、各関係課の厳しい予算の中で、産業振興を支援するための予算が計上されております。今後の取り組みに、大いに期待するところであります。

そこで市長にお聞きしたいのですが、本市の基幹産業であります一次産業は、アイデアと工夫次第では、まだまだ宿毛市を発展させるための地域資源が眠っているのではないかと思います。

また、雇用対策にも、この一次産業の振興により、改善できる可能性を秘めているのではないかと考えております。産業振興を進めていく上での、市長のお考えをお聞きいたします。

続いて、雇用対策についてですが、4月のハローワーク四万十の雇用情報によりますと、有効求人倍率が0.36倍と報告されております。この数字は、平成11年2月より0.3、0.4倍台の数字で推移しており、この地区での過去の数字よりは、悪いものではありません。慢性的に雇用情勢が恵まれてない地域となっております。

しかしながら、今回の雇用状況で、一番厳しいのは建設業となっております。

公共投資による景気刺激策により、建設業が雇用の大きな受け皿となっておりましたが、今回の求人倍率で一番低いのは、土木作業員であります。

求人数5人に対しまして、求職者数334人、実に求人倍率0.015倍、1.5パーセントの求人もない状態になっております。国の三位一体改革の推進により、大変厳しい財政状況にあり、この予算の縮小のほとんどが公共事業の削減で成り立っております。県下最大の建設業者の事業再生支援、協会の要職にあった会社の破産と続き、市内の建設業者にも経営に深刻な影響が出てきております。

このような状況から、宿毛地区建設業協会では、地域の安全、安心のためには、建設業の生き残りは必要ではないかということで、県下でも先駆けて、協業、合併化の取り組みを行って、集約化の方向で動いております。

しかしながら、集約化によって人員整理が予定されており、雇用の拡大にはつながりません。

平成12年度の国勢調査のデータですが、宿毛市は全就業者数1万2,200人中、建設業に関連するものが1,550人と全体の約13パーセントの状況であります。公共事業が約3分の1に減少しておりますが、これまでどおりに建設業に従事できるものは半分としても、約800人の雇用の減少が見込まれております。

この数字は、私の数字ですが、800人という数字は、工業団地の全部の雇用者数に匹敵する数字であります。これまで、不況の際、雇用の大きな受け皿として受け入れてきた建設業がありますが、地域経済への影響が懸念され、対策が求められております。

県におかれましても、雇用対策チームを設置して、緊急の課題として取り組んでおりますが、市としての建設業、また建設関連産業からの離職者について、その認識、また取り組み、対策

について市長の考え方をお聞きしたいと思っております。

続いて、教育行政についてであります。

国においても、昨年度60年ぶりに教育基本法の改正が行われました。また、昨年10月には、教育再生会議を立ち上げて、教育改革に積極的に取り組んでおります。

その報告を受けて、関連法令の改正が、きのうの国会で成立しております。その提言について、実現が図られようとしております。

高知県においても、昨年度、土佐の教育改革も10年目の区切りの年を迎えて、検証して、総括がなされました。これらを踏まえて、何点かお伺いしたいと思います。

まず、初めにこの4月に着任されました教育行政の最高責任者であります教育長に、教育行政方針、またこの宿毛の教育に携わる決意について、お聞きしたいと思います。

続いて、今回の法改正により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の再生もされようとしております。

その中で、何点か宿毛市教育委員会の現在の運営状況についてお伺いしたいと思います。

1点目は、教育委員会での議論、また学校における問題への取り組み等の教育委員会の活動についてのその内容の公開について、現在の状況をお聞きしたい。

2点目は、いじめ、校内暴力などの学校の問題発生への教育委員会への対応、危機管理について、その方法についてお聞かせ願いたい。

次に、土佐の教育改革についてですが、教育関係者の意識改革も着実に進んで、その取り組みの方向性は妥当であったと評価されておりますが、一方で、学力で小学校、中学年よりあらわれる二極化の兆候、また中学校での落ち込みが課題となっております。

また、地域、家庭の教育力が弱くなっている

という報告がなされております。

この土佐の教育改革の提言、方針を受けて、宿毛市の教育について、2点お伺いいたします。

1点目は、小中学校間の連携、教育の連続性について、宿毛市ではどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

2点目は、開かれた学校づくりの運営に、地域で大変温度差があり、実効性のある取り組みが必要とされています。地域住民が、より権限と責任を持って学校運営に参画できる学校運営審議会が、県立高校で2校設置されておりますが、宿毛市において、学校運営への地域の参画について、取り組み状況をお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

非常に、雇用の問題、建設業の衰退の問題、非常に深刻な問題と受けとめております。

まず、近年、一次産業を取り巻く環境は、ご指摘のとおり、本当に厳しい状況でございます。一次産業に携わっている方々の元気を取り戻して、地域を活性化させるためには、後継者を育成して、やりがいと魅力ある宿毛市の地場産業を確立していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

産地間の競争が大変厳しくなる中で、本市の一次産業が残っていくためには、市民の皆様、そして農協、漁協、行政が一体となって、足元をまずひとつ見つめ直そうではないかというふうな呼びかけをさせていただいております。

大したことをやろうというふうなことは思っておりません、いま一度、自分たちの周り、身近にあるものを見直して、活用していこうということをごさいますして、例えば、我々の周りには、魚、果物、野菜、米、肉など、商品価値のあるものがたくさんございます。これにアイデアと

工夫次第では、宿毛の特産品として、多くの商品を生み出すことができるんじゃないかというふうなことを思っております。

言い方を変えましたら、商品に、自分たちで商品価値をつけることができるんじゃないかというふうなことを思っております。それが、産業おこしにもつながっていくんじゃないかなというふうなことを思います。

地元の資源を使って、地場の産品として、高付加価値商品を生み出して、かつ独自の販売ルートの開拓とか、運送費用の軽減とか、直接、生産者の所得の向上につなげることによりまして、後継者の育成とか、新たな雇用の場の提供ができるんじゃないかなと、そういうふうなことを思っております。

独自の開発ルート、販売ルートをつくるには、効率のよい、流通販売体制が確立されております民間企業と連携を図る必要があるかと思っております。その一体的な体制づくりが望まれているわけでございます。

また、産業を再生するためには、生産流通体系をかえていくことが必要となりますが、農協とか漁協などと連携をとりながら、一次産業の振興を図ってまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

次に、建設業関係のことでございますが、非常に、今城議員おっしゃいましたように、これ、公共事業は非常に落ちているということは、先ほどご指摘のとおりで、3割がた落ちているということです。非常に、深刻な問題。先ほど800人の雇用減ということは、宿毛市2万4,000人足らずの人口の中で、800人の雇用の減というのは、非常に深刻な問題というふうに、私自身も受けとめております。

建設業の皆様方、今まで、いわゆる基盤整備と申しますか、そういうことに対しては、非常に市の公共事業の推進役として、その技術を発

揮していただいたわけでございます。今も、技術も発揮していただいておりますが、この技術の継承という意味でも、やはり基盤整備、まだまだ宿毛市としてはやらなきゃいけない道路の整備であるとか、河川の整備であるとか、がけ崩れのあるようなところを直していかなくや、災害防止をしていかなくやいけない。こういったものについては、すべて建設技術が、非常に重要になってくるわけでございます。

まだまだやらなくやいけない、宿毛市の基盤整備でございますが、国の三位一体改革の推進というものが、非常に厳しい財政状況を生み出しているということは、私も認識しているわけですが、予算が33パーセント、対前年度比で、今年度も落ちております。これは、宿毛市だけのことではなく、大体、政府全体として公共事業費をそのように抑えているというふうな部分がございます、県費の支出であるとか、国費の支出であるとか、そういったものもすべて抑えられた結果で、33パーセント減という形になっております。

このような状況から考えまして、雇用の場の確保をどうしていくかと。具体的に、雇用の一翼を担っていただいております高知西南中核工業団地、平田の団地でございます。それから、あと、まだ企業も張りついておりませんが、宿毛湾の流通工業団地への企業誘致活動を、私自身も関西の方へ行き、東京の方へ行って、いろんな方々と合わせていただいて、そういった活動をさせていただいておりますが、6月11日に企業立地促進法が施行されまして、これに基づきまして、高知県と共同で、基本計画を作成していく中で、進出企業への優遇措置の拡充が図られるような手続を進めておりまして、雇用機会の新たな確保に努めているつもりでございます。

建設業にかかる皆さん、みずからも、先ほど今城議員おっしゃられました協業組合方式とか、これらの建設業の生き残りについての議論を重ねられて、その成果を報告書としてまとめられております。これも承知しております。

また、昨日の、これは日経新聞ですか、四国でも大手の建設会社が、総合建設業でございますが、これ、農業法人を設立されて、農業の方に参入していくというふうな記事も載っております。

いろんな形で事業展開をされておられる企業とか、国や県の各種助成ですか、助成等の情報の共有を行いまして、行政と民間一体になった取り組みをしていかなくやいけない。

また、いいアイデアをぜひ、皆様方ありましたら、私ども、どこへでも、企業誘致にしても、新たな雇用につながるということでありましたら、ぜひ、あちこちあちこち行って勉強もしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 今城議員の一般質問、教育行政方針、また宿毛の教育に携わる私の決意についてのご質問について、お答えをさせていただきます。

平成19年度の教育行政方針、宿毛市の教育行政方針ですが、人権の尊重や豊かな心の育成、確かな学力を備え、困難な課題に立ち向かい解決する、生きる力の育成、生涯学習社会の創造など、時代に即した教育の取り組みを行っていくことを柱としまして、人権教育や学校教育、生涯学習について、宿毛市教育委員会としての方針を定めております。

私は、3月まで現場で実践を行った者として、特に学校教育につきまして、教育行政方針以外にも、4月当初の校長先生や教頭先生と、教育委員会の合同の研修会の中で、私の思いを述べ

させていただきました。

その内容を答弁とさせていただきます。

まず、1点目に、大事にしたいこと。それは、児童生徒一人ひとりに、個に合ったきめ細かな指導を行って、個性の伸張を図ってもらうようお願いをしました。

つまり、一人ひとりの個性を大切にし、特性を伸ばし、認め伸ばすことです。

第2期の土佐の教育改革は、10年目の取り組みの中で、ある一定の成果を上げて終了をしました。改革は終わりではなく、その目指した理念は、それぞれの各市町村教育委員会や各学校での取り組みを、引き続き続けていかなければならないと考えております。

その中で、残された課題を検証し、分析をし、独自の方法で学校経営の中で取り組む必要があると思います。

3点目には、それぞれの教育機関との連携体制の強化であります。保育園と小学校、小学校と中学校等、それぞれの学習、生活等の取り組み内容を共有し、系統だった教育を行うことが肝要であろうと考えております。

また、学校間だけではなく、地域、保護者とも情報を共有して、説明責任をしっかりと果たして、課題を共通認識して、取り組んでいく必要があると思います。

4点目、これは現代ではとても大事なことと考えておりますが、人間関係調整力と申しましようか、そういう言葉があるかどうかわかりませんが、社会性の育成であります。悩みやいさかひがあった場合に、話し合いの解決の中で問題解決をするのがとても不得手なために、だれにも相談ができずに、心を閉ざしている子どもがふえております。

自分の思いを、自分の言葉で、相手にしっかりと伝え、意思の疎通ができる子どもの育成が大切ではないかと考えております。

以上、4項目について述べましたが、教育を取り巻く諸情勢は、以前にも増して厳しい状況ではありますが、子どもたちがたくましく、心豊かに、健康で、充実した学校生活を送れるとともに、一人ひとりが生きがいを持って学び、将来に希望を持てる教育環境を築くために、教育に携わる職員及び関係機関が一丸となって、最善の努力をする決意であります。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、順、ちょっと不同になるかもしれませんが、教育再生会議における教育委員会の改革について、教育委員会についてはどのように考えておるかという質問であったと思いますが。平成19年の1月24日に発表をされました教育再生会議の第1次報告の中には、4つの提言が盛り込まれておりました。

その1つとして、教育委員会の改革が提言をされております。提言の中には、教育の再生のためには、教育委員会の再生が不可欠とし、説明の明確化、教員人事権の委譲、第三者機関による外部評価等が提案をされております。

社会の変化とともに、学校や家庭、地域とのかかわり方が変わり、教育委員会の存在意義についても見直しが必要だと考えております。

しかし、人事権等の権限委譲を唱えながら、国や県の指揮監督権限を強化する等の提言には、私は疑問を持たざるを得ません。

教育委員会においては、学校における開かれた学校以上に、地域に開かれた委員会を目指し、教育行政を進めてまいります。

なお、今後、委員会の外部評価制度が導入されることとなれば、第三者機関として、市民や議会等の評価を受けるべきであると考えております。

それから、学校で起きた事件とか事故について、教育委員会はどのように情報を吸い上げて、公開しているかというような質問があったと思

いますが、そのことに関してましては、宿毛市の小中学校の管理規則の中に、校長の報告義務を規定しております、それに基づいて学校の事件や事故については、学校長より報告がなされております。

そして、情報公開の件ですが、事件や事故については、大半が個人情報に関するものであるために、一般的には、簡単には公開ができません。しかし、子どもの教育は、学校だけで担えるものではなく、地域社会や家庭が、それぞれの役割を果たして、相互に情報交換と説明責任を果たして、子どもをどのように育てていくかについて、共通認識を持ち、連携協力していくことが大切だと考えております。

現在、教育委員会からは、不審者情報を初め、各学校に知らせるべき内容は、連絡をしておりますが、学校や保護者、地域間においても、それぞれがつながりを持って、情報交換ができていると考えております。

続きまして、いじめとか校内暴力などの学校で発生した問題への教育委員会の対応について、お答えをいたします。

教育委員会内におきまして、平成13年度に教育研究所を事務局として、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設立し、いじめ、不登校、虐待、問題行動について、学校、地域、子ども支援会議及び関係機関との連携を図りながら、予防と解決に取り組んでおり、児童生徒の健全育成を推進してきました。

本年度につきましても、今期定例会の予算案にも計上させていただいておりますが、問題を抱える子ども等の自立支援事業を県から委託を受け、実施する予定となっております。本事業につきましては、不登校、暴力行為、いじめ、虐待といった学校が抱える課題につきまして、未然防止、早期発見、早期対応につながる取り組みとして、子どもの状況把握や、関係機関と

のネットワークの確立、活用を図ると、今以上に関係機関との連携を図りながら、予防と解決に取り組み、児童生徒の健全育成を推進いたします。

また、教育委員会及び青少年育成センターに、いじめ相談電話を設置するとともに、市内中学校へスクールカウンセラーの配置や、適応指導教室に相談員を配置するなど、学校で起こる問題に対応しておりますが、学校ではさまざまな問題が発生をします。

その内容につきまして、専門性や時間、機能などの面で、学校の範囲を超えるものであれば、能力範囲を超えるものであれば、医療機関、福祉機関、警察と、関係諸機関と連携を持ちながら、対応する必要があるため、実態把握に努め、支援や指導を行っております。

学校だけで解決できるものには限度がありますので、学校からの情報を収集する中で、宿毛市全体の問題として、取り組んでまいります。

それから、小中学校間の連携、教育の連続性について、お答えをいたします。

現在、小中学校の連携はもとより、保・小の連携を含んだ取り組みを推進しております。

本年度におきましては、橋上小学校、橋上保育園が、連携を通して情報交換をし、ともに活動する中で、子どもたちをともに育てることを目的とした事業の実施を、今期定例会の予算案で計上させていただいております。

また、沖の島小中学校では、小中一貫教育を実施しており、小中の先生たちが授業交換をする中で、それぞれが指導方法について研究しております。

教科の専門知識を持った先生が、小学校で授業を行い、子どもたちにいろいろな発見があり、学習に対する意欲が高まっているなどのよい結果が出ているとの報告を受けております。

それから、宿毛市における学校運営への地域

の参画について、これは開かれた学校づくり推進委員会の取り組みについてでございますが、お答えをいたします。

地域や保護者の参加をいただいて、地域全体で学校の課題を解決することを目標に、土佐の教育改革の取り組みの1つとして、全公立学校に開かれた学校づくり推進委員会が設置されました。設置後、10年が経過をし、推進委員会の活動が停滞している地域も見受けられるのも事実でございます。

しかし、保護者や地域が積極的にかかわり、子どもの教育面だけではなく、登下校の見回り等、安全面においてもかかわりを持っている地域もあります。

土佐の教育改革の総括と提言の中にも、開かれた学校づくり推進委員会等の既存組織の活性化、再構築の取り組みを進め、地域の人材を学校運営の中で活用するようにとあります。

これからは、開かれた学校づくり推進委員会に、学校運営に関する情報を、できるだけ提供をしていく中で、子どもをどのように育てていくかについて、共通認識を持ち、学校運営に関して議論を深めていくことも必要だと考えております。

そのためには、学校のみならず、学校を管理する教育委員会のあり方も、見直すべきところは見直し、今後ともに地域に開かれた教育行政の推進を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、議員のご質問、県のように学校運営審議会を設置し、取り組む考えはないかのご質問がありましたが、宿毛市においても、市民からの意見の集約は、6月1日付で10人の教育審議会委員を委嘱しましたので、その中で対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、再質問を行います。

市長の一次産業振興に対する熱い思いが感じられました。施策を展開しても、すぐには効果が出る問題ではありませんが、今後、一次産業の振興の展開に対して、期待しております。

雇用対策ですが、公共事業を中心とした地域経済の産業構造を変えろということで、大変時間のかかる問題だと思います。宿毛市に雇用が少ないため、都会に出稼ぎに行かれる方もふえております。宿毛市の人口も、昭和40年ごろより2万6,000人くらいで推移していましたが、この二、三年で減少の速度が急激に早くなっております。2万4,000人を切っている状況になりました。

企業の誘致、また先ほどの一次産業の振興を地道に取り組んでいく以外、特効薬はないという状態ではございますが、建設業従事者の推定800人の労働移動は既に始まっておりますので、危機感を持った取り組みをお願いいたします。

また、雇用情勢は逼迫しております。当面の雇用を確保するような、短期的な対策も必要になっております。よく、職員が草刈りとか、清掃をしているわけですが、これは大変評価されることですが、今の雇用情勢を考えると、緊急の雇用対策として、臨時職員を採用したり、業務を発注して、手の行き届いていない市の施設の維持管理を行うこととかの施策も必要ではないでしょうか。

行政改革に取り組んでいる時代に逆行しますが、行政が短期的な緊急雇用対策に取り組む必要性について、お聞きしたいと思います。

次に、教育行政についてですが、すばらしい決意をありがとうございます。今後、教育長の行動に期待しております。

教育委員会の運営状況についてですが、教育

委員会は、先ほども申されましたが、地域の教育に対する責任と、住民への説明責任があると思います。教育委員会での委員の議論、学校の取り組み、また先ほどの教育審議会の議論を情報公開により、市民や議会による検証が必要だといわれております。

宿毛広報に、教育委員会だよりのページを設けて、その透明度を高めて、開かれた教育委員会へ取り組んだらいいのではないのでしょうか。

教育長に、開かれた教育行政への取り組みについて、再度答弁をお願いします。

校種間連携については、小1プロブレムの解消に向けて、橋上地区で予定されている取り組み、中1ギャップへの取り組み、また開かれた学校についても、現在の問題点を聞かせていただきました。いろいろな取り組みに対して、常にチェックとアクションが必要です。

継続的な改善により、現在の課題に取り組んでもらいたいと思います。

最後に、市長にですが、昨年度、市長と児童生徒の交流事業といたしまして、直接、子どもたちに出前授業を行っております。大変、子どもたちにも意味の深いものがあったと思います。

水泳大会を訪問したり、市長が直接、学校を訪問することは、いろいろな面で効果があると思います。本年度も、この交流の時間をとって、ぜひ実施の拡大をお願いしたいと思います。

以上、再質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えをいたしますが、何らかの緊急雇用ということでございますが、なかなか、先ほども申し上げましたように、さっと、緊急に雇用して、市役所がということが、なかなか今、今の時点でぱっと頭に浮かんでできません。

ただ、ご質問の趣旨は承りました。できるだけのことについては、していかなくや、努力は

していかなくやいけないと思います。できるものがあるかどうかにつきましては、ここで明確な答弁は、少しできかねますが、ご了解を願いたいと思います。

また、私ども、いろいろな、ここの製品を使って、先ほど、一次産業のことを申し上げました。これも、やはり建設業の協業組合も結構でございましょうが、やはりほかの仕事も兼ねた形での、せつかくの技術力と申しますか、大型の機械を持ったりしておられますから、そういったものを生かした取り組みと申しますか、異業種への転換、全面的な転換ではございません。そういったものも、考えていたらどうかというふうなことを思っているわけでございます。

緊急雇用で、さっと出ませんので、まことに申しわけございません。

それから、もう1点、出前授業のことでもございました。これ、私も余り、教育者ではございませんが、中学生とか小学生とか、学校の現場に出て行って、触れ合いをさせていただくことは、非常に、私にとっても貴重なことでもございますので、時間をとりまして、教育委員会の方、また学校の方と連携をとりまして、行かしていただけるものであったら、またぜひその現場の方に行って、子どもたちと話をしたり、いろいろな運動をしたりという形をとらしていただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 今城議員の再質問にお答えをいたします。

1点目は、開かれた教育委員会についてのご質問であったと思いますが、教育委員会としても、市民に開かれた組織であることは、とても必要なことだと考えております。市民の皆さんにも、教育に対する関心を持っていただくためにも、広報やホームページで情報を提供するよ

うにいたします。

必要なサービスだと、考えております。

それから、いろいろな取り決めについて、チェックを怠らずに検証をし、それぞれの取り組みが、成果が上がるように工夫をしております。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮本有二君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、市長、教育長より前向きな意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、私の初めての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 一般質問を行います。

午前中に、野々下議員と今城議員の簡潔かつ中身の濃い、堂々とした一般質問を聞きまして、まことに心強く思いましたし、また、教育長の答弁も、本当に丁寧なご答弁で、これからの4年間、こういう方たちと宿毛市のために、お互い力をあわせることは、大変な喜びだと、心からうれしく思っております。

ところで、市長も任期が12月25日まで、あとわずかとなったわけでございますけれども、けさの一般質問のやりとりを見て、やはりこういう方たちと今後4年間、市政を担当することに、多分、私は喜びとやる気を起こしておると理解しておりますが、その私の理解は間違っておるでしょうか、お心のうちをお聞かせしてい

ただければ幸いに思います。

続きまして、合併でございますが、私が通告いたしましたのは、合併問題と教育長への行政方針の通告をしておりましたけれども、お聞きのとおり、野々下議員、今城議員から、大変中身の濃い質問をしていただきまして、また丁寧なご答弁をいただきましたので、私の聞くところは、残念ながらなくなってしまいました。

しかし、せっかく通告をしておりますので、大変蛇足ではございますが、二、三補足させていただきたいと思っておりますので、ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

言い尽くされた言葉ではございますが、国の借金が832兆円、県の借金が8,000億円、宿毛市の借金が230億円、国民1人当たりがおよそ850万円もの借金があるといわれておりまして、既に国自体が、北海道の夕張市の後を追っているような姿でございます、そのために道州制、そして市町村合併が叫ばれているわけでございます。

県は、このたび、新合併特例法を適用いたしまして、だれでも、どこでも安心して住める地域づくりをするということで、新合併特例法にかんがみて、合併をやりたいということを言い出しております。

この5月20日に幡多広域ブロックの説明会がありましたが、幡多広域と申しますと、四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村でございますが、この幡多広域ブロックが、合計の人口が約10万1,000人でございます。この10万1,000人をもって、2017・8年ごろから30年ごろにかけて、約10年から20年ぐらいの間に、県下を6つのブロックの基礎自治体として合併をするというのが、この幡多広域ブロックでございます。

その中で、知事が申しますには、2009年度末、すなわち3年を既に切ったわけござい

ますが、土佐清水市、宿毛市、大月町、三原を、4つをあと3年以内に合併をするという、とてつもない説明があったわけでございます。

私は、この大月、三原、宿毛でさえ、あれだけの苦難の中から合併をようしなかった。その上に、土佐清水が入って、3年以内にやるという、あの知事の説明。しかも、わずか30分の説明と、30分の質問で打ち切りと。一方的な説明でございましたが、これで果たして、本当にできるんだろうかと思うわけでございますが、この話を聞いて、既に1カ月が過ぎました。市長は、その間に、この4市町村の首長さんと、この件について話し合いたしたことはないか。

また、時間的に余裕がとれるのであれば、いつごろ話し合いをしてみたいというお考えがあれば、お聞かせさせていただきたいと思えます。

次に、教育長にお聞きしたいと思えます。

昨年10月14日に、嶋教育長の任期がきまして、退職いたしました。教育長と申すのは、もう教育行政の委員長、並びに教育長はトップでございまして、一日たりとも空白のできない、すぐに再任をしなければならない人事案件ではありましたが、市長は、あなたの人格、識見、そして教育現場での経験等を踏まえ、しばらくの空白期間があっても、どうしてもあなたを教育委員にお迎えしたいという強い希望であったようでございました。

そして、議会といたしましても、市長と同じ思いがありまして、3月議会で全会一致で、教育委員にあなたが任命されました。

その上で、教育委員の互選の中で、めでたく教育長として着任されたわけでございますが、そこで1つお伺いしたいと思います。

平成19年度教育行政方針でございますが、本来でしたら、教育長になられましたあなたが、自分のお考えで教育行政方針をつくりたいと思うのが当然ではないかと思えます。しかし、先

ほど申しましたように、あなたの着任は4月1日でございますので、残念ながら、この教育行政方針については、あなたのお考えが加わっていないと考えてもやぶさかではないかと思えます。

しかし、教育委員長を中心に、事務方の皆様方が大変の苦勞の中でつくられた教育行政方針でございますので、立派な中身だとは思いますが、けれども、今、教育長になられましたあなたが、この教育方針に対して、何かつけ加えることがあれば、この席でご披露していただきたいと思えます。

続きまして、早稲田大学の件につきまして、お伺いしたいと思います。

宿毛市出身の小野 梓さんが、早稲田大学の建学の母といわれまして、当市と早稲田大学は大変深い仲にあるのは、もう皆さんご承知のとおりでございます。

特に、それにかんがみて、早稲田大学から市内の生家の跡を寄贈され、梓公園として整備をいたしました。また、今回は、高知銀行跡地を第二公園用地として寄贈もしていただきました。

こういうことからかんがみて、宿毛市といたしましては、早稲田大学に対して、何をおいてもご協力しなければならない間柄ではないかと思うわけでございます。

そこで、早稲田大学が創立125周年を記念いたしまして、大都市でございます札幌、大阪、広島、そしてうれしいことに、4番目にこの宿毛市を指定していただきまして、8月4日、5日に早大フェスタを開くと。すなわち、早稲田大学のフェスティバルを開いてくれるという計画のようでございます。

3月議会で、宿毛市としては、50万円の実行予算を組んだわけでございますけれども、それ以外の費用は、すべて早稲田大学持ちでございまして、その内容としては、芸術・文化・ス

スポーツと、広く市民や交友関係と交流をしたいというようなことだそうでございますが、ここでこの早稲田大学フェスティバルを市民に広くピーアールする意味も兼ねて、その内容、時期、場所、その他を詳しくご説明をしていただきたいと思います。

1回目を終わります。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、西村議員の一般質問にお答えをいたします。

冒頭、西村議員が、今後このような皆様方と4年間をやっていく気があるかどうかということは、遠まわしに、私の任期、12月でございますが、次も出馬してやる気持ちがあるかどうかというふうに受けとめてよろしゅうございましょうか。

ただいま、自分の気持ちとして、突然、ご質問が出たわけですが、今、非常に財政状況も悪い。先ほど、午前中にも、雇用状況も悪い、こういったどん底的なところで、これから市民と一体となって、皆さんで産業おこし、雇用の確保とか、いろんな課題がたくさんあります。

そういう意味におきましては、私も今、3年間、丸々3年間過ごしてきました。そういった形のもので、もう少し実を結ぶまでは、きちんとしなきゃいけないんじゃないかというふうなことを思っております。今、先ほどのお話の中で、任期がきました後も、皆様方と、ぜひ、市民と一緒に、市民のための行政を、ぜひ引き続いてやっていきたいというふうなことを、今のところ思っております。

それから、次に、合併の件でございます。その5月20日から、4市町村長と話したかということで、残念ながら、いまだ4市町村長とはお話の場を持っておりません。

ただ、6月15日に新たに県議員になられたお二人と、3市町村、選挙区でございますが、

西村議員も、5月20日には、広いところで県議員選挙をやったらどうかという、知事にも質問をされて、返事はなかったということでございますが、せっかく地域から出られた県議員さんと、市町村長ということでお話し合いしようということで、一度話し合い、これは特にテーマはあるわけではなくて、そういった県とのパイプ役も含めた県議員さんと、市町村長が話し合うということは、いろんな問題について、話し合うのはいいことじゃないかということで、お話し合いを持ちました。

そのとき、ちょっと連絡の行き違いがありまして、大月町長がご欠席になったわけですが、そういったことを今、始めております。

それから、今まで4市町村長とはお会いしておりませんが、幡多広域組合の会議が、今度7月6日でございます。そういったところでも、今回の広域の合併の話も少し出るんじゃないかというふうなことは、思っております。

ただ、先ほど、野々下議員のご質問でお答えもさせていただきましたが、合併が3市町村で破綻したときの反省点として、私は、非常に膨大な労力と費用をかけて、合併協議会を立ち上げて、最終的に議会の否決ということになりました。これは大月町の議会でございます。そういった場合がありましたので、先ほど申し上げましたように、この合併をする手続の関係についても、もうちょっと改善していかないと、そういったものに莫大な費用を使う時期じゃないだろうというふうなことを思っております。

これは、4市町村だけでなく、市町村長だけでなく、できましたら議会の代表の方も一緒に、一緒に会って、いろんなお話をした方がいいんじゃないかなというふうな気持ちを持っております。

まだ決まっておりませんが、4市町村長で会うという、この問題について会うということ

が決まりましたら、ぜひ議会の、それぞれの議会の代表の方も、出てきていただいた方がいいんじゃないかなと、そんなことを思っております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、西村議員の質問にお答えする前に、午前中に、今城議員の答弁の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

いじめ、不登校、虐待についてのその問題の取り組みについて、いじめ相談電話を、教育委員会と青少年育成センターの中に設置しておりますと述べましたが、電話の設置は教育委員会のみでございますので、おわびをして訂正をしたいと思います。どうも失礼をいたしました。

それでは、西村議員の質問にご答弁をいたしたいと思います。

教育行政方針につきましては、先ほど、今城議員にお答えをしたことと重複する点もあろうかと思いますが、せっかくでございますので、私の教育に対する思いが、できるだけ伝わるように、お答えをさせていただきます。

国の行政改革が推進される中、それぞれの地方自治体は、財政面で一層厳しい状況が続いています。その中では、経費の節減や各種の事業の見直しや効率化が求められております。

教育界におきましても、教育基本法の改正や、それに伴う教育三法が、昨日、国会を通過しました。人事評価制度の実施、学校評価制、学力保証、いじめによる児童・生徒の自殺問題、学校生活に適應できない子どもの増加など、教育界を取り巻く環境は、大変厳しい状況です。

教育長に就任して2カ月が経過したわけですが、就任当初の各校の校長先生、教頭先生に、教育行政方針を一步進めた形で、具体的に教育長としての私の思いを述べさせてもら

いました。その一部を答弁とさせていただきます。

その中では、学校教育について、次のようなお願いをしました。

その1つは、一人ひとりの個性を大事にし、それを伸長するような取り組みをしてもらいたいということです。

学問のできる子どもも、かけっこの早い子どもも、美しいものを音で表現したり、書いたり、描いたり表現できる子ども、優しい心を持った子ども、年老いた人に親切にできる子ども、いろいろな子どもがいます。

その特性を、優劣をつけずにそれを認めて評価し、自分を大切に生活ができる子どもの育成を進めてもらいたいと、こんなふうに思っています。

自尊心の弱い人間は、他人を大事にしない傾向があると言われております。

2点目には、かかわる力を育成する必要があると思っております。これは、全国的な問題であります。家庭崩壊や保護者に子どもを育てるという意識が欠如するなど、本来の家庭の教育力が低下していることは事実でございます。気の向かないときは、いつでも中断できるゲーム的なひとり遊びに終始する余り、相手の注文を調整して、自分の思いを抑えたり、自分の思いが通り、喜ぶなどの生活体験が足りないためか、人間関係を調整する力が不足していると思

います。本来は、主に家庭や地域で培われる力を、意図的に学校の生活の中で取り入れ、家庭、地域と連携をして、子どもの育成を図ることが急務であります。自分の思いがかなわないときに、他人を傷つけたり、物にあたり壊したり、自分を傷つけたり、引きこもりになったりせず、友達や先生、周りの自分とかかわりのある人と話し合いをしながら解決する力の育成が、今ほど

求められているときにはないではないかと思っております。

3点目には、各学校にそれぞれの課題があるはずですが、それぞれの課題に向けて、独自の取り組みをしていただきたいと思います。価値観が多様し、家庭や地域のニーズに対応するためには、もはや学校だけが、どんなに一生懸命の取り組みをしても、対応できなくなってきました。いろいろな機関との連携が大切であります。なかんずく、保護者に学力向上を含めた学校経営をしっかり説明して、理解を得、協力体制をしっかりとることが最優先すべきと考えております。

あんな先生に習っては学力はつかないし、豊かな心も育たないと子どもの前で教師批判をするような環境の中では、よい子は育ちません。反対に、あんな先生に習ったら勉強もできるし、立派な心の持ち主になれると言われるのでは、大違いだと思います。

保護者も、先生にどんどん要求をし、先生もそれに対して、説明責任をしっかりと果たすような取り組みが必要であると考えております。

最後に、いろいろな機関と連携をして、知恵を出し合いながら、物まねではなく、独自の方法で宿毛の教育の向上と改革に取り組むように努めていこうと考えております。

本市は、幕末以来、この小さな町であるにもかかわらず、日本を舞台に活躍されたすばらしい人材を輩出した地域です。将来、中央で活躍し、宿毛を愛し、宿毛の地域おこしに力を注いでくれるような人材を、1人でも多く育成するための取り組みを、学校を中心に組み立てていかなければならないと考えております。

運動部では、放課後や長期休業中も熱心な指導がなされていますが、文化的な活動については、吹奏楽部など、一部の活動以外は少し低調の感があると思います。英語の好きな子どもや、

科学の実験が好きな子ども、絵を描くのが好きな子ども、その他いろいろな子どものニーズに対応できる体制ができ、知的興味を高めるような取り組みがなされ、高校や上級学校でその才能が開花できるようなシステムづくりを進める必要があるのではないかと考えております。

金がないと嘆いても仕方がないので、知恵を出し合い、教育の方法を工夫して、子どもに力をつけることで、地域おこしができるように努めてまいりたいと考えております。

それから、次に、早稲田フェスタの取り組みについてでございますが、早稲田大学と宿毛市は、本市出身の早稲田建学の母と呼ばれている小野 梓の関係により、以前から深くかかわりを有しており、本年3月には、第14代の早稲田大学総長 奥島孝康さんを宿毛の名誉市民に就任していただきました。

今回、早稲田大学が設立125周年を迎えるにあたり、8月4日、5日の2日間で文教センターや運動公園を中心に、市内の公共の施設を活用して、早稲田フェスタ in 宿毛と銘を打って記念イベントを開催いたします。

本イベントは、梓会、青年会議所、観光協会、商工会議所、行政等で実行委員会を組織し、運営に当たることとし、現在、早稲田大学とイベントの内容を協議し、おおむね決定をしているところでございます。

内容といたしましては、早稲田大学 島善高さんによる基調講演や、料理研究家の森松平さんによる講演、童話歌手、すがはらやすのりさんのコンサートを初め、各種スポーツ、英会話教室、運動講座など、児童から高齢者まで、多くの市民が参加できるイベントを計画しております。

周知方法といたしましては、ポスターの掲示や行政チャンネルの放映や、市の広報にも掲載し、市内小中高等学校並びに関係スポーツ団体

等へ呼びかけを行ってまいります。

また、宿毛いごっそ太鼓で歓迎をし、このイベントが盛大に開催できますよう、実行委員会において取り組んでまいっております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 先ほどの一般質問の野々下議員と、私がこれから言う数字が若干違っておるかもわかりませんが、これは統計の違った年度の違いでございますので、お含みおきをお願いしたいと思います。

さて、合併でございますが、市長も合併の必要性は認めておりますし、今までの経過を見ても、市長はどうしても合併でやらなければならないという熱意も、十分に伝わってきておるわけでございますが、ただ、今回は、清水が加わったということを、私は非常に、今までの経過から見て、重く受けとめております。

しかし、たとえそれであっても、やらなければならない。しかも、残すところあと3年を切っておると。こうしておる間にも、月日はどんどん過ぎておまして、はや1カ月も過ぎたけれども、まだ具体的に話が進んでないということでございますが。

ちなみに、2005年度の1人当たりの地方債の残高を、この4つの市町村あげて言いますと、県内では三原が4番目に借金が多くて156万円、全国1,821の市町村のうちの121番目に借金が多いと。そして、この三原は、これだけ借金がありますけれども、住民投票で合併は反対だったわけでございますが、次に県内に13番目に借金が多いのが大月町でございまして、1人当たり107万円。全国で284番目の借金でございます。そして、清水市が、高知県では21番目に借金の多い市でございまして、1人当たり81万、全国では455番目。そして、当宿毛市が、県下では31番目ではご

ざいですが、1人当たり58万円で、全国で736番目に借金が多いということでございまして、この4つとも、決して裕福ではございませんし、これは2005年でございますので、今の時点ではもっとふえておるわけでございます。

この公債比率というのは、もう皆さんご存じのように、18パーセント以内という目標値があるわけでございますけれども、当市の場合、17年度は既に18パーセントを超えまして、18.9パーセント、18年度が19.3パーセント、19年度末、来年の3月末は、予想ではございますが20.1パーセントになるのではないかとわれておまして、自慢ではないが、いつ北海道の夕張市の後を追ってもおかしくないようなこの4市町村でございまして、どうか合併に向かって、市長の全力で投球していただくようお願いする次第でございます。

さて、その5月20日の説明会でございましたが、私は、知事がわずか30分で説明を打ち切りましたので、ちょっと知事を怒らせてみたくなりまして、知事に権限がないことは十分、百も承知で、知事に、この合併を進めるに当たっては、79万県民の賛同を得るよりは、39人の県会議員を説得する方がしやすいから、県会議員の選挙区を、この6つのブロックにして選挙をしてはどうですかと、問いかけました。

多分、知事は、議会のことは私には権限がありませんと言うんだろうと思いましたが、残念ながら、返事をしていただけなかったわけでございますが。

その質問の前に、私は、知事に、知事がこうしてここに来て説明してくれるこのお気持ちを、4年前に持っていただければ、もっと合併は進んだのではないのでしょうかと。しかも、その4年前に、県会が合併についての姿が見えなかった。それを見せるためにも、県下を6つにするのが、これは大変じゃと県民が騒ぐ以前に、せ

めて県会議員をまとめて、その6つの選挙区で、少なくとも10年先であれば、最低2回、ちょっとずれば3回の県会議員の選挙をやることになりますので、自然とこの6つのブロックが広く県民に浸透するのではないかという思いで、知事に質問したわけでございますが、残念ながら答弁はいただけませんでした。

どうか、またの機会がありましたら、これも含めて、市長が先ほど申されましたように、合併はどうしても、最終的には議会が権限を持っているので、議会の方向性を決めていただいた方がいよい思うと言われましたが、私も全く同感でございます。これから合併について話し合いするのであれば、先に合併をするということを決めておいて、さて中身はどうするかというふうな話し合いに入るのが一番いいのではないかと思います。どうかその線でもよろしくお願ひしたいと思います。

なお、大変、県会議員の選挙区を6つにせよというふうなことを申しましたけれども、ちなみに今回の選挙結果を見ますと、選挙区が小さいものですから、4つの選挙区が無投票になり、8人の県会議員が無投票で選出されております。やはり県会議員の数も多いのではないかと、ちまたでは言われておりますし、議会改革、そういうことも考えても、県民の中からこういう意見があってもいいのではないかという気もいたしておりますので、ご理解をしていただきたいと思ひます。

そして、冒頭に私がお伺ひいたしました今後の4年間、本当に突然、失礼とは思ひましたが、お聞かせしていただきましたところ、大変前向きなご答弁をいただきました。私たちも心躍る気分でございますので、どうか前向いてやっていただきたいと思ひまして、心よりエールを送らせていただきます。

次に、教育長にお伺ひいたしますが、この行

政方針は、教育委員長初め皆様方が一生懸命つくったものでございまして、なかなかつけ加えたり、削除する、そういうことは言えないのが当然でございまして、また、私はそういうことをする必要のない教育行政方針だと思っております。

ただ、読ませて、教育長もいみじくも申しましたが、学校は少子化しておるし、そして予算も切り詰め、改革もしなければならぬと言っておりますが、全くそのとおりでございます。

その中で、この教育行政方針にるんると15の項目を挙げて、こういうことをことしはやりたいということが挙がっておりますが、その中の15番目、最後の端の15番目に、わずか2行だけ、学校の統合問題について触れております。少なくとも、今、現実問題として俎上にならぬこの問題は、15どれをとっても重要な課題ではありますけれども、もう少し行政方針の中で、厚く取り扱ってもいい内容ではなかったかなと思ひましたので、あえてお伺ひしたわけでございますが。

これにつきまして、もう一度感じるところがあれば、教育長にお伺ひしたいと思います。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 西村議員の再質問にお答えをいたします。

教育行政方針の15番目に、学校統合のことについて、2行ほどであらわされておりますが、そのことの中身について、思いも入れながら答弁をせよということでございますので、お答えをいたします。

子どもはもちろん、集団の中で教科学習はもちろんのこと、友達と協調したり、連帯性を培いながら、お互いに切磋琢磨をして成長をしていきます。今後、多様な教育活動の可能性が広がってまいります学校教育環境を整えるためには、統合対策校には、それぞれ地域の諸事情や、

地域の人たちの学校に対する愛着があると思いますが、子どもたちの将来を見据えて、大局的見地から学校の統合は避けて通れない、推進していかなければならないと考えております。

学校の適正規模につきましては、文部科学省令における学校設置基準の第5条の規定によりますと、特別な場合を除きまして、同学年で1学級で編成するとしております。多様化する学校教育においては、理想としては、単式学級が望ましいものとされております。

学校の統廃合につきましては、平成17年度に策定をしました宿毛市の行政改革大綱集中改革プランにおきまして、栄喜と小筑紫と田ノ浦小学校の統合と、宿毛、橋上中学校の統合が示されております。

このプランに基づきまして、教育委員会では、各校区に赴いて説明会を既に行っております。

こうした取り組みに加えまして、現在、市内の小中学校、並びに保育所のあり方につきましても、市長部局とも一体になって、検討を進めております。

この取り組みの経過を見極めながら、教育委員会としての長期ビジョンを作成し、教育審議会にもはかり、望ましい教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 15番西村六男君。

○15番（西村六男君） 教育長のお気持ちは十分理解をさせていただきました。その方向で、鋭意努力していただきたいと思っております。

ただ、学校の統合となりますと、どうしても子どもの教育もさることながら、地元の方々は地元が寂れるとか、学校がなくなるのは、昔からの大切な地元の財産がなくなるとか、いろいろな理由をつけて反対されます。なかなか思うようにならないのが現実でございます。十分、そこは理解しております。

しかし、現実には変わりつつあると、私は認識しております。と申しますのが、お隣の犬伏町は、もとは13校あった小学校が、現在は10校になっております。ところが、ことしはその10校をすべてまとめて1校にするということを、議会でも議決して、既に用地買収にかかる予算もつけました。

また、同じ幡多郡内の黒潮町の馬荷小学校ですが、馬荷小学校といいますと中村の古津賀のトンネルを抜けてすぐの部落が上田の口でございしますが、その部落から蕨岡へ抜ける山道の中間にある学校が馬荷小学校でございしますが、現在、休校しております。

この馬荷小学校が、国の事業として、国の委託を受けた東京のNPO法人が、社会問題化しております引きこもりや、ニートの若者らに生活と労働体験の場として活用させることになり、町長としては、諸手を挙げて賛成いたしました。

その理由は、地域経済に効果が期待できるということで、全面的歓迎でございますし、また、地区長は、雇用が確保され、地域が活性化されると、学校があったとき以上に活性化されるということで、大歓迎をしております。

すなわち、統合はだめだという考え方から、発想の転換をして、全国には地域と学校と教育行政者の間が力をあわせて、明るい未来を夢見て、大いにこういう方向でやっているところが多々あるわけございまして、どうか教育委員会も、統合問題については、自信を持って実行していただきたいし、私たちもできるだけ応援はさせていただきたいと思っております。

答弁は求めませんが、ますますのご活躍をお祈りいたします。

終わります。

○副議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 4番、一般質問を行います。

初めての一般質問でありますので、これまでの議会で議論を尽くされた問題や、結論が出ている問題もあろうかと存じますが、新人議員に免じてお許しをいただきたいと存じます。

私は、元気に福祉、頑固に福祉をスローガンに掲げ、4月の選挙戦を戦ってまいりました。選挙期間中は、市内60カ所の街頭より、福祉の問題や平和の問題等、選挙に臨む基本的な所信について訴えてまいりました。そのことが、市民の共感をいただいたものと確信をし、市民と市政のパイプ役として、また宿毛市における福祉の充実に向けて努力を続けてまいりますので、執行部並びに同僚議員のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

それでは、通告いたしました点について、質問をいたします。

まず、初めに市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

昨年9月に発足した安倍内閣は、「美しい国日本」をつくると言って総理大臣に就任いたしました。

しかし、皆さん、その実態はどうでしょう。総理に就任するや否や、任期中に憲法を改正すると明言をいたしました。次に行ったのが、教育基本法の改正であります。教育の憲法といわれる教育基本法の改正は、教育への国家権力の介入や、愛国心の押しつけにつながるものであります。

昨日は、教員の更新制度の導入等を盛り込んだ教育三法の改正案を、与党の多数で可決をいたしました。そして、防衛庁の省への昇格、憲法改正の手續を定めた国民投票法案を可決成立いたしました。まさに「美しい国 日本」ではなく、「戦争のできる国 日本」づくりに邁進しているのが、安倍内閣の実態ではないでしょうか。

歴史は繰り返されると言いますが、60数年

前のあの痛ましい時代への逆戻りをする政策であります。

このような安倍内閣について、市長はどのように思っているのか、所信をお伺いいたします。

次に、教育委員の選任問題についてであります。

まず、冒頭に、教育長に就任されました岡松氏に対しまして、心からお祝いを申し上げます。

さて、このことにつきましては、既に昨年の12月本議会において議論はなされ、議会は市長の提案のとおり同意をいたしました。

岡松教育長は、本年4月1日に教育委員に任命され、互選により教育長に選任されたこととはご案内のとおりでございます。

そこで、一連の経過につきまして、市長及び教育委員会に対しまして質問をいたします。

なお、質問を通じて、岡松教育長に対する評価を言うつもりもありませんし、個人的には立派な方であると思っております。

まず、市長に3点ほどお伺いをいたします。

1点目ではありますが、市長は、岡松氏を教育委員として考えた時点で、岡松氏が現職の益野小学校の校長でありましたので、任命権者であります高知県教育委員会に相談をされましたか。相談をしたとすれば、その内容はどうか、お伺いいたします。

2点目は、市長は、岡松氏に対し要請を行ったときに、3月末まで校長としての職務を全うしたいという強い意向を承知していたにもかかわらず、どのような理由から12月議会で選任同意議案を提案したのか、お伺いをいたします。

3点目は、市長は選任同意議案が議会での承認後、速やかに岡松氏を教育委員に任命すべきであったと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、教育委員会に対して、2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目は、市長の要請に対して同意され、議会が選任同意議案を承認した時点で校長職を辞し、教育委員に就任すべきであったと考えますが、教育長の所見をお伺いをいたします。

2点目、前任の教育長が任期満了により退職しました昨年の10月15日以降、速やかに在任の委員で臨時の教育委員会を開催する中で、新しい教育長を選出することができたのではないかと考えますが、いかなる理由から開催できなかったのか、教育委員長の見解をお伺いいたします。

福祉問題について、お伺いをいたします。

一体、福祉とは何でしょうか。広辞苑によりますと、「福祉とは公的扶助やサービスの提供による生活の安定」と書かれております。憲法25条には、「すべての国民は、健康で文化的な生活を営む権利を有する」、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と書かれております。

だれもが安心して暮らせる生活を願っております。しかし、高齢者においては、身体の機能が退化し、日常生活が困難であります。生まれながらにして障害を持たれた方、事故などにより障害を持たれた方は、思うように仕事もなく、収入面等でお困りであります。

ひとり暮らしでの生活をしている方や、子育て最中の家族の問題等々、生活をしていく上での困った話はきりがありません。

特に、障害という特別な課題を抱えた方々は、特別な医療や教育などが必要となり、生活上の困りごとはさらに深刻であります。

私は、生活をしていく上において、困った話のすべてが福祉と考えております。市長の福祉についてのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

次に、高知県障害児長期休暇支援事業につい

て、お伺いをいたします。

この事業の趣旨は、養護学校等の長期休暇期間中に、地域において障害児の援助を行うことにより、障害児やその保護者の地域生活を支援することにあります。

事業の実施主体になれるのは、市町村並びに社会福祉法人、NPO法人等となっております。

障害を持つ子どもさんがおられ、両親が仕事をしている家庭では、夏休み等長期の休暇の間、だれかに見てもらわなければならない、ほとんどの家庭ではお母さんが仕事をやめて子どもさんを見ているのが現状であります。

宿毛市においては、地域の障害者団体から、宿毛市に対して事業の実施主体となっていただくよう要望をいたしました。が、財政的な理由もあって受け入れてもらえず、やむを得ず平成16年度より社会福祉法人幡多福祉会が実施主体となり、取り組んでいるのが現状であります。

冬休みと春休みは、実質的に保護者が取り組んでおり、親の経済的な負担は大変大きいものがあります。行政の支援がない中での運営であり、保護者たちは、先行きに不安を感じております。みずからが知恵を出し、汗をかきながら頑張っていることに対して、何らかの思いやりを示すべきではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、成年後見人制度についてであります。

平成12年4月からスタートした成年後見制度は、認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人々の財産や生活と権利を守る重要な制度であります。

そして、成年後見制度の活用を促進するために、厚生労働省は成年後見制度利用支援事業という補助事業を立ち上げております。全国的にも高知市を初め、多くの自治体では成年後見制度利用支援事業実施要綱を作成をいたしております。これらの要綱の中には、4親等以内の近

い親族がない場合、後見人の選定を市長が本人にかわって申し立てる制度、いわゆる市長の申し立て権や申し立て費用の負担方法等についても明記をいたしております。

宿毛市においても、障害者の財産や生活と権利を守るために、成年後見制度利用支援事業実施要綱を早急に作成をし、後見人を立てる道を開くべきであると思います。

重症心身障害児施設においても、昨年の10月から障害児施設の利用方法が利用契約制度に移行し、後見人と施設がサービスの提供に関する契約を締結しなくてはならなくなりました。

しかし、4親等以内の近い親族がないために、後見人が立てられない問題も現実にはおきております。市長の所見をお伺いをいたします。

続きまして、宿毛市離島振興計画についてお伺いをいたします。

平成15年4月に、平成15年度から平成24年度までの10年間の宿毛市離島振興計画が作成されました。同じく、高知県においても宿毛市の計画案をもとにして、高知県離島振興計画が作成されました。

計画の中には、ソフト面やハード面、またすぐに実施に移せる課題や長期的に取り組まなければならない課題や計画もあります。

計画から丸4年を経過いたしました。この計画の実施状況と言いますか、進捗状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

どの計画内容も、今後の沖の島の振興を考えた場合には、欠かすことのできない重要な課題ばかりであります。今回は以下の点についてお伺いをいたします。

まず、1点目は、イノシシの駆除対策についてであります。

島の特産品でありますサツマイモやラッカセイを初め、農作物がイノシシの被害でほとんどつくれない状況であります。沖の島の住民も、

電気さくを設置による被害防止や、わな等による捕獲を初め、同僚の岡崎 求議員のグループと猟友会による捕獲と、大変努力をいただいておりますが、沖の島の地形等もあって、絶滅に至っておりません。

宿毛市としてのイノシシの絶滅に向けての取り組みについて、今後、どのように考えておるか、お伺いをいたします。

県道沖の島循環線、いわゆる沖の島一周道路についてであります。全長17.2キロメートルのうち、現在、約3キロメートルが用地買収にめどが立たない地図混乱地域ということで、計画から約40年経過いたしました今日でも、いまだに整備ができていない状況であります。

この県道沖の島循環線は、災害時における避難道路としての役割もあり、1つには観光道路としての役割を持っております。

沖の島振興を考えた場合、重要であると考えます。宿毛市としての、今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

宿毛市行政改革大綱の見直しについて、お伺いをいたします。

平成17年度に作成されました宿毛市行政改革大綱によりますと、組織機構の見直しの中で、支所等の統廃合がうたわれており、平成21年度より鶴来島連絡所の業務体制の見直しが明記をされております。

今まで、市の職員が行っていた業務を、漁協に委託し、職員を引き上げる計画であるとのこととあります。鶴来島には、他の公共機関もなく、もしそのような事態となれば、ますます行政の光が届かなくなります。

行政の役割は、本来、政治的に弱いところに目を向けていくこととあります。それが、住民福祉であると考えます。

そのように考えるならば、鶴来島連絡所の業務委託は再考すべきであると考えますが、市長

のご所見をお伺いいたします。

次に、平成20年度より宿毛歴史館、宿毛文教センター、坂本図書館、中央公民館等の各施設に指定管理者制度の導入を計画いたしておりますが、子どもたちの健全育成の上から、今ほど社会教育の充実が求められているときはありません。教育機関の民間委託はすべきでないと考えます。

よって、この点についても、市長の所見をお伺いをいたします。

最後に、防災対策についてお伺いいたします。

今世紀前半にも起こると予想される南海地震対策として、宿毛市としても、総合防災訓練の実施や、自主防災組織の組織化についても、約69パーセントの組織化が進み、あわせて自主防災組織が整備する資機材についても、高知県と宿毛市が補助をする中で、38地区で整備が完了しているとお聞きしました。

これらを通じて、市民の中に防災意識の向上が図られていることは大変喜ばしいことであります。

南海地震により予想される震度は6弱であり、津波の高さは約8メートルと推定されております。宿毛市街地の、ほぼ全域の家屋が浸水すると予想されております。家屋の倒壊等により、多くの市民が避難所での生活を余儀なくされます。市民の皆様におかれましても、3日分くらいの食料や飲料水等の非常用物資は、各家庭で蓄えておくことが大切であると思っておりますが、行政としての各種非常用物資の備蓄計画は、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、市役所本体の耐震強度についてであります。

当市役所は、昭和38年に建築され、大変老朽化しております。災害発生時には、宿毛市対策本部が設置され、各種災害情報の収集や情報発信の拠点となります。

そこで、本庁舎が予想される震度に耐えられるかどうか、大変危惧をいたしておりますので、市役所の耐震化の計画について、お伺いをいたします。

次に、新田地区の避難場所対策について、お伺いをいたします。

ご承知のとおり、新田地区の緊急避難建物として、宿毛土木事務所、社会福祉センター、ニューマツヤホテル等を指定しておりますが、このほかに、これといった高台もなく、避難場所が非常に少ないところであります。そこで、旧市営住宅の跡地を活用して、東洋町等が建設いたしましたように、1人でも多くの人命を救うために、避難施設を早急に設置する必要があると考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、離島の防災対策についてであります。

平成17年3月20日に震度6弱の福岡西方沖地震が起きたことは、記憶に新しいことと存じます。

被害が最も多かった玄海島では、住民のほぼ全員が着の身着のまま島から定期船で避難をしました。けが人はヘリコプターで、福岡市内の病院に運ばれました。

この玄海島の被害状況を写真等で見ますと、家屋の建てぐあいや地形等、沖の島と同じような状況であります。沖の島はほとんどの家屋が急傾斜面に建てられており、道路はほとんどが狭い石段であり、しかも住民は、高齢化とひとり暮らしで生活をしている人の割合も高く、避難をしようと港までいくのに、大変であります。

そこで、離島における防災対策について、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

災害時要援護者対策についてお伺いいたします。

災害時要援護者とは、自分の身に危険が差し迫った場合に、それを察知する能力、危険を知らせる情報を受け取る能力、そうした危険に対

して、適切な行動をとる能力の面でハンディキャップを持つ人々を総称する概念であります。

阪神・淡路大震災の犠牲者で最も多かったのは、高齢者でありました。対策といたしましては、日常的な地域住民への啓発活動、災害弱者との日常的な接触と交流、情報把握と日常的なケアなどが考えられ、福祉的な取り組みとも関連をいたします。

宿毛市での対策はどのように考えておるのか、お伺いをいたします。

以上で、1回目を終わります。

○副議長（寺田公一君） この際、松浦英夫君の質問に対する答弁保留のまま、15分間休憩をいたします。

午後 2時05分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時20分 再開

○副議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松浦英夫君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

大変、多岐にわたった質問の内容で、私の答弁の方も長くかかると思います。どうかご承知おき願いたいと思います。

まず、1点でございますが、安倍内閣についての所見をということでございますが、私も、個人的にはたくさん言いたいこともございますが、なかなか、国民が選んだ内閣ということでございますので、恐れ入りますが、この議場の場では、公式のコメントはちょっと差し控えさせていただきますと思います。済みません、よろしく申し上げます。

次に、教育委員の選任問題でございます。

岡松氏の教育委員選任の経緯とか、時期等についてでございますが、その中の第1点目では、

県の教育委員会には何らの相談はしておりません。その他の部分につきましては、昨年12月議会におきまして、選任同意議案を提案申し上げたときに、同様の質問もいただきまして、お答え申し上げて、選任に同意をいただきまして、4月1日付でご就任いただいたところでございますが、松浦議員、議会初めてで重複するかもしれないが、答えなさいということでございますからお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、先ほどの教育委員会には相談していませんということで申し上げます。

それから、3月末まで校長としての職務を行う強い意向を承知していたにもかかわらず、12月議会ですという、どうして提案したかということでございますが、私といたしましては、議会の皆様方には、できるだけ早めに表明しておく必要があるというふうに考えましたので、12月議会に選任同意議案を提出し、同意をいただいたということでございまして、また、ぜひ岡松さんに教育委員をしていただきたいと、そのような思いがございました。

そしてまた、同意議案の議会承認後、速やかに委員に任命すべきであったということでございますが、現職の小学校校長ということもございまして、年度末の忙しい時期に、途中で職務を放棄するという事は、学校現場の混乱を招くことになりまして、3月末までは職務を全うした後に、教育委員に就任したいというふうな本人からのかたい決意も感じられましたので、私といたしましては、この点も非常に、十分配慮して、4月というふうになったことでございます。

以上でございます。

次に、福祉に対する考えでございます。福祉についての私の考えというよりも、今、松浦議員の方が、福祉とはということで、たくさん質

間の中で話されております。

これは、松浦議員のおっしゃるとおりだと。これはだれもがそういうふうなことだろうと、私も思っております。市民の福祉につきましては、だれもが安心して暮らせる生活を願っております。私も平成15年の12月に市長に就任して以来、福祉の向上を目指しまして、市民の幸せの実現に向けて、これまで行政方針や、あらゆる機会を通して自分の考えを述べ、その遂行に努めてきたところではございます。

この間、障害者自立支援法の施行等に伴いまして、障害のある人を取り巻く環境とか、要望は大きく変化してきております。このような状況を踏まえまして、これまでの計画の基本方針を尊重しながら、宿毛市障害福祉計画など、新たな計画の策定及び既存の計画の見直しも行ってまいりました。

今後とも、これらの計画に基づきまして、宿毛に生まれてよかったと思えるように、子どもから高齢者、障害者を含むあらゆる人々が助け合い、支え合って、安全で楽しく生活できる、幸せを実感できるような地域社会の実現に向けて、一層努力してまいります。

次に、長期休暇支援事業でございます。障害がある児童を抱えた家庭のご負担は、受入先の不足などによりまして、なみなみならぬものがあるというふうに、私も十分、認識をしております。

ご質問にございました高知県障害児長期休暇支援事業は、養護学校等に通っている障害児の夏休み等、長期休暇時の子どもの居場所の確保や、保護者の就労支援のための補助事業でございます。宿毛市では、平成16年度から社会福祉法人幡多福祉会、一般的には幡多希望の家でございますが、実施主体となりまして、保護者で組織するみちくさクラブが支援事業を行っております。

内容といたしましては、福祉センターのおもちゃ図書館、調理室、小会議室等を利用しまして、ボランティアの協力により、普段閉じこもりになりがちな障害児が、生き生きとした長期休暇を過ごすことができるよう、音楽やスポーツ活動等を通じまして、療育を行っております。

このことにより、利用期間中、両親が安心して仕事ができ、子どもにとっても家ではできない体験や、療育ができて、子どもの新たな一面が見られるなどの一定の効果があらわれております。

この事業につきましては、市としましては、開始の当時から社会福祉協議会とも協議をしまして、場所の提供をするとともに、毎週水曜日の課外活動時には共同募金事業を活用しましたバス運転手の支援を行っております。

また、ボランティアにつきましても、民生委員、シルバー人材センター等の協力をいただき、その募集をするとともに、ボランティア保険の加入についても、支援を行っているところでございます。

今後も社会福祉協議会と連携をとりながら、ボランティアの募集についても、市の広報やSWANテレビを利用して呼びかけるなど、積極的に支援してまいります。

次に、成年後見制度についてでございます。

平成12年の4月から施行されましたこの制度でございます。認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など、判断能力が不十分となった方の自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションなどの新しい理念と、本人保護の理念を調和させながら、財産管理や生活を行っていく上での必要な支援を通して、本人の保護を図ろうとするものでございます。

成年後見制度利用の必要性があっても、身寄りがなかったり、親族による財産等の侵害があるといった問題がある場合は、親族による申し

立ては期待できないために、新しい成年後見制度では、成年後見開始の審判申立権が市町村長にも与えられました。

現在、宿毛市では社会福祉協議会が、これは権利擁護担当者でございますが、相談窓口としての対応を行っているところでございます。

手続といたしましては、相談のときに関係者を交えながら、事例が成年後見制度利用に適しているか、一定判断もしながら助言を行っていますが、申立人には4親等までの親族になることができますので、市長が申立人となる事例は少ないということが予想されております。

事実、要綱を整備しております高知市におきましても、年間の相談件数は非常に少ない状況、これは県の障害福祉課よりの情報でございますが、とのことでございます。

宿毛市でも相談が、年間1件程度の状況となっております。今後、重度心身障害者や知的障害者施設等を抱えている市町村では、入所者の高齢化が進むにつれまして、入所者の御父母等が亡くなり、身近な親族がない等の事例が出てくるものと思われまますので、今後、要綱等を整備しまして、成年後見制度に適切に対応することが必要というふうに考えております。

宿毛市としても、障害者等の権利擁護の観点から、今後、他市町村とも連携を図りながら、要綱等の整備に向け、取り組んでいきたいと考えております。

次に、宿毛市の離島振興計画でございます。

進捗状況でございますが、本計画は、沖の島地域をこれから地域振興のモデル地域として位置づけまして、行政と島民でワークショップを行うことによりまして、現状の把握と問題解決を図りまして、島民を中心とした地域づくりを行うために、平成15年から平成24年までの10年を期間として、15年の4月に策定しております。

振興計画の実施におきましては、計画の策定以来、沖の島開発促進協議会、沖の島観光協会等と協議を重ねまして、順次取り組んでまいりました。

それと同時に、今後の国の離島振興策に生かすように、平成17年3月とことし5月、県を通じて国へ進捗状況を報告をしております。

去る6月7日には、私も島根県の隠岐の島で行われました全国離島振興協議会の総会に出席しまして、宿毛市の沖の島地域が抱えている課題につきまして、問題提起を行ってまいりました。

これら、全国の離島の取り組みも、またまた参考にしながら、これからの振興策に生かしてまいりたいというふうに思っております。

次に、イノシシの駆除対策についてでございますが、18年度沖の島地区におきましては、イノシシが28頭を駆除しております。松浦議員もご承知のとおり、駆除は非常に地理的条件とか、島特有の低木密集した、非常に自然条件の厳しい中での駆除となっておりますので、絶滅までには至っていないというのが現状でございます。

沖の島で住民が安心して生活できる環境を確保するためには、今のところ、駆除していただくしか方法はございません。駆除を行っていただいている狩猟グループの方々には、大変ご苦労をおかけをしておりますが、引き続きご協力を得る中で、住民と狩猟グループ、行政が力をあわせて被害防止へと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

なかなか動物相手でございますので、こちらの思うようには、なかなかいかないというのが状況でございます。

また、いろいろ駆除とは別に、被害防止として、防護さくであるとか、支柱とか電気柵機とか、捕獲おりとか、そういったものも講じてはおりますが、なかなか絶滅ということにはな

りませんので、ご理解願いたいというふうに思っています。

それから、次に、沖の島の1周道路でございます。これも最大の懸案事項ではないかと思っております。県道でございます、これは沖の島開発推進協議会からも、毎年陳情を受けております。これはもう、沖の島の各集落を結ぶ唯一の道路でございます、災害の発生時には、集落を孤立させないためにも、重要な路線であるということは、私どもも十分認識しております、毎年、ことしもありましたが、県議会の企画建設委員会を初め、関係機関に要望は行っているところでございます。

未施工区間が約3キロでございます。これは、地図混乱地域のところでございまして、その上に島外の地権者が多く、土地の境界が確定できない状況で、用地買収のめどが立っていないというのが実情でございます。

地図混乱をこれから解消しまして、事業の促進を図るには、地権者、地区長、それから地域の皆さんのご協力が必要でございます。高知県に対して、何とか前に進むように、ぜひということで、強く要望はしているわけですが、なかなか事業の実施に至ってない。

つい先日、隠岐の島に行きまして、全国離島振興協議会で、ある離島の方からお伺いもしたんですが、なかなかそういうところは多いので。

例えば、島民全体が合意をして、嘆願書を持っていくとか、そういう方法もあるんじゃないかということでございました。ただ、これは未確認でございますので、今、私どもそういう形が本当にとれるのかどうか、県にも国にも問い合わせをきちんとしているところでございます。また結果が出ましたら、県の方にも、ぜひ工事の着手ということでお願いしたいということをお願いしていきたいというふうに思っております。

それから、宿毛市行政改革大綱の見直しについてでございます。

1つ、行革の件では、ご承知おき願いたいのは、17年度に策定しました宿毛市行政改革大綱及び集中改革プランでございます。これは平成21年度をめどというふうにしておりますが、このプランそのものも、市民が相手としていること。それから、まだまだこれよりももっと行革ができるものもあるんじゃないかというふうな観点もございまして、事前にまずご承知おき願いたいと思います。

支所とか連絡所の統廃合におきましては、行政の効率化、それから厳しい財政状況でございますので、非常な課題として盛り込まれております。

統廃合の議論の中で、沖の島支所及び連絡所につきましては、離島という特殊性がございまして、そういうところから、廃止をするのではなくて、統合及び業務体制の見直しということにしておるわけでございます。

鵜来島連絡所につきましては、昨年度、地域の皆さんへの連絡所の業務体制の見直しにつきましてご説明をしております、どのような方法が地域にとって、もっともよい体制であるか、そういったことなどを示しまして、現在、検討を行っている状況でございます。

議員からのお話もございました、すくも湾漁協の事務所に業務を委託する方法につきましても、昨年施行されました競争の導入による公共サービスの改革に関する法律というのがありまして、これにより、可能というふうになっておりますが、これも現在、検討中でございます。

地域住民へのサービス低下をさせることのないように努めなきゃいけない。これは行政の責務でございますので、限られた人員、財源で最も効率的な行政運営を行っていくことも重要な課題であります。

民間等で実施が可能なものにつきましては、積極的に検討していかなければならないというふうなことも考えております。今後とも、地元との話し合いの中で、住民の方々のお知恵も借りながら、行政サービスを低下させることがないように、取り組んでまいります。ご協力を、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、行革大綱の見直しの関係の、もう1点でございますが、指定管理者でございます。公共教育機関の民間委託はすべきじゃないんじゃないかということでございます。先ほど申しましたように、行革大綱の中で、20年度から導入を、指定管理者制度の導入の計画をしておりますが、公の施設の管理についてでございます。これまで、公共団体とか公共的団体などに委託先が限定されておりました。15年の地方自治法の改正に伴いまして、指定管理者制度が創設されまして、民間業者とか、法人格を持たない団体にも委託できることになりました。これが、指定管理者制度でございますが。

本市におきましても、平成17年度策定の宿毛市行革大綱及び集中改革プランにおきまして、民間業者の持つノウハウとか、アイデアを活用し、利用者に対するサービスの向上と、管理運営費の削減が図ることと、目的としまして、平成20年度に坂本図書館、宿毛歴史館、宿毛文教センター、中央公民館の指定管理者制度導入の検討を明記しました。

これは、導入の検討を明記ということでございます。当該施設の指定管理者制度の導入につきましては、議員からのご指摘もありました社会教育施設という性質があるよと。それから、収益性を求めるものではなくて、また一部の業務を除きまして、職員の専門性が求められておりますので、これは現在、各施設の機能を損なうことのないように、先進地の取り組みを参考にしながら、検討を進めているところでござい

ます。

議員ご指摘のように、連日、マスコミでは乳幼児の虐待事件とか、子どもたちが犠牲となるとか、そんな痛ましい事件報道が絶えないほど、今、家庭教育とか、社会教育の充実が求められているときはないというふうには考えておりません。

今後、指定管理者制度の導入につきましては、学校、家庭、地域、関係団体等と連携した家庭教育とか、青少年の健全育成などの生涯学習活動に留意をしながら、市民の理解と協力を得る中で、判断をしていきたいと、このように考えております。

次に、防災関係でございますが、まず、1点目は、非常用物資の備蓄計画でございます。南海地震から被害を減らすためには、自助、自分を助ける。それから共助、ともに助け合う、を基軸にしまして、公助、これは公的な助成ということでございます。そういったことの役割分担をしまして、それぞれが連携を図りながら、取り組んでいくことが大変重要である、このように考えております。

食料品とか飲料水などの非常用物資の備蓄につきましては、乳児がいる家庭とか、常備薬が必要な方がおられるご家庭では、備蓄品に違いがあるというふうなことも考えられます。

基本的には、各家庭で取り組んでいただきたい防災対策の1つであるというふうには考えております。しかしながら、災害の発生時には、自宅から持ち出せないケースも想定できます。行政といたしましても、今後、一定量の備蓄につきましては、計画的に取り組む必要があると考えておりますが、なにさま食料品とか飲料水でございますので、更新時の費用とかの問題とか、保管スペースの問題と、こういったことがございますので、本市では、市内の企業と協定を締結いたしまして、企業が保有しております

食料品とか、日用品を活用した備蓄体制の整備にも取り組んでいるところでございます。

既に協定を締結をしているものが、申し上げますと、飲料水で2社、食料品、これはパンの方ですが、1社、そして今後、協定の締結を予定しているものでございますが、食料品及び日用品等につきましては、市内の量販店4社、そういったところと協定の締結をしていく予定にしております。

南海地震対策につきましては、行政、地域、家庭、それぞれが役割分担をしまして、連携を図りながら取り組んでいくことが大変重要であるというふうに考えております。

議員の皆様方におかれましても、家庭や地域におきまして、備蓄の推進を初めとする防災対策の推進にご協力をお願いを申し上げておきます。

次に、市役所の耐震化計画のご質問でございますが、市役所を初めとします公共施設の耐震性の問題につきましても、これまでも議会におきまして、議員の皆様からもご指摘をいただいているところですが、市庁舎でございますが、これは昭和38年に建築されておきまして、これはいわずもがな、耐震補強等が必要な建物であるというふうに認識をしております。

しかし、市内の公共施設でございますが、市庁舎だけでなく、老朽化している建物が非常に多いというふうに、一日も早い、これ、全部やりたいという気持ちは強くあるわけでございますが、大変厳しい財政状況の中で、すべての施設を集中的に整備していくことは、非常に困難でございます。

したがって、まず子どもたちが集う保育園であるとか、小中学校の校舎の耐震を実施することが、先ではないかなということで、本年度は予算を通していただきましたが、咸陽小学校の耐震補強工事を実施する予定にしております。

災害対策本部となります市役所、並びに災害対応の中核となる消防署の耐震化もでございます。これの耐震化とか、建てかえの問題につきましては、現在、庁内でも検討しているところでございます。

他の事業とか、財政状況を勘案しながら、整備スケジュールを検討をしております。

それに伴いまして、本年度から、これも議決をいただきまして、施設等の整備基金として、積立を始めたところでございます。本年度におきましては、8,000万円を積立金として計上させていただいているところでございます。

それから、新田地区への避難施設等の建設ということでございます。新田・高砂地区の方につきましては、高台等がございません。ホテルとか、ご指摘の事務所、宿毛土木事務所などの3階建て以上の建物を、津波避難ビルとして指定をさせていただいております。特に幡多土木事務所宿毛事務所につきましては、地元からの強い要望がございまして、高知県との調整によりまして、津波避難ビルとして指定させていただいております。庁舎玄関の鍵につきましても、地元で管理もさせていただいている状況もでございます。

ご提案の津波避難施設でございますが、東洋町の施設は高知県が設置したものでございます。この総事業費が4億8,000万かかっております。面積は700平米、避難人員が700人の施設でございます。

このような施設というのは、ちょっと疑問がありますのは、平常時には有効な活用がほとんど行われていない市町村が多いと思います。我々にとりますと、先ほど申し上げました近隣に3階建て以上の建物がございまして、当該場所への建設につきましては、現在の財政状況の中で、非常に困難ではないかというふうに考えております。ご理解を願いたいと思います。

それから、次に離島における防災計画のご質問でございます。

平成17年3月20日に発生しました福岡県西方沖地震では、玄海島におきまして全島民220世帯700人の方々が、島外への避難を余儀なくされておきまして、本市におきましても、沖の島、鶴来島の2つの有人離島があるわけでございますので、南海地震等の大規模災害が発生した場合は、玄海島同様、島外へ避難しなければならないといったことが、十分に考えられます。

玄界島の写真につきましては、私も毎年、全国の離島振興協議会の中で、東京でアイランダーというのがやります、全国の離島の物産を集めてくるんですが、その地震のあった年には、玄海島の方々は、毎年そこに出ていたようですが、大きな写真をブースに出したままで、ことは何もありませんということで、3名の方々が来られたということを見ております。

それほど、ほとんどの家屋が倒壊してしまったというふうな悲惨な状況でございました。

島外へ避難ということが、これは十分考えられることでございますので、昨年度、宿毛市の総合防災訓練におきましては、海上保安庁によりまして、地元の渡船にもご協力をいただきまして、巡視船とかヘリコプターを利用した離島住民の避難訓練を実施したところでございます。

今後におきましても、皆様方にご協力をいただきまして、こういった訓練を実施していかねばならないというふうに、いざというときの備えのために訓練をしていくということを考えております。

南海地震などの大規模災害が発生した場合には、市内一円が同様の被害を受けると思います。消防機関等は、すぐには対応できない状況が予測されます。そのため、現在、それぞれの地域におきましては、自主防災組織を立ち上げて、

いざというときのための取り組みを進めていただいているところでございます。

この玄海島などでも、やっぱり日ごろからのコミュニティーを生かした災害発生時の行動とか、避難行動によりまして、火災などの二次災害を防ぐことができまして、また、迅速に島民が避難できたというふうにも聞いております。

離島のみならず、宿毛市全体で考えたときにも、やはり自助共助を基本とした自主防災組織などの地域における防災活動、これが被害を少なくするためには、最も有効であるというふうに考えております。

次に、災害時の要援護者対策のご質問でございます。

松浦議員がおっしゃいましたように、阪神・淡路大震災、また新潟・福島豪雨、福井豪雨などでも犠牲者の多くが高齢者などの災害時要援護者と呼ばれる方々でございます、国におきましても、高齢者などの避難誘導などの対策は、重要視されております。

高齢者などの避難誘導につきましては、風水害だけではなく、津波対策においても、非常に重要な課題でございます、効果的な対応策といたしましては、先ほど申しましたように、日ごろから地域内でのコミュニティーによる情報収集、それらを防災対策に生かしていくことが有効であるというふうに考えております。

南海地震による津波被害が予測される本市におきましては、緊急時に、即座に対応することができる地域住民に防災の取り組みをしていただくこと。つまり、自主防災組織として、高齢者などの避難対策に取り組んでいただくことが、被害を少なくするためにも有効な手段だと考えておきまして、既にこういった高齢者などの実態把握に取り組まれておる自主防災組織もござ

います。

また、災害時要援護者みずからが、地域で行

われている避難訓練などに参加していただくことも、有効ではないかなということを思っております。

自主防災組織の設立、活動の推進につきましては、これまでも行政として支援をしてまいりましたが、今後におきましても、防災担当部局と福祉部局が連携を図りながら、支援等の取り組みを進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育委員長。

○教育委員長（奥谷力郎君） 教育委員長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

在任の委員で臨時の教育委員会を開催する中で、新しい教育長を選出することができたのではないかとのご質問でございますが、確かに地教行法第13条で、教育委員会の会議は委員長が招集し、委員長及び在任委員の過半数の出席をもって会議を開き、教育長人事議決をすることができるかと解釈はしております。

ただ、委員会において、前教育長より退任の報告を受けた段階、昨年9月でございますが、教育長の選任は、新しい委員を含めた委員より選任するという方針を立てまして、昨年10月15日以降、新しい委員が任命されるまでは、教育長職務代理者を置き、対応することが既に委員会で決定しておりました。

よって、私としては、この件に関しまして、臨時に会議を招集することは、考えておりませんでした。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

松浦議員から、12月の段階で校長職を辞して教育委員に就任すべきではないかとのご質問ではありましたが、校長としまして、4月に学

校で教育方針並びに教育目標を立てて、学校を経営しているさなかでありまして、また、この時期は、1年の取り組みの一番大事な時期でありまして、この時期に校長職を途中で辞することは、職場放棄となり、保護者や児童に大変な迷惑をかけるのではないかと思ひ、避けるべきであろうと考えました。

そして、このような結果になりました。そのために、関係者方々には何かとご心配をおかけいたしましたことにつきましては、この場をお借りいたしましておわびをいたします。

以上です。

○副議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 再質問をいたします。

いろいろな問題を提起をし、また、した中で、懇切にご回答をいただきまして、ありがとうございます。

それで、何点かにわたって、質問をさせていただきますが、今、教育長に1点伺いますが、職場放棄というお話もいただきました。学校の教育方針という部分も、作成中というような部分でありましたけれども、宿毛市の教育長というのは、午前中、そしてまた午後にもありましたように、宿毛市の教育行政方針を作成する一番重要な時期であったかというふうに思います。そしてまた、教育予算の編成、そしてまた教員の人事異動と、1年で一番、宿毛市の教育委員会にとりましても、重要な時期でございます。

そのことについては、十分わかっておると思ひますけれども、そういった中で、市長から教育委員のお話が出られたときに、宿毛市の教育と、益野小学校いいますか、そこらあたりのバランスいいますか、ことの重要性というのは、わかるんじゃないかというふうに思います。

そういった面で、3カ月も教育長が不在という事態については、私としては、大変遺憾であるというふうに思います。

教育長におかれましては、宿毛市の教育行政方針、定期異動の問題、予算の問題等と、益野小学校における岡松校長の立場と、どのように考えたのか、お伺いをいたします。

それと、鶴来島の連絡所の件でありますけれども、今、市長の方から、だんだんと協議をいたしている、島民とのお話し合いも続けておるといってお話でございますが、ぜひ、この問題については、再度、考えていただきたいという部分がございます。

ここに17年度の国勢調査の資料があるわけですが、老齢化率を見た場合、17年度で、宿毛市全体では26.66パーセント、沖の島全体では52.50パーセント、鶴来島をとって見た場合には、69.49パーセントという数字が、国勢調査の中で出てきております。

いわゆる、これについては、50パーセントを超えると限界集落というような形で、新聞報道も先日、報道され、宿毛市の中でも久礼広地区がこういう状況にあったという報道も見ました。

1回行政が手を離れると、再度、配置しようと思っても、大変難しい問題が出てくるかなという思いがいたします。そういった面で、こういう厳しい状況にあるわけでありまして、再度お尋ねをいたします。

それと、離島振興法の関係で、沖の島1周道路の関係で、丁寧にお答えをいただきましたけれども、それこそ島民にとって、長年の夢と言いますか、でありますので、ぜひ、今お話がありましたように、国土交通省とか、高知県、先ほど言いましたように、県道でありますので、高知県とも連携を図りながら、いろいろ今、提起をされました部分を含めて、調査研究を行う中で、島民の悲願でございますので、今後とも積極的な取り組みを、要請をいたしておきます。

それと、災害防災対策についてであります、

最後の、玄海島の場合には、定期船を利用して避難をしたと。全員が避難したと。一部は残って、災害対策に当たったという部分があるわけですが、沖の島の場合、考えた場合に、1日2便でございます、災害、いつ起こるかわかりません。そういった中で、当然、本島への避難という部分も考えなくてはならないかなという思いがいたします。

そういった中で、今、沖の島の方に13隻ですか、渡船組合がありますが、その渡船組合との緊急時の輸送体制について、協定を結ぶことも大事かなという思いがいたします。

この点について、今、再質問をした部分について、お答えをいただきたいと思っております。

○副議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

鶴来島の連絡所の件でございます。おっしゃるとおり、鶴来島、今、学校が休校になっておりまして、子どもの姿がほとんど見えないというところで、先ほどの高齢化率69パーセントですか、ほとんどもう80パーセントに近いんじゃないかというふうなことも、現状も、我々も認識しておりますし、これが、皆さん、島民の方がいなくなるというふうな事態を招いてはいけないというふうな認識も持っております。

そういった形で、廃止をするようなことはしない。業務体制の見直しをしてまいりたい。その場合にどういった形をとっていくか。先ほど申しましたように、検討をします。

それで、どうしても島民の方々のご意向というものも、やっぱり十分に聞かなきゃいけない。これを無視した形では、断行するとか、廃止をするとかいうことは、絶対いたさないようにいたしておりますので、その辺はご承知おき願いたいと思っております。

それから、1周道路でございます。これ、以

前も、私、就任したときからも沖の島へ行きまして、ここでとまっているんだということを、現状も見せてきております。ただ、本当に地図混乱区域で、用地買収がならないというふうなことも聞いておまして、先ほど申しましたように、島民の方全員が、例えば判こをつけば、実施をできるんじゃないかというふうな、離島に限って、そういったこともございますので、少しその面を、きちんとした形で取り組まないと、あとに戻れないということになります。

道路を建設してしまっ、あとで土地の問題が生じたということになると大変でございますので、そここのところを真剣な形で勉強をして、県の方にも要望をきちんとしてまいりたいというふうに思っております。

それから、今、ご提案というふうを受けとめました、防災災害のときに、渡船組合と緊急時の協定を結ばばということ。これにつきましては、これから組合の方とも話をさせていただきたいというふうに思います。

やはり、災害時にはいろんな方々のご協力を願わなきゃいけません。先ほどの食料の問題でもそうですが、やはり、大きな施設、先ほど申しました公共的な施設が、ほとんど耐震されていないということでございますので、そういった場合に、避難所をどこにするのかとかいったときに、避難所の中で一番困るのが、例えば、お手洗いの問題だとか、そういう部分が、生活のサイクルの中の問題が非常に大きな問題となってくる。これによって、ほかの災害地でも、その方々がストレスがたまってくるというふうなことも承知しておりますので、災害を、予防はなかなかできません。防止することはできません、予防じゃなくて。予防はしますし、あと起こった後の体制をきちんとしていくのが、ケアをしていくのが、我々の務めではないかなと、そういうことも思っております。

以上でございます。

○副議長(寺田公一君) 教育長。

○教育長(岡松 泰君) 松浦議員の再質問にお答えをいたします。

私が12月に教育委員の指名を受けたことにつきましては、その時点で、4月1日であるならば可能であるという答えを出しておりますので、やめるとか、やめておけるとかというような問題ではなかったと思っております。

ですから、益野小学校の校長の業務と、それから宿毛市の教育長の業務とどっちが値打ちがあるとか、高いとか低いとか、大事とかという比較にはならないのではないだろうか、というふうに思っています。

私は、4月1日以降ならば受けることが可能であるとお答えをしたので、その点を理解していただきたい、こんなふうに思っております。

○副議長(寺田公一君) 4番松浦英夫君。

○4番(松浦英夫君) この教育委員の問題については、もう既に12月議会で同意をされ、また4月1日から、私の一般質問の中でも述べましたように、教育長として業務を遂行いたしております。

それで、深くは、これ以上申し述べませんけれども、最後に1点だけ申し述べて、一般質問を、再質問を終わらせていただきます。

先ほどの再質問でも言いましたように、3カ月にわたって教育長が不在であったと。こういう一番重要な時期に不在であったということに対して、大変、私としては遺憾であると、遺憾であったという思いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長(寺田公一君) おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(寺田公一君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時08分 延会

+

平成19年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第10日（平成19年6月22日 金曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（16名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
13番 山本幸雄君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 岩本昌彦君
議事係長 岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君
市民課長 弘瀬徳宏君
税務課長 美濃部勇君

十

会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	立田明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	小野正二君
千寿園長	村中純君
選挙管理委員会 委員長	寺田一清君
選挙管理委員会 事務局次長	嵐健君

十

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、中川でございます。

ただいまから、一般質問を行いたいと思います。執行部におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願いいたしたいと思います。

ちょっと、のどが調子悪くて、聞こえづらいかもかもしれませんけれども、ご協力お願いします。

まず、第1点目に、雇用創出支援プランについて、お伺いをいたします。

先月30日、高知新聞におきましては、2035年、本県の人口が60万人割れという大きな見出しで、厚生労働省の発表した全国の人口推計を一面トップで取り上げております。

2005年を100とした場合、2035年の高知県の人口は74.9パーセントの59万6,000人まで落ち込むと、そういうものがあります。

既に、宿毛市におきましても、2万3,000人台にまで人口が激減しており、単純に計算いたしましても、2005年4月の人口2万4,392人が、2035年、28年後でございしますが、1万8,000人になってしまう計算ということになります。

人口減は、経済的自立を目指すことが求められております宿毛市にとりましても、大きなマイナス要因でございします。当然、市町村合併も喫緊の行政課題となることは必至の情勢というふうに考えます。

こうした実態を見てみますと、少子高齢化が進む中で、産業の衰退や人口減に歯どめがかか

らない現状を、どこかで食い止めなければ、宿毛市そのものが限界集落化していくのではないかと危惧をしております。

今こそ住民と行政が知恵を出し合い、地域力をもって、宿毛の活性化を図っていくことが、非常に重要ではないかというふうに考えております。

私たちがこの宿毛で自立していく努力を怠れば、地域経済はますます疲弊していくことは火を見るよりも明らかであります。

現在、私が市内住民から聞くさまざまな要望や相談で一番多いのは、何でもいいから宿毛に仕事をつくってほしいという、切実な声でありまして、企業誘致や地場産業振興による雇用創出への期待の声であります。

今、宿毛市行政ができることとして、高知西南中核工業団地や、宿毛湾港流通工業団地への企業誘致、あるいは地場産業に対する行政の支援などが考えられますけれども、まず重要になるのは、産業振興や雇用対策に対する宿毛市の施策が住民に具体的に見えるようにするとともに、住民への積極的な各種情報提供と、支援プログラムを示すことではないかと考えております。

私は、昨年の3月定例議会におきまして、地域が自立していくための1つの方法として、地域再生計画の申請認定による雇用の創出や、産業振興を図るために、厚生労働省の地域提案型雇用創造促進事業、いわゆるパッケージ事業でございしますが、これを提案をしまりました。

現在、ひかり共同作業所の事業計画を、地域再生計画へのせる準備が、関係者の努力で進んでいると聞いておりますし、また、夢いっぱい会への行政支援につきましても、一定の成果が見られるのではないかと考えております。

こうした取り組みをさらに拡大させていくためにも、広報やホームページでの呼びかけだけ

ではなく、行政が持っているさまざまな制度や、事業支援メニューの情報を、住民に積極的に提供すると同時に、住民からの相談や質問など、さまざまなニーズに対応する関係課を横断したネットワーク体制と、窓口を整備することが、まず重要ではないでしょうか。

そして、住民との共同による雇用創出プロジェクトとして、まず、庁内で国の地域再生プログラムだけでなく、有益な国、県の補助事業や、交付金事業などを積極的に取り入れて、住民主体の取り組みを育成、支援するメニューをまとめ、住民に呼びかけてはどうでしょうか。

さらに、住民からのさまざまな地域おこしや雇用拡大を図るためのプラン、アイデア等を取り入れる住民提案事業の募集や、具体的な行政施策の計画、構想に対するパブリックコメントの募集なども行うなど、住民参加による宿毛市の活性化と雇用創出に取り組んではいかがでしょうか。

以上、行政の新たな仕組みづくりについて、提案させていただきますが、中西市長の宿毛市におけるこれからの雇用創出支援プランについて、お聞きをいたしたいと思います。

次に、2点目の地域福祉計画と、住民と支え合うまちづくりにつきまして、お伺いをいたします。

市長は、4年前の市長選挙におきまして、市民優先の市政運営を訴えて初当選を果たされました。2003年11月13日に、宿毛市社会福祉センターで開催されました前山下市長との公開討論会において、司会者の質問に対し、中西市長は市民優先主義を実現し、情報公開をさらに進め、事業実施に際しては、説明責任を果たす行政運営をしていくと述べ、多くの市民、住民と密着した行政を推進することを明言をいたしております。

さらに、中西市長は、日ごろから行政と住民

の協働のまちづくりにかかわりまして、行政主導でなく、住民の意欲的な取り組みに対して、行政が支援していく形が望ましいことも、常々表明してまいっております。

そこで、住民が主役で取り組むもう1つの地域計画でございます地域福祉計画と、住民とともに支えるまちづくりについて、具体的に質問に入りたいと思います。

地域福祉計画の策定につきましては、4年ほど前から、宿毛市行政方針に盛り込まれ、一定の取り組みがなされてまいりました。しかし、残念ながら、いまだに宿毛市地域福祉計画の策定には至っておりません。

それどころか、市民が注目し、具体的な取り組みを期待していたにもかかわらず、ことしの行政方針から、突然、この地域福祉計画に関する文言が姿を消しております。

これまでも本会議の一般質問で複数の議員がこの計画を取り上げ、そのたびに市長は、答弁で地域福祉計画策定に向けて取り組むことを答えてまいりました。

今後、宿毛市行政として、住民参加による地域福祉の推進について、どのような方針で臨むのか、改めてお聞きをいたします。

ご承知のように、社会福祉事業法が社会福祉法に改正されまして、2003年4月に施行されましたが、その法第4条で、地域住民社会福祉を目的とする事業を経営するもの、及び社会福祉に関する活動を行うものは、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならないと規定しておりまして、その107条では、自治法第2条の第4項の基本構想に即した市町村地域福祉計画を策定する際の必要事項が盛り込まれております。

しかし、地域福祉計画の策定は、役所の机上の作業だけで行うものではないことをご承知されておると思います。

地域で生起するさまざまな問題や課題を、住民みずからが考え、解決していくプロセスや、地域で支え合うコミュニティづくりを通して、そのほか、既存の法定計画、地域での協働まちづくりプログラムを組み入れた地域福祉計画にしていくことに、真のねらいと、それに対する意義があると考えます。

まさに、地方分権時代を生き抜くために、行政と住民の協働による、住民が支え合う福祉のまちづくり総合計画として、つくり上げていく視点が重要なポイントではないかと考えております。

この計画を積極的に取り組むことによるメリットといたしまして、行政の効率化や住民自治意識の向上による環境対策、防災対策、非行防止、地域教育力、いじめや虐待の防止、人権文化の醸成、地域コミュニティによる地域活性化など、地域住民の支え合いによって、行政依存から行政と住民の協働によるまちづくりへ発展させることが可能になります。

そのためにも、地域福祉計画に取り組む基本理念や、基本目標を行政として掲げると同時に、まずは福祉事務所に専任の担当職員を配置し、住民への情報提供や、説明責任を果たしながら、住民が主体の取り組みを支援していく庁内体制を整備することが、最も重要であろうかと思えます。

以上、市長のお考えをお聞きをいたします。

最後の3点目でございますが、市立小中学校等への公用車の配置についてであります。

ことし4月から、各市立施設に勤務する常勤職員に対して、条例に基づかない要綱を根拠にして、月額1,000円の駐車料金を、同意書までとって徴収することになったわけでありま

す。

宿毛市が財政難ということで、少しでも財源を確保するために考えられた、苦肉の策と受けとめてはおりますけれども、私は、その手法について、若干の疑問を持っております。

この件につきましては、次の機会に詳しく取り上げさせていただくことといたしまして、今回は、駐車料金を徴収することとなった宿毛市立小中学校や、市立保育所、支所等への公用車の配置を検討する考えはないかについて、お聞きをいたします。

宿毛市では、既に本庁舎以外の市立施設などにも、公用車等を配置をしております。公務で、本庁舎や関係機関に出向く際には、ほとんど公用車を利用しております。通常、公務での私用車の使用は、事故などさまざまな補償等の責任問題もありますので、好ましくないとされているはずであります。

しかし、そうした一方で、宿毛市立小中学校や保育所、支所等には、これまで公用車は配置をされておられません。例えば、市立の小中学校の場合、学校から毎日のように通っている金融機関や教育委員会を初め、会議や家庭訪問など、公務として移動する手段は、今のところ私用車等に頼らざるを得ない状況でございます。

現在、学校から4キロ以上を公務で移動する場合は、出張旅費の支出が認められているようでございますけれども、限定予算でもありまして、しかも数年前から比較いたしますと、この予算も大幅に減額をされているのが現状のようであります。

この出張旅費も、実際には日々の公務での使用にはなっていないというふうに考えます。

さらに、公務での私用車の使用が、公務災害の対象になるとはいえ、燃料代も含めてその利用経費や維持費、事故処理の費用はすべて個人負担が原則となっていると聞いております。

こうした状況を考えたとき、市内各小中学校など、公務で移動を余儀なくされている市立の施設には、宿毛市として、公用車の軽自動車1台ぐらいは配置するべきであり、最低でも公務災害が発生した場合の宿毛市としての責任を明確にするとともに、私用車の使用に当たって、応分の経費負担をすべきではないかというふうに思いますが、行政としての基本的な立場と見解について、お聞きをいたします。

加えて、県教委や市教委が主催する各種発表会や協議会など、各種催し物に、公務である教育活動の一環として、一、二名の児童生徒が代表で参加するケースもございます。

学校から会場まで移動する場合、移動手段及びその経費負担と引率を含め、参加のための最終責任をどこが持つのか、お聞きをいたします。

以上、学校駐車料金制度の導入によって、教職員に応分の負担を求めるのであれば、施設設置管理者としての責任も果たすべきだと考えております。市長、教育長の見解をお聞きをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。

中川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず第1、雇用創出支援プランについてでございます。昨年の3月議会におきまして、中川議員からご提案をいただきました地域再生に関する周知及び募集につきまして、まず答えさせていただきます。

昨年の5月の広報で、こういうことにつきまして、概要についてお知らせしたところでございますけど、残念ながら、その住民からというか、市民の方々からの提案がございませんでした。

今回もいろいろご提案もいただき、ありがた

く拝受しているところでございます。

地域再生としましては、芋焼酎の、今現在は、芋は宿毛での生産でございますが、鹿児島と松山の方へ運んでいって、免許のあるところでつくっていただいているというふうなことの費用が、かなりかかっております。

そういった意味で、宿毛での製造販売に向けて、ただいま免許取得といったところで、努力をしておるところでございます。こういった製造販売になりますと、雇用の場もできます。そういった地域再生の形も、少し貢献できるんじゃないかというふうなことも思っておりますし、また、どぶろく特区の取得等によりましての地域活性化にも、取り組んでおるところでございます。

また、宿毛駅の空きスペースを利用して、現在、売店がありますが、宿毛市元気の出る総合補助金を活用しまして、地元産品を販売しております。

生産者の、ここでの意欲向上が図られておるというふうに思っております。

また、ブルーツーリズムによりまして、例えば、これ、チヌカゴ漁とか、養殖業へのえさやり等を通して、交流することで、地域振興への取り組みをしております。

雇用の創出及び支援につきましては、国、県が最重要課題といたしまして取り組んでいる施策でございます。内閣府からは、地域再生計画、構造改革特区制度を初めとしまして、各省庁から、さまざまなメニューが出されております。当市としても、行政と住民が情報を共有する中で、事業推進を図る協働関係を構築していくことが、重要であるというふうに認識をしております。個々のメニューの周知につきましては、県の地域企画支援員の協力を得ながら、庁内各担当課が実施をするということとともに、取り組みへの助言を行っているところではあります。

今後も支援制度については、各担当課が広報とか、各メニューの記載されているホームページを紹介するなど、周知方法についても、工夫してまいります。

ただ、個々のメニューの詳細についての周知については、限界もございますので、その相談をしやすい環境づくりを検討してまいりたいというふうに思っております。

国とか県が行っております助成につきましては、地域からの提案型事業でございます。前段で述べた取り組みを、継続的に実施しまして、地域の活性化に努めてまいりたいというふうに思っております。

今後、これらの取り組みの成果も公表しまして、周知を図ることで、市民の方々と情報共有を行いまして、新たな発想による産業を創出していきたいというふうなことも考えております。

また、昨日、今城議員の質問にもお答えしましたとおり、我々、一次産品、非常に私は、非常にすばらしいものが、ここの地域にあるというふうに思っております。もう一度、そこのところを見直した形で、加工したりするところをやっていききたい、そんなふうにも思っております。

次に、地域福祉計画についてでございます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の第1項の規定に基づく計画でございます。その目的でございますが、地域住民の主体的な参加により、住み慣れた地域で、だれもが安心して、幸せに暮らせるように、住民が主体となって助け合い、支え合い、ともに生きる仕組みをみんなで話し合っつくる計画でございます。先ほど、中川議員の方からも、るる説明もあったという形で、特に追加はさせませんが、そういった計画でございます。

ご指摘のとおり、この計画につきましては、平成15年度よりプロジェクトチームを立ち上

げて、準備年度といたしました。

16年度から行政方針の中で、市民や社会福祉協議会、NPO法人等と協働して策定してまいりますというふうに盛り込みまして、この間、議会の一般質問でも、その必要性については策定する方向での答弁をしております。

少し言いわけになるかもしれませんが、計画策定のかなめとなります地区別リーダーの発掘が十分に整いませんで、またさまざまな福祉関連計画との策定と時期が重なるというふうなこともございまして、策定に至っていないということは、これは反省すべきことであるというふうに思っております。

この計画は、全国的にも策定ができておまして、県下でも策定済みの市町村は、お隣の土佐清水市、それから室戸市、梶原町、この3市町のみとなっております。

今後は、既に策定した自治体の取り組みを参考とするとともに、各種の情報の交換を行いまして、策定に向け、検討してまいります。市内全域の計画を一斉に策定するのは、これまでの取り組みの状況から、なかなか困難というふうに考えております。

ここはひとつ、モデル地区を選定しまして、身近な問題からみんなで話し合っつて、計画を策定することといたしております。

次に、市立の小中学校への公用車の配置でございます。

市立小中学校、市立保育所、支所への公用車の配置についてですが、本市の財政状況並びに使用頻度等を考慮した場合、現状では、すべての施設に公用車を配置することは困難な状況でございます。

このために、本庁舎や一部施設を除きまして、各施設に勤務する職員の、これは私用車、私有車を公務に使用することを認めておるわけでございます。

この場合は、事前に私有車公務使用届を、総務課まで提出した上で、旅行命令権者の承認を受けて、使用することとしておりまして、命令に従った旅行の場合は、車賃として、一定の費用を当該職員に支給することとしております。

今後も、本市の厳しい財政状況等を考えますと、公用車の配置は困難と考えますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、私有車の公務使用によりまして、公務災害が発生した場合の当市の責任ということでございますが、旅行命令に従った通常の経路上における事故によって、第三者に対して損害を与えた場合の損害賠償につきましては、公用車と同様に取り扱いまして、原則、市が負担することとしております。

また、旅行命令の日程に従った通常の経路上の事故につきましては、特別な場合を除き、公務上の災害である旨の意見を付することとするというふうな取り決め運用をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

市長の方でほとんどの要件について、説明があったと思いますが、私の方から、学校の職員にかかわることにつきまして、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

学校の職員の方ですが、所属長、校長の許可を得て使用が認められているということです。

具体的には、学校とか教育委員会の事務連絡とか、生徒指導のための巡回だとか、指導連絡のための家庭訪問だとか、市主催の研修会、研究会への参加、こんなふうになっております。

なお、作業等に伴うトラック等の使用は、市の所有の公用車を使用することとなっております。

それから、議員がご質問の児童引率については、特別な場合を除いては、認めておりません。

特別な場合と申しますのは、児童生徒に事故があった場合、緊急を要する場合に、児童生徒の運送等は、当然、認められております。

それから、さっき、事故に遭った場合は、市長の方からお話がありましたので、その学校の教職員の公務、私有車を公務車として使用する場合の要件といたしましては、対人が1億円、対物が500万円以上の任意保険に加入をしているという要件を満たしてなければならないということです。

いろいろと問題がありまして、1つ例を挙げますと、市の職員につきましては、2キロまでは旅費が、ガソリン代が出されますが、県の職員、学校の職員につきましては、半径4キロに満たない場合には出せないことになっておりますので、その件につきましても、県の教育委員会にいろいろ要望をしてみたいと思っております。

それから、その他、今後、他の市町村との情報を交換しながら、それは児童生徒の輸送も含めまして、いろいろと検討をして、この規定の見直しも、見直すべきところは見直していかなければならない。直ちに直すというのではなくて、いろいろな意見を聞いて、総務課とも連絡をとりながら、話し合いを進めていきたい。作業を進めていきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、再質問を行います。

1点目の、雇用創出支援プランでございますけれども、大筋においては、了としたいと思いますが、先ほど、市長のご答弁の中にございましたように、相談のできやすい環境づくりとい

うご答弁が、中にありましたけれども、私が質問の一番重要なポイントに置いておりましたのは、庁内体制を、きちっと体制をつくることによって、住民からのいろいろな相談に対応する。そして、庁内の横断した取り組みをしていくための、そうした、いわゆるコーディネート役ができる、そういう体制を、職員を配置するなり、位置づけするなりする中で、やっていくべきではないか。

そういったことを通して、さまざまな、いろんなメニューを、宿毛市独自のものも含めて、どんどん住民とともに作り上げていくということが必要なんではないかなというふうに考えておまして、具体的に、庁内の中で、各課にお任せしてやるというだけでは、これまでと変わりません。

現在であれば、恐らく企画の中で、だれかがやられておるんであると思うんですけども、各庁内の担当課と、きちっと連携をとる。いわゆるリンクして、ネットワークをつくって、住民対応していく。宿毛市はこういうプランを持っていますよ、こういう支援はやりますよということを、住民にはっきり見えるように、わかるように説明できる、そういう体制をつくることが重要であろうというふうに思います。

例えば、現在、高知県から派遣されております元気応援団、俗に言いますけれども、支援員が2名配置されておりますが、いいか悪いかわかりませんが、企画のどこかに席を構えておるのではなくて、教育委員会に入っておりますエントランスセンターの中の教育委員会の一角に机を置いて、事務をされて、仕事をされておるといふふうに聞いておりますし、そういったことも、ちょっとミスマッチではないのかなというふうに感じているところであります。

そうした県の関係者、そして国からも出向していただいて、今、重要港湾、宿毛湾港の流通

工業団地等の取り組みについても、さまざまなお仕事をさせていただいておるといふふうに聞いておりますけれども、そうしたネットワークを、庁内、そして庁外とともにつくっていく。その窓口として、宿毛市の行政の中のどこか、例えば企画の中にそういう担当者を置いて、きちっとした体制を組むということがあった方がいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、検討をしていただければいいんじゃないかなというふうに考えます。

続いて、地域福祉計画と、住民と支えるまちづくりでございまして、先ほどの答弁で、モデル地区をとりあえずつくってやっていきたいということでもあります。

確かに、地域地域でニーズも違いますし、課題も違います。いろいろの問題が、その地域地域の特色ある、独自のいろんな取り組み課題があると思いますので、できることから始めていくということも重要であろうかと思えます。

この計画が任意でできることになっておりますし、法定ではありませんので、むしろそういうことによって、自由闊達な意見を出し合い、そして地域に応じた、宿毛市ならではの、そういった計画づくりの中で、よりよい宿毛市の住民と行政との関係ができていくんじゃないかなというふうに期待をしておりますので、どうか、具体的に前へ転ばしていただきたいと同時に、福祉事務所の担当の方の職員については、きちっとそのお仕事に、相当、時間を割いて、かかわっていただかないと、ついで仕事ということには、なかなかならんと思いますので、その辺の人事的な機構面の配慮も、市長にはお願いをしたいと思えます。

その点のご答弁ございましたら、お聞かせ願いたいと思えます。

3点目の市立小中学校等への公用車の配置の件でございまして、この市長の答弁の中

で、使用頻度の問題がございましたけれども、支所とか保育所の関係で、どれくらい、実際に私用車を使って、公務で使っておる実態があるのかということも、すべて把握しておりませんけれども、その使用頻度については、小中学校の関係で、いろいろ調査しましたところ、かなり頻度が高いというデータを、調査の結果、数字として上がってきております。

これは、ある先生たちの組織の中で、アンケート調査をしたようでございますが、その結果として、私用車を公用車として使ったことがあるかないかについて、恐らくこれ、幡多郡内だと思っておりますが、約94パーセントの教職員、事務職員が使ったことがあるということであります。

先ほどの市長のご答弁によりますと、公用車に使う場合の1つの手続として、総務課にその公務使用届を出すということになっておるようですけれども、実際に、すべての出先の職員、小中学校の教職員、また事務職員も含めてですが、公務使用届を、すべての私用車の関係で出されているのか。それが、1度出したら、年間通して使用届出さなくていいのか。そのたびの届けなのかについても、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

それから、教育長からのご答弁で、教職員の公務での私用車の使用は、学校長の権限で認められておるといふようなご答弁であったと思いますが、先ほど、ちょっと述べましたように、具体的にお話を聞くと、例えば、すべての小中学校の事務職の方が、私用車を用いて、金融機関にほとんど毎日のように行っているということを知っているわけです。

恐らく、以前であれば、金融機関の方からお金を徴収に、集金に来られたケースもあったかと思いますが、今はほとんどないそうですね。金融機関も経費節減ということでありましょ

う。ほとんど学校から私用車。しかも、事務の方が、事務職員の方が、自分の私用車を利用して、毎日持っていく。その毎日の業務で、権限と言いますか、学校長にその都度、きょう持っていきます、使っていいですかということで行っているのか。それとも、年間通して、常態化しておるわけですから、当然、持って行っていただくかんといかんということで、持って、実際に私用車を使っていたらいいとおるようです。

先ほどのルールの話はありましたけれども、現実として、今の状態で、仮に事故等があった場合、幸いなことに、今、そういう問題は起こってないので、非常に問題にはなっていないわけですが、実際に起こった場合に、そういう手続を仮にして、本当にしておるのかどうかわかりませんが、ルールどおり。してなかった場合には、どういうふうになるのか。

しかも、現実を聞きますと、ほとんどもう、先ほど市長から言われたような、公用車の申請をすれば、一定の経費が出ると言いましたけれども、恐らく、学校の場合は出てないと思います。それに対して、その整合性を、宿毛市の職員と学校現場の職員とどう図っていくか、ということが今、ちょっと問われているわけでありまして、その、もしもの場合の責任を、そうすればどこがもつのかということが、ちょっと懸念されるわけでございます。

事務で行かれる方だけではなくて、先ほども言いましたように、特別な場合を除いては、児童・生徒を乗せてはいけないということになっていることも聞いておりますけれども、実際問題として、緊急な場合だけではなくて、先ほど言いましたように、一、二名の代表者、児童・生徒をどうしても、何かの発表会であるとか、連れて行かなくちゃならんと。その会場までの移動手段は、現実の話を書きますと、引率の先生が自家用車で、自分の私用車に乗せて行か

くてはならない現実もあるというふうに聞いております。

その場合に、その先生、担当された先生、教職員の個人の責任に属するのか、校長の責任なのか。またまた教育委員会としての責任になるのか、その辺のことが、ちょっと定かではありませんので、ぜひ、ルールのお話はあるとはいえ、実際、現実での、現場の姿を見ると、なかなかそのようにはなっていないのではないかというふうに思いますので、その辺のことを、ちょっと心配ですから、お答えを、再度お願いしたいと思います。

ちょっと雑駁な話で、わかりにくいかと思いますがけれども、よろしく申し上げます

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の雇用創出プランの相談体制とか、その組織の関係、ちょっと答弁漏れておりました、まことに申しわけございません。

相談体制といたしまして、メインになるのは企画課に、今回、企画官を配置しております。この者は、一応、国の方から来ていただいていたわけですが、特に宿毛湾ということではございませんで、庁内全体のこういった形の企画プランにつきまして、すべてにわたって職務をしていただくということにしておりますので、一応、メインの相談体制というのは、企画課の企画官ということでございます。

そしてまた、各課の横断的なのということがございます。これ、企画官の方から大体の指令とかいうものは出しておるわけですが、まだ足りないというところではございましたら、これから庁内に1つプロジェクトチームを立ち上げて、そういった、今、ご提案の体制をつくってまいりたいと、このように考えます。

次に、地域福祉計画でございますが、先ほど

も少し申し上げさせていただいたんですが、この計画そのものが策定できなかった部分につきまして、我々のやり方にも問題があったかもしれませんが、結局、市民の参加というものが、まだ得られていないというところがございます。

そういったところも含めまして、ぜひモデルケースとして、地域の特色を踏まえた上で、市民の参加をぜひお願いしたいという形で、策定してまいりたいというふうに考えます。

それから、公用車の扱いでございますが、先ほどの実態把握ということも、私、ちょっと把握をしておりません。

公務以外、使用させるときに総務課に届けるということにつきましては、総務課に、包括的に届けるのか、その都度、届けるのかにつきましては、総務課長に後でお答えをさせますが、もう1つ、市の職員と学校との取り扱いが違わんじやないとか、そういうこともございましたので、我々も、現場の職員等と話し合いをさせていただきまして、不都合な面については、改めていくというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘のように、いろいろと問題があると思いますし、学校の先生方には、負担はかかっていると思いますが、1つには、私有車を公用車として、年度当初に1億円の、先ほど申しましたように、対人と、それから500万円の対物との任意保険に加入している車に限って、年度当初、登録をします。

それで、用務のたびに校長に、どういうことかと申しますと、公務の効率執行上に、機動力の使用が客観的に必要と認められる場合には、所属長、校長が、必要と校長が判断した場合には、公務使用を許可すると。それで、郵便局にも行

くわけですけれども。

県の職員ですので、給料は県と国とが半分ずつ出して、負担しているわけですけれども、県の旅費規定でいくわけですので、4キロに満たない場合は、校長が許可をしても、銀行に行った場合にも、ガソリン代29円の規定のガソリン代が出ません。

ですけれども、今から事務連絡、金融機関に手続に行きますということで、そのときに、例えば岡松金融機関、幡多信やったら幡多信、ちょっと名前が出て済みませんが、行ってきますということで、書いて出せば、それは公務使用としての車として、認められるわけですから、その場合に、事故を起こした場合には、市が認めたということになりますので、市の教育委員会が認めたということになりますので、負担はすと。責任は、事故を起こした場合には、第三者にけがを負わした場合には、市が負担をするということになっております。法律上は。

それで、その場合の事故の過失相殺につきましては、話し合いの中で、応分の負担がある場合には、個人がその負担をすると、こういうことになっております。

それから、先ほども申しましたように、児童・生徒の引率については、これは大変、以前から問題になっているところで、子どもの、さっき申しましたように、ちょっと矛盾がありますが、機動性ということを考えれば、一人、二人の子どものために、タクシー、ハイヤーを雇って運ぶというのはちょっと、さっき市長の方からも答弁がありましたように、財政面で問題があるかとも思いますし、しかし、子どもの生命を尊重する場合、そんなことを考えれば、それはタクシーでも対応する必要があると思いますし、どちらかにしても、子どもの安全を確保することと、機動性ということをあわせて、今のあり方については、総務課、教育委員会、いろいろ

と話し合いをして、できるだけ望ましい方向に進めていかなくてはならないと、こんなふうには考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員に、先ほど1つ、答弁が漏れておりました。まことに申しわけございません。

地域福祉計画をつくる時の福祉事務所の体制、専任をおいてやれというふうなことでございます。

今、非常に定員削減もしている状況で、非常にきちきち、きつい仕事をしております。いろんな計画も立てなきゃいけない。福祉事務所、非常に、残業もしてもらいながらやっている状況でございます。福祉計画を立てる専任ということでは、なかなかまいりませんが、主という形での仕事の体制は、福祉事務所長と事前に話しておりまして、きちんとその面については、主になってやっていくものを配置するというところで、体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、14番議員の一般質問にお答え申し上げます。

市立小中学校等への公用車の配置についてのご質問の中で、支所、保育所、小中学校等の私有車の使用頻度についてというご質問でございますけれども、支所、保育所につきましては、支所につきましては、通常、支所で扱う公金等を最寄の銀行に届ける、週に1回ですけれども、そういったケース。

通常の役所との文書の収受につきましては、総務課の職員の方が対応いたしておりますので、支所については、週に1回程度の使用と。

市内の各保育所につきましては、各保育士は、

通常、年度当初に家庭訪問がございますけれども、その際に私有車を利用、それぞれの保育士が利用していただいて、家庭訪問を行っている。

それと、あと、行政との文書間の収受にも、私有車を使って、行っていただいているということがございます。

小中学校につきましては、申しわけございませんけれども、私の方で、その使用頻度については、よう把握をいたしておりませんので、よろしく願いいたしたいと思えます。

それから、私有車の届出の件でございますけれども、2点目の、については、すべての職員が行っているのかということでございます。

私どもの方には、教育委員会、教育部局以外のものについては、すべての職員は総務課の方へ届出をしていただいております。学校職員については、教育委員会の方に届出があるものというふうに理解をいたしております。

それから、3点目の届出の更新があるのかということでございますけれども、届出につきましては、その内容に変化があった場合には、その都度、届出をしていただく。

と言いますのは、先ほど、教育長の方からもご答弁申し上げましたけれども、私有車の使用の条件の中で、一定、自賠責保険、あるいは任意保険、対人1億以上、対物で500万以上というような規定がございます。そういう保険等の変更があった場合についても、届出をしていただいていると。変更がなければ、1度届けていただければ、変更があるまでは届出していただく必要はないというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） 14番、質問を続行します。

1点目の雇用創出支援プランにつきまして、そして2点目の地域福祉計画等につきましては、先ほどの市長のご答弁ですとさせていただきます。3点目の公用車の問題でございますが、基本的には、公用車も財政上の理由もございまして、配置できないという見解を、市長からいただいておりますが、若干、市長部局と教育委員会部局の対応が、県と宿毛市との兼ね合いもあって、異なるのかなという気がしております。

とりあえず、宿毛市の部分につきましては、この駐車料金を徴収するに当たって、一定のお話を、ずっと継続されてきたというふうにも聞いておりますし、今後また、そのいろいろな課題に向けて、双方でお話もされると思えます。

それはまたその流れも見ながら、私としても注視をしていきたいというふうにも思いますが、ただ、この教職員の部分、学校職員、事務職員も含めてでございますけれども、若干、質問をさせてもらいたいと思えます。

先ほど、教育長からご答弁ございましたが、実際、具体的に例えば言いますが、松田川小学校から金融機関へ毎日のようにお金を持っていかなくてはならない、いうことになっておまして、それは学校長の許可で、先ほど言いました、登録をした上のお話でしようけれども、持っていくという場合に、一方、宿毛市の場合は、届出をすれば、一定の経費負担もいただけるということでありましたが、先ほどのご答弁であれば、4キロ以内はだめだと。対象外ということで、無報酬というか、無償で、すべて自腹で、言い方は悪いですけども、自分の自費で、仕事で、ボランティアで持っていくということが現実なんですよ。

そういう場合に、事務職の職員に、まあ言うたら、個人的に負担をさせているのが現状ですよ。それが本当に好ましいのかどうか、いうことを感じるわけです。

先ほど、教育長が言われたように、県教委についても、対しても強くお願いをしていくべきであろうというふうに思いますけれども、現状の中で、一方では駐車料金をいただく。一方では、公用車として使われる、逆に言うのですね。

私の、自分の私有車を、公用車で提供せざるを得ない、選択肢がほとんどないわけですね。公用車がないわけですから。歩いて行くわけにもいかない。タクシー雇って行くわけにもいかなでしよう。したがって、登録をした公用車としての扱いで、自分の車で仕事に使うと。

その場合に、何の経費の見返りもないと。しかも、何かあったときには、先ほどの保険の適用の範囲のことでしょうから、恐らくその車がだめになっても、その保険で直してくれということになるのかなというふうに思うわけです。

その辺のことを考えると、かなり無理な注文というか、事務職員に対して、そのケースだけで言いますと、事務職員に対して、負担をかけて、公的な負担を求めてしまっているというこの現実に対して、やはり是正すべきではないのかなというふうに感じるわけです。

そういう部分で、公用車、全く配置できないという根拠が、財政難であるのか、本来、置くべきであって置けないのか、その辺のご見解を、とりわけ教育長、この3月まで現場の校長としておられた方ですから、一番よく知っておると思います。その辺の、県教委に対しての要望も含めてあるかと思えますけれども、ご見解をひとつお願いをしたいと思います。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、中川議員の再々質問にお答えをいたします。

選択肢としては、県の方に4キロという規定を2キロまで見直しをしてもらうように、要求をし続けるか、県費負担の職員であるので、市

からは、旅費については出さないという決まりがあるわけですので、そのところを、例えば学校の事務に関することだとか、いろんなために、各校に負担、旅費負担というか、何かの名目で年間に何ぼか、その予算化をするように、市の方へお願いする。予算化をしてもらうという以外には、方法はないと思うのです。

今の私には、それしか思いつきません。中川議員のおっしゃるように、大変学校の校長先生とか、事務の担当者の方には、迷惑をかけている、そんなふうには感じておりますし、何とかしなくてはならないと思っておりますが、現状では、今、私の思いつく選択肢としては、2つしか思いつきません。

いい方法があったら、また皆さんで検討していただきたいと思っております。

以上で、私の答弁を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 14番中川 貢君。

○14番（中川 貢君） ちょっと、教育長の、もうちょっと権威あるご答弁をいただきましたかったわけですが。

我々が答える側ではなくて、執行部が、一般質問ですから、責任ある答弁をしていただくのが筋であると思いますので。

責任を持って、ぜひこの問題、きょうで終わりということではないと思います。課題があるわけですから、関係者も含めて、納得のいく今後の対応をお願いしておきたいと思っております。

最後にちょっと、加えて現状の中で言っておきたいと思っておりますけれども、宿毛市の場合は、学校の中に用務員さんをおいてないんですね。ずっと。

教育長は、いろいろ、大月、清水、さまざまな学校をわたられた経験者ですから、他市町村では用務員をおいて、さまざまな現場でのお仕事もしていただいております。宿毛市で

は、教職員がすべて、その用務員の仕事もしながら、学校現場で一生懸命頑張っておるという姿はご存じやと思います。

そういうことも踏まえながら、公的に責任を負わなくてはならない部分を、個人の責任に転嫁することのないように、ぜひ、再度いろいろ調査もしていただきながら、県とも協議していただきながら、市長とも合い議していただきながら、問題の起こらないようお願いをしたい。

今のところ、そういった大きな事件、事故起こってませんので、表立った大騒動にはなってないですけども、もし仮に、何か起こったときには、大変な責任問題が発生するということを、ここで忠告して、一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、浅木でございます。一般質問を行います。

1期目在任中に右足切断となり、議員活動にもどかしさを感じる私ではありますが、先の市議会議員選挙で、市民の皆様にご支持をいただき、再びこの場に立って質問させていただくことになりました。

社会保障は切り下げられ、税金や保険料は引き上げられ、国民の負担はふえ続けています。安倍内閣による悪政が進行する中、私は、今後とも憲法と平和、市民の命と暮らしを守る立場で議員活動、議会質問に臨んでまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

1、自衛隊への対応についてでございます。

その1番目として、自衛隊による国民監視活動について、お尋ねいたします。

去る6月6日、自衛隊が国民を日常的に監視し、その情報を本部で把握していることが、日本共産党の発表で明らかになり、社会的な大問題となっています。

もとより、自衛隊には、憲法上も自衛隊法上も、国民を監視し、調査する権限は一切ありません。自衛隊という武装した部隊が、違憲、違法を承知の上で、監視と調査で国民の権利を侵害していたことに、重大な問題があります。

市民の安心を脅かすこの自衛隊の監視活動について、市長はどう考えているのかお尋ねいたします。

今回、明らかになった分でも、この調査の対象とされていたのは、41都道府県にわたります。289の団体と個人が、記されています。団体では、日本共産党や社民党、民主党など、政権野党を初め、イラク派兵や有事法制に反対する平和団体、労働組合や地区労、労働組合の県や全国組織、部落解放同盟、青年組織、婦人組織など、数々あります。

個人では、山田洋二映画監督を初め、議員や地元テレビ記者も実名で書かれているわけでございます。

その調査内容も、イラク派兵や有事法制に反対する催しや言行はもとより、ジャーナリストや全国新聞の記者による取材活動まで、反自衛隊活動に分類しています。

また、労働組合が行った春闘の街頭宣伝、年金制度改悪反対宣伝、医療費負担増反対の取り組み、一般の団体が行った消費税増税反対まで監視し、調べ上げています。

この内容から見ると、現政権に批判的なものは、すべて監視の対象とされていたといえます。問題の監視活動をしていたのは、情報保全隊と申しまして、2003年3月に、それまでの調査隊を再編し、陸・海・空の3自衛隊ごとに設置された防衛大臣直轄の総勢900人の情報部隊であります。

設置された目的と任務は、自衛隊内の防衛秘密の保護と、漏洩防止とされており、民間人の監視や調査をするようにはなっておりません。

戦前にも、これと同じような組織に憲兵司令部がありました。この憲兵組織も、もとは軍隊内の犯罪を取り締まる軍の警察として発足しました。しかし、その後は市民の会話にまで聞き耳をたて、この戦争は負けると話ただけで、憲兵に引っ張られたと聞きます。

この自衛隊の情報保全隊も、憲兵組織の復活につながる恐れがあると指摘されています。

警察が行う監視、調査、尾行なども、ゆき過ぎると問題になりますが、それでも犯罪捜査のためと、目的をはっきりさせています。

ところが、自衛隊は、監視と調査の目的を、国民の前にあきらにせず、久間防衛大臣は、何が問題なのかと聞き直っています。国民に説明ができない目的とは何か。今後、憲法も変え、日本国政府が戦争を始めたとき、真っ先に戦争に反対する人、戦争に反対する団体を取り締まるための準備だとの指摘もあります。

そこで市長にお尋ねします。

第1点は、このような自衛隊による市民への監視活動をどうお考えか、お聞かせ願いたい。

第2点目としては、宿毛市民への監視活動はどうなっているのか。今後、市民や関係機関と連携し、実態把握に努めていただきたい。

第3点目としては、国民監視活動の中止を、政府と自衛隊に求めている。

市民が、自衛隊の監視や調査におびえることのない、安心して暮らせる宿毛市とするため、市行政としての取り組みを求めるものであります。

次に、2番目として、自衛隊の、自衛艦の宿毛湾入港についてであります。

昨年5月には、アメリカのイージス艦「ラッセル」が宿毛湾へ入港し、大きな問題となりました。特に米軍再編計画に基づくアジアでの軍事戦略上の要所として、宿毛湾調査、宿毛湾の軍港化に道を開くものとして、宿毛市民はもと

より、幡多地域を含む県下全域、さらには南予地域まで、イージス艦入港反対の戦いが広がりました。

これまでも、この議会で、我が党の議員が問題点をたびたび指摘し、宿毛湾の軍事利用反対の声が広がる中でも、自衛艦の入港が繰り返されています。

これは、米軍再編の位置づけとしても、今後、日本が憲法を変え、アメリカとともに戦争を進めていくときにも、宿毛湾が軍事拠点として重要であることを、日米の政府が認めていることのあらわれでもあります。

特に、足摺岬沖70キロの海上には、米軍の演習場として、高知県の面積の約9割にも相当するリマ海域が設置されています。この海域は、好漁場であるにもかかわらず、漁船はほとんど入れず、高知県の漁業にも大きな影響を与えていることから、高知県議会でも、リマ海域撤去を求める決議がされています。

このリマ海域では、アメリカ軍だけではなく、日本の自衛隊も年間およそ60日もの練習をしています。こうしたことから、今後、宿毛湾への自衛艦入港はさらにふえるのではないかとと思われるわけであります。

自衛艦については、昨年7月25日に、兵庫県の本州海でミサイル試験のフレアを発射し、操業中の漁船が緊急避難する事態が発生しました。兵庫県知事は、十分な事前説明がなかった。致命的な結果につながる可能性が否定できないと抗議をしております。

また、9月5日、青森県のむつ市では、停泊中の自衛艦の20ミリ機関砲から、陸地に向け、10発の実弾が発射されています。どちらも大きな人身事故につながる危険性を持っておりました。

漁民の暮らしと市民の命を脅かし、上陸してくれば、先ほど述べたように、市民監視や調査

をする恐れもある自衛艦の入港を、市長はどう考えているのか。今後の入港は断るべきではないか。また、こうした危険な部隊も、宿毛市行政として、歓迎するべきではないということを求め、市長のお考えをお尋ねいたします。

この項の3番目として、総合運動場への自衛隊ヘリコプターの離着陸について、お尋ねいたします。

去る5月末に、宿毛市の総合運動公園にて地震災害時の救助訓練として、自衛隊のヘリコプターによる離着陸訓練が行われました。

私は、消防体制も含め、地方の防災組織では対応しきれない非常災害時における、自衛隊による被災者救助活動を肯定する立場にはありませんが、今回の訓練については、問題点を指摘し、市長のお考えをお聞きます。

まず、今回の訓練が多くの人に周知されないまま実施されたということでもあります。

昨年のイージス艦の宿毛湾入港も、情報のおくれが指摘されましたが、こうした軍事組織の行動にこそ、住民の理解を得るため、情報を早く周知すべきであります。

芳奈地区など、一部の人は、訓練の実施を知っていたようではありますが、上空から次々と舞い降りる自衛隊機を見た市東部の皆さんは、何かと心配されたようであります。この点から、遅くはなりましたが、宿毛市に提示されたと思われる実施計画書を公開し、訓練関係の全容を明らかにしていただきたい。

災害は、日本全国どこで発生するかわからないし、これまでも訓練をしていなくても、救助活動はできています。災害救助訓練の名目で、軍事拠点づくりの準備をすることも考えられます。

今後は、無条件にこうした訓練を拡大させないことを求めるものであります。

さらに、あの陸上競技場は、一昨年、宿毛市

としても1,450万円かけて、高知県西部では初めて陸上競技の写真判定装置を設置しました。

ここにおられる岡松教育長も、幡多地区陸上競技会会長として、電気時計で記録が公認されるようになったことは、地域の選手や指導者にとって大きな励みになると、喜びの談話を発表されました。

以前は、芝生が傷むので、練習には貸せないとの使用の規制もありました。管理をする方も、心を込めて、大切にしていたあの芝生へ、非情にも鉄の塊を着地させたことに対し、多くの市民から批判の声が上がっています。

市民の憩いの場、教育の場に、軍用機をどんと据える。これはいかがなものか。訓練そのものをやむなしとしても、もっと他の場所を検討すべきではないか。

以上、3点について、市長にお尋ねいたします。

大きな2番目として、自殺防止対策について、市長と教育長にお尋ねいたします。

経済大国日本と言われ始めて久しい我が国においても、昨年も3万2,155人が自殺し、これで9年連続の3万人台となっています。

これは、サミットに参加するG8と言われる主要国の中でも、ロシアに継いで2番目に高い自殺割合であります。

自殺を、動機など原因別に見ると、健康問題が約半数で最も多く、2番目が経済生活問題で、あと家庭問題、勤務問題と続いております。

年代別では、60歳以上が1万1,120人で、全体の34.6パーセントとなり、19歳以下の子どもの自殺もふえ、1.9パーセントとなっております。

こうした数字から見ても、医療や介護制度等の改悪による先行き不安と、負担増、借金苦、過重労働など、ほとんどが経済苦による自殺と

言えます。

こうした自殺の増大は、大企業や大金持ちをさらに豊かにさせるための構造改革や、規制緩和をしてきた自民党政府のもとで進行しているのであります。

さて、こうした状況の中で、昨年6月、自殺対策基本法が制定されました。この法では、自殺の背景にはさまざまな要因があり、社会的な取り組みが必要としています。そして、国や自治体、並びに事業主の責務を定め、自殺防止の調査研究、普及啓発や人材育成、医療体制の整備などを挙げております。

この基本法を受け、政府は今年8月に、自殺対策の大綱を閣議決定し、今後10年間で自殺死亡率を20パーセント以上減少させるとしました。

10年もかけてわずか20パーセントでは、目標が低いのではないかと批判も多く聞かれます。

高知県も、1月に市町村の自殺対策担当者を対象に研修会を開き、夏までには自殺対策連絡協議会を立ち上げるとしています。

市民の命と暮らしを守るために、市民の自殺防止対策をどうされるのか、また市職員の自殺防止対策をどのようにされるのか、市長にお尋ねいたします。

さて、先ほども指摘しましたが、子どもの自殺もふえ続け、昨年1年間で886人の子どもが自殺しました。そして、その原因の多くが、いじめであるとされております。

自殺するまで追い込むいじめをしたのも、多くの場合子どもであります。

人格の完成を目指すべき教育に、厳しい競争主義が持ち込まれ、勉強についていけない生徒も出てきています。お互いの人権を尊重し合う戦後教育のよさが失われつつある中で、子どもの心は傷つけられているといえます。子どもに

とっても、生き続けられない教育環境、日本社会にされてしまったともいえます。

そしてまた、子どもの教育に携わる教職員の中でも、自殺が相次いでおります。校長から圧力を受けた教員が自殺し、未履修問題、いじめ隠しなどの発覚で、校長が自殺している場合もあります。

子どもの人格を育て、生きる喜びを教えるはずの教育者が、みずから自分の命を絶つ、まさに教育現場はそれほど大変な事態になっているといえます。

加えて、教育基本法の改悪に続いて、教育関係三法は強行採決されました。文部科学省による地方教育委員会への統制が強まり、教員身分の不安定化、管理職等による教員と教育内容への統制、教育現場へ新たな困難が持ち込まれ、先生も校長も、さらに大変な立場におかれそうであります。

今後、学校現場における諸問題から、子どもの命と教育者の命を守るために、どのような対策をされるのか、教育長にお尋ねいたします。

3番目に、市政の信頼回復について、市長と選挙管理委員長にお尋ねいたします。

まず、1点目は、不祥事の発生についてであります。

市長が現在の職につかれて4年目の後半を迎えました。財政事情の困難な中、若さも発揮して、一生懸命やってこられたと思います。

そうした最中ではありますが、残念なことに、市職員による公金横領という不祥事が発生いたしました。この件に関して、議案12号にも提案されておりますので、私も、今後こうした事件が再び発生しないことを念じ、この問題を取り上げ、次のことをお聞きいたします。

1つとして、不祥事の概要と、なぜこういう事件が発生したのかを、その発生原因を明らかにしていただきたい。

次に、不祥事発生後、市行政として、どのように対応措置をされたのか。

さらに、議案提案に当たって、市長は再発防止の具体的対策を立てたと言われましたが、その内容を明らかにしていただきたい。

以上、3点について市長に説明を求めます。

次に、県議投票における市選管の失態についてであります。

市選管として、1人でも多くの市民に政治への参加と権利行使、投票行動を呼びかけている中で、せっかく投票に来た有権者20名の権利をなくしてしまったことは重大で、市民から怒りの声が上がっております。

私は、市選挙管理委員長に、この問題の内容と原因、そして再発防止対策の説明を求めます。

また、市長には、次のことについてお尋ねします。

今年度は県会議員、市会議員、参議院議員、知事、市長と選挙の重なる年であります。こうしたことにかんがみ、選管の事務局長を総務課長と併任するのではなく、年度当初から選任配置するべきであったと、私は思います。

次長だけでなく、事務局長がおれば、今回もどちらかが事務所に残り、投票用紙の追加に携われたと思います。選挙管理委員会の人員充実を、議員として3月議会で求めておけばよかったですと、私自身も反省しているところでございますが、市長の答弁を求めます。

3番目に、市職員の飲酒運転防止対策について、市長にお尋ねいたします。

昨年、全国で発生した飲酒運転による死亡事故は611件で、その中には、3人の幼子の命を奪った福岡市職員による飲酒運転事故も含まれています。

先月も、土佐清水市で市職員による飲酒運転が発生しました。まだまだ公務員でも飲酒運転が絶滅できていません。

政府も、道路交通法を改正し、この秋から罰則強化をするようであります。また、全国の自治体で、職員による飲酒運転厳罰化の方向が強まっているようであります。

宿毛市では、市職員等による飲酒運転は発生しないと思いますが、市長に、処分基準の明文化を求めます。

飲酒運転による事故は、相手方を不幸にするとともに、懲戒処分によって、事故を起こした職員と家族の生活も破滅させることとなります。

飲酒運転防止の研修や、啓発をさらに強化することが必要かとも思われます。

また、懲戒処分基準を明確にし、それを周知することによって、家族を含め、飲酒運転防止の抑止効果が期待できます。職員を守ることにもつながるのではないかと思います。

このことについて、市長の所見をお尋ねいたします。

最後に、憲法遵守の教育について、市長と教育長にお尋ねします。

大東亜戦争は、自衛のための戦争だったとか、あの戦争の従軍兵士の根底には、アジアの解放があったなど、太平洋戦争における日本の役割を全面的に賛美するアニメDVDが、学校教育に持ち込まれていることが、去る6月10日の高知新聞で報道されました。

日本国憲法は、政府の行為により、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定するとしており、太平洋戦争の反省の上に、この憲法が制定されたものであります。

国、または地方を問わず、公務員には憲法を守る義務があることも、憲法99条で規定されております。

公教育の場へ、憲法を真っ向から否定するこうした教材の持ち込みを認め、その外部者に、

生徒への授業を任せた学校側にも責任があり、校長も、内容は偏りすぎているという批判は謙虚に受けとめるとしております。

このアニメDVDは、日本青年会議所が制作したものであり、「誇り」というタイトルがつけられております。

あらすじは、女子高校生が過去から来た英霊の青年に出会い、靖国神社へ誘われ、そこで日本の戦争の話を聞きます。青年は、愛する自分の国を守りたい。そして、アジアの人々を白人から解放したい、その気持ちがいつも日本の戦いの根底にあったと語り、日中戦争や対米戦争を、アジア解放の戦争だったと美化します。

そして、日本の植民地支配についても、近代化のために、道路や学校をつくったというだけで、創氏改名や従軍慰安婦、強制連行など、加害の事実には触れておりません。

侵略戦争を美化する靖国神社の遊就館の展示や、解説と同じ立場で、生徒を靖国神社へ誘うこのDVDは、靖国DVDともいわれています。

このアニメDVDが、問題が、この国会で議論されたとき、伊吹文部科学相は、私が校長であれば使わないと断言しております。

そこで、1番目として、侵略戦争を正当化するこのアニメDVD「誇り」について、1、内容を承知しているかどうか。2、学校教育に持ち込まれている事実を把握しているかどうか。3、このDVDを学校へ持ち込み、部外者が教育することをどう考えるか。以上3点について、教育長にお尋ねいたします。

今後の対応について、お尋ねいたします。

まず、1番目として、宿毛市の教育に、このアニメDVDを持ち込まず、憲法の精神を遵守した教育を進めることを、教育長に求めます。

2番目に、いかなる名目であっても、公共の場で使用させないことを、各学校、教育関連機関、施設に徹底すること、並びに同趣旨の講演

会などについて、市として後援、協賛、協力を行わないことを、市長と教育長に求めます。

3番目に、市長は、文部科学省が研究委託事業に採用したことに對して、市として抗議し、撤回を求めているとしたい。

以上を申し上げまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 浅木 敏君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時32分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

浅木 敏君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、第1点でございますが、自衛隊の国民監視活動について、何点かございました。市民が、だれかにいつも監視されているというふうなことには、耐えられないような不快感があるんじゃないかなというふうな感覚はいたしますが、ただ、この問題につきまして、私の方では、内容とか事実確認、報道された以外のことについては、報道されたことの全部も、実は把握してない部分もございます。

そういったことで、この件について、宿毛市民が監視されているとか、されていないとかいうことについても、把握、全然しておりません。

ただ、この問題について、全国的な問題でございますから、いずれのときにか、国の方なりで、いずれいろいろな解明がされ、問題点が浮き彫りになって、関係機関において整理をされることではないかなと、そういうふう感じております。

次に、自衛隊への対応でございます。自衛隊、自衛艦の宿毛入港についてでございます。

浅木議員、自衛艦が入港することで、軍事拠点軍港となるんじゃないかとか、お話でございますが、私は、昨年のイージス艦の入港のときにも、いろんな質問もいただき、答弁もいたしました。その中でも、宿毛湾港が軍事基地になるのではないかと質問もいただいております。

そのときには、宿毛湾港は商港として整備されておるわけございまして、これ、防衛省の整備港ではございません。今の国土交通省の関係の港湾局の施設整備でございまして、そういった形で、湾港が整備されておる。

その中で、軍事目的ということはございませんとすることは、はっきり申し上げておりますし、今もそれは変わりはありません。

また、船が入港する、今、背後の工業団地にも、まだ企業の誘致もされておりません。そんな関係で、貨物船というものは、余り入ってきておりませんが、客船、それから自衛艦が友好目的で入ってこられるということについて、入港していただく船を歓迎するということは、私は当然だというふうに思っております。

そういう時点で、自衛艦が多く入港するから、軍港になるというふうな憶測というものは、憶測で判断すべきではないと、そういうふうなことを思っております。

それから、自衛隊のヘリの離着陸ということで、まず、訓練の実施計画書の公開、その訓練内容を明らかにすることということでございます。

この、聞くところによりますと、この訓練につきましては、陸上自衛隊中部方面航空隊本部が実施した訓練でございます。

当初、5月29日に予定をされておりましたが、天候等の関係によりまして、5月31日に

順延となったものでございます。

訓練の目的としましては、東南海・南海地震発生時に設定する方面飛行統制所、これは宿毛、春野、そして和歌山県の熊野において、管制気象隊支援とか、航空機誘導などを実施することで、支援基盤の実効性を確認することが主な目的となっているということでございます。

主な演習項目を、羅列をしてみますと、1つ目には、着陸規定に基づく飛行統制。それから、飛行統制所における航空機誘導と駐機。3番目には、進入離脱要領、4番目に、離着陸場統制班との連携要領。5番目に、現地の視察というふうに、等の確認がなされたということでございます。

4機のヘリコプターが来られて、3機が陸上競技場に着陸しまして、1機が多目的グラウンドに着陸いたしました。

また、本年の9月ごろにも、そのヘリコプター10機程度を使用した本格的な訓練を行いたいとの話も上がっております。

次に、自衛隊の訓練でございますが、私自身は、訓練というものは、非常に大切であるというふうに考えております。日ごろ、訓練をしていかないと、実際に災害が起こった場合に、なかなか対応ができないのではないかなというふうに思っております。そのために、本市におきましても、2年に1度の総合防災訓練を行っているところでございます。

また、自主防災組織につきましても、津波避難訓練とか、各種の訓練を実施をしているところでございます。

特に、今回のように、ヘリコプターを利用した訓練でございますは、交通基盤が脆弱であります本市にとりましては、大変、心強いものであるというふうに受けとめております。

また、宿毛市総合運動公園につきましては、中央防災会議幹事会において、策定されました

東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容にかかわる計画によりまして、高知大学医学部とともに、広域医療の搬送拠点として位置づけられておりまして、県内から県外への重傷者の輸送とか、県外からの災害医療派遣チームなどの受け入れに際しまして、重要な役割を担っています。

その移送手段として、自衛隊の大型ヘリコプター等が想定されているわけでございますので、実際に着陸等の訓練を実施していただき、災害発生時には、1人でも多くの方々の生命を救っていただくことが重要であると考えております。

今後も、協力はしてまいりたいというふうに考えております。

次に、陸上競技場への着陸についてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、このたびの訓練では、陸上競技場に3機、多目的グラウンドに1機のヘリコプターが着陸いたしました。

陸上競技場への着陸につきましては、主管課であります生涯学習課でございますが、芝生へのダメージは少ないというふうな判断をいたし、着陸させたものでございます。

実際に、芝生へのダメージはございませんでした。

また、陸上競技場への着陸は、災害発生時には陸上競技場における離発着、離着陸が多いことが想定されるということで、訓練におきましても、より実効性の高い訓練を実施することが必要であると考えておりまして、今回の陸上競技場への着陸は、特段、問題があったとは考えておりません。

次に、自殺防止対策でございます。先ほど、浅木議員がおっしゃいました、我が国の自殺者数は9年連続で3万人を超えているということは、私も承知はしております。

また、本県の自殺率は、全国でも高い順位で

推移している。そういうことで、大変深刻な事態であると受けとめております。

おっしゃるとおり、国もこの事態を重く受けとめまして、昨年10月、自殺対策基本法を制定しまして、本年6月には自殺防止を強力に推進するための施策として、自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

その中で、自殺対策の数値目標として、浅木議員もおっしゃいました、平成28年までに、平成17年における自殺死亡率の20パーセントを減少させるという目的、目標にしているということでございます。

浅木議員のお言葉を借りれば、これは低いんじゃないかということですが、これが適正な数字かどうかというのは、ちょっと、私の方も判断をつけかねるところでございます。

この基本法では、地方公共団体は、自殺について国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するというふうに定められております。

これに対しまして、県は自殺予防のパンフレットの作成による啓発とか、研修会の実施等に加えて、今年度、自殺対策として、自殺対策連絡協議会を設置して、数値目標の設定とか、具体的な取り組みの方向性を検討すること。

また、県内9カ所に心の悩み相談窓口を設置して、対応しているということでございます。

本市では、主な自殺原因であります家庭問題とか、経済、生活問題に関しましては、市民課の市民相談や福祉事務所での相談により、対応をしております。

また、病苦、精神障害等につきましては、精神保健対策の一環としまして、従来から保健介護課が実施主体であります健康診査、それから保健師による健康相談事業によりまして、悩みや心配事への対応を行っております。

さらに、65歳以上の高齢者を対象とします

はつらつ健診では、うつ傾向と判断された人に対しまして、保健師による訪問介護予防事業を実施し、予防に努めております。

今後も自殺予防対策としましては、幡多福祉保健所など、関係機関と連携をしまして、自殺予防に関する知識の普及と啓発に努めることとあわせて、深刻な悩みから生じてくるうつ病の早期発見、早期受診につなげるため、地域で支え合いの活動を行っている団体へ働きかけ、また心の悩みの相談体制の充実を図ってまいることとしております。

また、市職員の自殺防止対策でございますが、総務課の人事係に自殺に限らず、そのメンタルヘルスだとか、セクシャルハラスメント及びドメスティックバイオレンスですか、DVですか、そういったものの相談窓口を設置いたしまして、対応しております。

その中で、相談ができにくい状況があるんじゃないかというふうなこともございますが、平素より、所属長に対しまして、毎週庁議をしているわけでございますが、その中で、職場内のコミュニケーションづくり、それから職員の動向には細心の注意を払って、何らかの変化を感じましたら、できるだけ早く声をかけて対処するように、指導しているところでございます。

俗に言う「ほう・れん・そう」を職員の中で心がけて、皆さんで声を掛け合いということを努めております。

次に、不祥事の再発防止対策についてでございます。浅木議員ご指摘のように、元鶴来島連絡所職員が起こしました不祥事の概要、及び本人の処分等につきましては、5月の臨時議会でご報告もしておりますし、マスコミ等でも報道されておりますので、再発防止策についての具体的な内容について、お答えをさせていただきます。

まず、税金とか各種料金全般にわたりまして、

徴収記録と電算システムと納付書の適切なチェック体制を確立をいたしました。

具体的には、支所との電話連絡によりまして、収納を確認しまして、督促の発送を取りやめる場合は、個別に記録をとりまして、事後の収納確認作業を行うことで、二重、三重のチェックを行うということにしました。

また、年1回の内部監査を実施する。それから、現金を極力扱わないよう、今後も口座振替を推進していく。ごみ袋などの物品については、適時、棚卸を実施するといった、具体的な取り組みを既に実施しているところでございます。

また、管理職をメンバーとする、先ほど申しました庁議とか課長補佐会議、そしてまた係長とも、月に1回懇談会をしておりまして、機会あるごとに、公務員としての自覚を持って仕事に精励することを、指導もしております。

今後は、二度とこのような不名誉な事件が起こることのないよう、職員と一丸となって再発防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市選管のミスでございます。

私どもの方に、その要員の配置についてのお尋ねがございました。原因が要員配置にもあるんじゃないかというご指摘でございますが、今回のミスは、職員の投票用紙に対する取り扱いの意識とか、チェック機能の不十分さが招いたものであるというふうに考えておりました。要員配置によるものではないというふうな意識を持っております。

とりわけ、今年度の選挙に向けては、選挙がなかった昨年度から準備を進めておりました。併任の事務局長と専任職員2名の体制で十分であると考えて、要員を配置をしたものでございます。

しかしながら、今回、このようなミスが起こったということでございますので、選挙権とい

う非常に大切な、憲法でも保障されている市民の権利が、再び損なわれることのないように、チェック機能体制をより充実する必要があると判断いたしまして、5月21日付の人事異動で、専任の事務局長を1人配置しまして、その強化に努めているところでございます。

次に、職員等の飲酒運転の防止対策でございます。

ご質問の飲酒運転という行為自体が、だれもがしてはいけないという自覚があるという一方で、自分は見つからないんじゃないとか、1杯飲んだぐらいでは、運転能力には影響はないとか、自己中心的な考えを持つことによって、引き起こされるもので、まさに社会人としてのモラルの欠如が要因になっていると、いうふうに考えるものでございます。

本市におきましては、飲酒運転等の交通三悪について、他の都市で起こった場合とか、そういったことが起こった場合も含めまして、庁議の場とか、年末年始の綱紀粛正の文書等を通じまして、職員には再三、注意を促しているところでございまして、平成14年以降、飲酒運転の摘発者は1人も出していません。

しかしながら、公務員によります飲酒運転が、マスコミ等で頻繁に取り上げられる昨今でございます。ご指摘のとおり、職員一同、いま一度、気を引き締めていかなきゃならないというふうに、強く感じておるところでございます。飲酒運転の防止対策は、何よりも大切なのは、行為そのものが便利な移動手段である自動車を、殺人の凶器に変えまして、一度事故を起こしたら、当事者だけじゃなく、その家族とか周囲の方々の人生にも取り返しのない影響を及ぼすという事実を、職員一人ひとりが認識することでございます。

加えて、深酒をして翌日まで酒を残すことのないように、そういった意識づけも必要ではな

いかなというふうに思っておりまして、折に触れて職員意識を涵養しているところでございます。

また、処分基準の明確化でございますが、県が平成9年に飲酒運転の厳罰化を行いまして、本行為を懲戒免職処分の対象としたことに伴いまして、本市におきましても、それまでは停職としていた処分を、諭旨免職処分に切りかえた経緯がございます。

県が人身事故に至っていない飲酒運転行為のみで懲戒免職処分としたことが違法とされまして、停職処分となった事例もございます。

そのために、画一的な基準をつくるのではなくて、他の違法行為とのバランスも考慮していく必要があると思います。その都度、宿毛市職員懲戒審査委員会で議論もしてもらい、その結果を踏まえまして、個別に判断をしていくのが適当ではないかなというふうに考えております。

いずれにしましても、今後とも市民の信頼を裏切る行為を起こすことのないよう、職員に対して適時、綱紀粛正の徹底を図りまして、不祥事の防止に努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、DVDのこのご質問でございます。私、内容をほとんど承知をしておりません。ただ、子どもに害があるとか、不適切なものであるとか、そういうものの判断を、例えばお話の中にあるような形での教育委員会に来るようでありましたら、教育委員会から、恐らく市長部局へも、例えば後援とか協賛とか、そういうものが来るかと思いますが、教育委員会の中でまず判断があつて、その後、我々の方にも相談があらうかと思えます。

害になるものについて、当然ですが、市が後援するというふうなことはないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の一般質問、教育現場における子どもや教職員の自殺対策について、ご質問にお答えをいたします。

教育現場においては、児童・生徒の自殺につながる原因といたしましては、いろいろな要因があると思います。

大変難しい問題であろうかと思いますが、文科省の検討会でも、教師向けの指針のまとめも、先日、出されております。まず、危険度の高い要因といたしましては、過去に自殺未遂をしていること。何かが原因で、孤立をし、周囲のサポートがない。それから、いじめの悩みがある。それから、幼児期の虐待など、その他にもいろいろな要因はあろうかと思いますが、その中でも、いじめ問題が原因で、昨年、大変不幸な事件が発生して、全国的に大きな問題になりました。

いじめをしない、いじめをさせない、日ごろの教育活動で豊かな体験活動を推進し、道徳教育との統合、深化によって、生命尊重の心情を涵養する教育を推し進めなければならないと考えています。

また、心の休まる雰囲気の中で、教職員に打ち明けて相談できる環境づくりが必要であると思っております。

そのためにも、児童・生徒の日ごろの行動を細かく観察をし、子どもが出すサインを見逃さず、対応できる対策づくり、体制づくりを推し進めなければならないと、こんなに思っております。

また、心の変化に気づくことができる教師としての資質の向上を図る取り組みが必要と考えており、そのために生活指導の担当者会や、不登校担当者会、また道徳教育推進委員会等、各種の情報交換、また事例を研究することによ

って、教員の実践力の向上を図ってまいりたいと思っております。

教育委員会といたしましては、子ども支援ネットワーク委員会を設置し、心身ともに課題を持つ児童・生徒に対応するなど、市内の危機管理体制の確立を図ってまいりました。

また、平成16年、17年度には、文部科学省の生徒指導総合連携事業計画、それから平成18年度には、問題行動に対する地域における行動連携推進事業を受けて、不登校の児童・生徒の予防、問題行動、いじめとか暴力行為とか少年非行などの実態把握と、学校対応への支援体制の確立を図り、問題解決への取り組みを行ってきました。

本年度は、新たに問題を抱える子ども等の自立支援事業を受け、不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待への対応といった学校が抱える課題につきまして、未然防止、早期発見、早期対応につながる効果的な取り組みを行ってまいります。

教職員の自殺防止につきましては、各学校が管理職を中心に、風通しのよい職場づくりをし、悩みを話し合える体制づくり、教職員が助け合い、励ましあえる職場の雰囲気づくりを努めることが必要と考えております。

教育委員会としても、児童生徒の健全育成を図るために、教育現場の声を聞きながら、共同作業で教育行政を推進していきたいと考えております。

続きまして、日本青年会議所が「誇り」という題のDVDを学校に配布し、子どもに視聴させていることについて、お答えをいたします。

一部の地域でDVD上映セミナーを開催したり、本年2月に島根の公立中学校において、本やDVDを使用し、授業を行っていた事実は承知をしております。

しかしながら、高知県内及び宿毛市内の学校へ配布されている事実はなく、配布される予定

もないという確認をいただいております。確認をしております。

教育委員会は、DVDの内容は確認をしておりません。今後、青年会議所等より、上映の依頼があった場合には、また講演会等の後援とか協賛につきましても、内容を確認して、適切な判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(宮本有二君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(寺田一清君) 選管委員長、5番、浅木議員の質問にお答えする前に、一言おわびを申し上げさせていただきたいと存じます。

本年4月4日に発生した高知県議会議員選挙の期日前投票所におきまして、選挙管理委員会職員が、投票用紙を誤って交付し、投票された20名の方の票が無効となる結果を招いたことは、大変重大な問題でありまして、投票いただいた20名の方はもとより、有権者や市民の皆様に、深くおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

この結果、市民の皆様選挙管理委員会に対する信頼を失墜させましたことにつきましては、重く受けとめておりまして、真摯に反省しているところであり、今後、このような事態が起こらないよう、選挙の管理執行には厳正かつ適正に行い、市民の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

それでは、議員の質問にお答えします。

まず、投票用紙を誤って交付したミスの内容と原因についてですが、内容につきましては、先ほども一部申し上げましたが、本年4月4日午後2時から3時30分ごろに、高知県議会議員選挙の期日前投票所において、県議会議員選挙の投票用紙を交付しなければならないところ、別の金庫に保管していた宿毛市議会議員選挙の投票用紙を誤って取り出し、20名の有権者の

皆様に投票させてしまいました。

次に、今回の誤交付の原因でございますが、先ほども市長さんが触れられておりましたが、投票用紙を管理している職員が、当日の強風により、市民の方よりポスターの掲示板が倒れているとの連絡を受け、現場に出向き、選挙事務所を不在にしたことが原因の1つと考えられます。

また、県議会議員選挙と市議会議員選挙の投票用紙は、別々の金庫に施錠して保管をしておりましたが、金庫の鍵の管理が十分でなかったことと、金庫に県議、市議の表示をしていなかったことも原因と考えられます。

しかし、根本的には、鍵の保管管理を初め、日ごろの管理体制の不備が最も大きな原因であろうと、そういうふうに思っております。

次に、再発防止策について、お答えします。

まず、職員が職責に対して真摯に取り組み、コンプライアンス、法令順守の徹底を図ることが最も重要だと考えます。

今回のミスの直接の原因となった投票用紙の管理者が不在となった問題につきましては、管理者は不在とならないよう対処するとともに、適正な鍵の管理体制を徹底します。そして、投票用紙を保管する金庫についても、外扉に投票用紙種別を表示するとともに、平成23年度執行予定の統一地方選挙におきましては、県議と市議の投票用紙の色を変えるよう検討し、ミスの根絶を図りたいと、そういうふうに考えております。

最後になりましたが、職員に対しましては、報告、連絡、相談の徹底を図ることにより、今後の選挙において、ミスのないよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(宮本有二君) 5番浅木 敏君。

○5番(浅木 敏君) 5番、再質問をいたし

ます。

1 番目の自衛隊の対応の中の監視活動についてでございますが、確かに市長の権限そのものはないと思いますが、市長からお話ありました市民自身が不快感を持っているということの事実は、理解できているというか、わかっているというふうにお聞きしました。

全体で900人の保全隊ということでございますので、人口割りに、単純に考えてみれば、幡多でも1人や2人、保全隊が回っているんじゃないかというふうにも感じるわけです。

また、私の心配するように、宿毛は港の面でも、それからまた、この間のヘリの着陸も含めて、この米軍再編の中で重要拠点というふうにされているという認識を持っておりますので、こういった面から、保全隊も多く入ってくるんじゃないかと思われるわけです。

そういった面から、市としても、手の打ちようはないというような言い方でもございましたが、今、必要なことは、こういった自衛隊に対する市民の監視、国民の監視、これが必要になってきているわけです。

こういった軍事組織というものは、そのままにしておけばどこまでいくかわからんというふうなことになる。そういった面で、国民の監視、市民の監視が必要になってくるわけでございます。

今後とも、そういうふうな、場合によっては体制をつくって、自衛隊保全隊による監視が行われないように取り組むことも、市長の役割ではないかと思えます。

こういったものの考え方について、市長の再度の答弁を求めます。

なお、先般、議会でも議論になったことでございますが、先日の14日に、この自衛隊の監視について、抗議集会をしましたところ、その前に、自衛隊の中から、あしたの何について、

監視に行きそうなどというふうな情報が入って、関係者が周囲を見ておったところ、それと思われる人物がおったというふうなことが、21日の赤旗に報道されているわけでございます。

そういった面で、これほど問題になっても、引き続いて、やっぱり監視活動は行われているというふうに、私は感じるわけでございます。こういった面で、安心できる暮らし、そういうものをつくっていただきたいと、こう思うわけでございます。

それと、自衛艦の宿毛湾入港につきましては、市長は、軍事基地となる心配はないということでございますが、昨年も議論したように、基地そのものになるかどうかは別として、重要拠点と、今後の再編の中では、岩国、呉を含めてこの宿毛が重要拠点とされると。軍事拠点とされると。そのために、頻繁に入ってくるというおそれがあるので、その面では警戒してもらいたいと思えます。

それから、総合運動公園へおりた自衛隊のヘリコプターの問題ですが、これにつきましても、今後、頻繁に入ってくるということについては、特別な目的を持って入ってくる可能性もあるわけですね。

既に、着陸したヘリの中から、バイクでおりて、芳奈を含め、東の方を自衛隊員が回ったというふうにも聞いているわけですね。

そういった面で、必要最小限の訓練というのは、私は認めんわけではございませんが、やはり、今後警戒していくべきだと思います。

それから、自殺の件につきましては、これは基本法もできましたことですし、市の方でも、今後、対策を、今言うたようなものも含めてとっていくということでございますが、市民に対する対策といたしましては、鹿児島県の奄美市ですね、ここ4万9,000ぐらいの人口のところですが、ここでは特に、経済的な問題、サラ

金苦、こういったものに対して、そのことに詳しい職員を配置して、相談を受けると。

当然、市の方で、サラ金を立て替えて払ってあげるわけにはいかんわけですので、いろいろなアドバイスをして、本人がサラ金地獄から脱却できる。自殺しなくてもいい方向へ向けて、支援を差し伸べていると。

この担当いうものも、非常に法律的にも難しいものがありますので、かなり専門的に勉強をされて、その人が18年間、そういうことに携わっているという報道がされ、そしてまた、どういふふうな形でこれをやっているかということについても、あちこちへ出向いて行って、講演もしているようでございます。

こういった先進地の例にもならいまして、宿毛市の方でもそういう窓口は設定しているということでございますが、なお相談しやすい体制にさせていただきたいと思えます。

私たち議員といたしましても、そういう相談には十分にのって、本人が自殺や、そういう道を選ぶことのないようには、今後とも取り組んでまいりたいと思えます。

それから、市職員の問題につきましては、確かに、それぞれ警戒はされているようではあります。残念ながら、私のおりました営林署の職場でも、あの人かと思う人が自殺してしまって、何で気がついてあげれなんだろうかと、非常に残念に思うことも幾つかあったわけでございます。

非常に、兆候がつかみにくいということもありますが、先般の土佐清水市の課長のように、本人一人で悩みを抱え込んだんじゃないかという場合も往々にしてあるわけでございます。

かなりの部分、働く男性の場合、職場上の悩み、これが主になっているようでございます。私の経験でも、そういうふうを感じる部分が非常に多いわけでございます。

職場での支え合い、ひとりで悩まず、悩みを分担する。行き詰ったときには、その対応、これを協議するような取り組みが必要かと思えます。

学校関係につきましては、先ほど、詳しいご説明を受けました。やはり、いじめの問題が根底にあります。私も、どちらかという、けんかでは弱い方で、小学校から高校までいじめられるタイプでございました。

そのときには、いつも、小学校でも中学校でも高校でも、信頼できる先生がおりまして、その先生に相談に行って、物事のトラブルの解決をしてもらったということがあります。

そういう生徒と先生の信頼関係を築いて、困ったときには相談に行ける。当然、先生だけじゃなしに、悩みは最も近い親にも相談に行けないかんわけですが、友達、親、学校では先生、信頼できる先生を、担任でなくてもいい、別な先生でもいいわけですので、そういうものをつくれるように、また、そういう雰囲気づくりを、学校の中でつくっていただきたいと思えます。

それと、教職員につきましては、学校の管理上の問題が非常にあるわけですので、これから教育基本法を変えられ、教育三法が通されたという状況の中で、ますます先生への重圧が強まってくるということで、それぞれ先生に独自に、特に管理職のある人については、特別負担が重くなってくるというふうな面もありますので、そういった面での今後の対策、先ほどの分に加えまして、取り組んでいただきたい。

それから、市政への信頼回復につきましては、先ほど、説明いただきました。今後、こういう形で防止するという面については、了解いたしましたので、そういう方向で不祥事の発生しないように取り組んでいただきたいと思えます。

それから、県選管の問題におきましても、先ほど説明いただきました方向で、再発防止をし

ていくということでございますので、その点については、理解できました。

しかし、市長の答弁の中で、市の方には責任ないみたいな言い方。人事配置について、職員がしゃんとしとかんきいかんのよというふうな感じにとれたわけですが、けど、結果として、その後、職員配置を、事務局長の専任配置をしたということも含めまして、やはり局長の配置を早いうちからしておった方がよかったんじゃないかという面で、私は話しましたので、そういった面で、妙に私の気持ちとは、この面では食い違ふと。結果としては局長配置ということにしてもらったので、今後、さらにこれを防止する対策ができたというふうには思いますが、事前にしてなかったということについては、市長は、先ほどの答弁ではそういう必要性を感じてなかったように聞こえましたので、その点をもう1回説明してもらいたい。

それから、飲酒運転の件につきましては、そういう方向で取り組んでいただきたいわけですが、やはり、県の、この間の、全部懲戒免職にするというものについて、ちょっと待ったがかかったということは、私も承知しているわけです。そういった面から、画一的にはいかないという市長の話もわかります。ある一定、幅を持った、処分の幅を持った措置というものも含めて、明文化していく方がいいんじゃないかと思うわけです。

その場合、その場合によって判断するんじゃないに、例えば飲酒運転やったら、即くびやということを書ききれということを申しているわけではございません。多少、幅はあっても、明文化したものをつくっていただきたいということでございます。

それから、最後に、教育問題でございますが、それぞれ内容は承知していないということで、今後、私はこういう資料を取り寄せ、また

この内容、DVDも、中身も見てみました。それからまた、この資料も見てみました。

それからまた、かなり分厚い、これ以外にも資料があるようでございますので、私も今後、引き続いて勉強していきますが、それぞれ、これを機会にして、中身を精査していただきたいと思えます。

先ほど、かなりの部分言いましたので、もう問題点の中身については、ここでは言いません。

なお、宿毛の青年会議所の方とのコンタクトもとれているようですし、県の方でも、聞きましたところ、県の方でも、今、これをすぐやるという何は持ってないということでございます。

この問題が発生いたしまして、非常に、青年会議所に今まで、私も議員になりまして、いろいろこういう資料をもらってきまして、ためておきながら、ずっと見てきたわけですが、青年会議所といいますが、やはり上下関係ではないと。宿毛は宿毛、県は県、上部は上部ということでございまして、上部の方で池田何がしという幹部が中心になって、こういうふうなものをつくり、そしてまた安倍総理とも話して、安倍総理自身に渡して、これを教育再生に生かしてもらいたいということも話したというふうにも聞いているわけです。

また、このDVDを取り上げる選考委員会いうんですか、これを選ぶ委員の1人にも、このご本人が入ったということもあって、自分がつくったものを自分で選んで、こういうものへ持ち込んできたという面でも、非常に疑問を感じる面があるわけでございます。

それぞれ独立した機関でございまして、宿毛のJCの皆さんについては、いろんな取り組みでご協力いただいておりますし、中身も再度見させてもらいましたが、そういう傾向の文章も入っておりませんので、誤解があったらいかんと思えますので、この場で明らかにさせてい

たきます。

以上で再質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

監視活動の件とか、いろいろとお話がありました。国民の監視をして、国民が監視をしていくということ、市長はそこまでやらなきゃいけないとかいう話です。そこまでやっぱり、市民の権利が侵害されたのか、侵害されそうになったのか、さっぱりそこら辺がわからない部分において、それが市長の役目やないかと言われても、このところはちょっと、無理な部分があるんじゃないか、そのように私も思います。

余り、何でもかんでも市長の役目、市長の役目と言われましても、そこには限度が、一定あるかと思しますので、そのところはおわかり願いたいと思います。

それから、宿毛湾港が重要拠点であるというふうなこと。重要拠点の1つと思えますけれども、これは日本、島国でございますので、恐らく日本国中が、やっぱり重要拠点ばかりじゃないかなと、私はそういうふうに思っております。

日本を、国土を守ることが、一番大切なことであろうかと思えますし、重要拠点じゃないところはないんじゃないかなと、島国では、そういうふうに思っております。

それから、自殺防止対策に奄美の話が出ておりました。これ、私どもの方も、できるだけ保健師さんとか、経験のある方とか、そういった人間を配置しながら、相談に応じているわけでございます。専門職をおけというのは、今、この時期に非常に、専門的におくというのは、厳しいご相談でございますので、今の体制で、市民の方々には、誠意を尽くして相談事についていくということが大切なことじゃないかとい

うふうに思っております。

それから、選挙管理委員会の事務体制が誤りではないというふうなことを言ったというんですけれども、それは、誤りではございません。私は今でも思っております。

これは、昨年度からこういう体制でずっとやってきておまして、今回、たまたま同じ紙であり、金庫を取り違えた。先ほど、選挙管理委員長からも、原因がこうだったということがございます。それについては、事務体制については、私は誤りではなかったと思っております。今でも思っておりますし、選挙管理委員の事務の方々、ちゃんとやってくれているというふうに思っております。

それが、局長がいたとしても、恐らく誤りはあったんじゃないか。この誤りが、ミスが出たんじゃないかなと思っております。

この局長を配置したというのは、さらに、やはり行政として、こういう問題が起こったときには、慎重を期さなきゃいけないというふうな思いで、事務局長を専任に配したということでございますので、ぜひ、そのところをご理解をお願いしたいと思います。

それから、飲酒運転に関しての基準を統一的な基準というのは、幅を持ったと申しますが、今まで、こういう事例というものは、幾たびも報道もされておまして、そういう処分を受けておりますということは、職員も重々知っております。

したがって、先ほどの答弁をさせていただいたように、その都度、宿毛市職員懲戒審査委員会というものを設置しておりますので、そこで議論をしてもらいます。この中にも、いろいろな判例的なものが入っておりますので、その中で判断していくということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 浅木議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘がありましたように、学校現場におきましても、教育三法が国会を通過いたしまして、免許制度の見直し、それから評価が給料にリンクをされるなど、いろいろな教職員の中にストレスが生じる事態はあろうかと思いますが、先ほど申しましたように、風通しのいい職場づくりを、管理職を中心につくっていただいて、できるだけ、できるだけと言いますか、1人で悩む先生がおらないように、我々もそんな方向で指導していきたいと、こんなに考えております。

それから、DVDの件ですが、偏った教育がされるというのでは、公の教育の中でふさわしくありませんので、どんなDVD、本が教育委員会に使用してくれと持ってきて来られましても、しっかり検討をいたしまして、対応するようにします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） それぞれにご答弁ありがとうございました。

選管への人の配置の問題については、市長とちょっとすれ違いになっておりますが、それは市長の主張は主張で聞きますが、私は先ほど言うたような問題点があるという面は感じますが、これ以上の議論はしません。

終わります。

○議長（宮本有二君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時54分 散会

平成19年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第13日（平成19年6月25日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第18号まで

第2 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第18号まで

日程第2 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
4番 松浦英夫君	5番 浅木敏君
6番 中平富宏君	7番 有田都子君
8番 浦尻和伸君	9番 寺田公一君
10番 宮本有二君	11番 濱田陸紀君
12番 西郷典生君	13番 山本幸雄君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

4 欠席議員（1名）

3番 野々下昌文君

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君
次長 岩本昌彦君
議事係長 岩村研治君

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君

十

市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	立田明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	小野正二君
千寿園長	村中純君

十

----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

野々下昌文君から、会議規則第2条の規定による欠席の届出がありました。

本日まで陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

日程第1「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） おはようございます。

6番、質疑を行います。

私が行いますのは、議案第7号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算及び議案第8号別冊、平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算、そして、議案第14号の3議案であります。

まず、議案第7号別冊の8ページの2款1項19目財政調整基金積立金、こちらの777万2,000円の減額の理由について、説明を求めます。

続いて、同じく8ページ、2款1項22目のこうち被害者支援センター設立準備会補助金4万9,000円のこの内容について、説明を求めます。

続きまして、9ページ、3款1項1目1節の民生委員推薦会委員報酬、10万円の増額ですが、これについて、説明を求めます。

同じく、9ページ、3款1項2目1節国庫補助金返還金20万円の増額。これについて、説

明を求めます。

続きまして、10ページ、4款1項3目13節の後期高齢者医療システム導入委託料850万5,000円の増額ですが、これについては、広域連合負担金1,704万7,000円を当初予算の方で組んでおります。新たに今回の補正で850万5,000円が上げなければならなくなったその理由とそのシステムの内容について、説明を求めます。

続いて、議案第8号別冊の6ページ、8款2項1目の財政調整基金繰入金の789万5,000円の増額について。これですが、財政調整基金からの繰入金が平成16年度は1,716万1,000円、平成17年度は1,087万1,000円だったものが、18年度には8,932万9,000円、19年度の当初予算では9,855万1,000円、そして、今議会で789万5,000円の補正増額となっております。

近年、急激に増加した理由とあわせて、補正に増額予算を組んだ理由について、説明を求めます。

続きまして、議案第14号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてですが、こちら、道路整備、場所は山北ということですが、300万円という限られた予算で、どのような道路整備をするのか。そして、この時期に補正に上げてきた理由について、説明を求めます。

1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、6番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第7号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、8ページ、2款1項19目の財政調整基金、777万2,000円の減額の理由ということでございますけれども、

十

財政調整基金積立金につきましては、当初予算におきまして、2,266万2,000円の計上をいたしております。

これは、平成19年度におきまして、ふるさと創生基金繰入金1億1,661万7,000円、及び社会教育基金繰入金3億746万円の基金を取り崩して財源として充当するということから、その結果、歳入の方が2,266万2,000円余るということから、その金額をそのまま財政調整基金として積み立てることといたしております。

今回、6月議会におきましての補正予算を計上するに当たりまして、その財源を、この積立金を減額することによって、財源として確保したということでございます。

次に、同じく2款1項22目諸費の、こうち被害者支援センター設立準備会補助金4万9,000円の内容ということでございますが、この補助金につきましては、平成16年の秋の臨時国会におきまして、犯罪被害者等基本法が成立をいたしております。

これを受けまして、高知県におきましても、犯罪被害者の権利、利益の保護を目的とした犯罪被害者基本法が施行されたことに伴いまして、平成19年4月より、高知被害者支援センターの設立に向けて取り組んでまいりまして、その結果、センターが今回でき上がりましたので、高知県補助金等審議会の方で、補助金が妥当だという判断がなされましたので、宿毛市として4万9,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君） 6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）歳出の9ページ、第3款民

生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第1節の報酬10万円の補正についてお答えいたします。

この報酬は、本年11月30日をもって任期満了となる民生委員67名の改選に伴う民生委員推薦会委員14名の報酬でございます。

14名のうち、2名は学校関係者、2名が行政関係者となっておりますので、10名掛ける5,000円の2回分、10万円の補正でございます。

この補正につきましては、本来、当初で計上すべきでございましたが、民生委員推薦会の運営に要する経費につきましては、県から補助金が交付されることになっており、この補助金の枠が確定していなかったため、今回の補正となったものでございます。

続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害者福祉費、第23節償還金利子及び割引料20万円の補正について、お答えいたします。

この国庫補助金返還金は、平成18年度に実施した地域生活支援事業の交付申請に基づいて、交付された補助金額が実績報告に基づく精算額を20万円超過したことにより、返還する必要が生じたため、同額を補正して国に返還するためのものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳宏君） 市民課長、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ10ページです。

4款1項3目老人保健費の13節後期高齢者医療システム導入委託料855万の内訳です。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月から、75歳以上の方を対象に始まる、新しく始まる医療制度です。

この医療制度につきましては、高知県の場合、県下全市町村で構成する広域連合が保険者となって運営をします。

その経費につきましては、経費の1割を加入者である75歳以上の方の保険料で賄うということになっておりまして、今回、システムを構築するのは、この加入者が保険料を支払う方法として、年金からの天引き、特別徴収という表現をしていますが、特別徴収をするためにシステムを構築するものであります。

なお、特別徴収は、年金年額18万円未満の方につきましては、これは徴収しない。その場合、そういった方につきましては普通徴収、納付書を送って、納付書でお支払していただくという制度となっております。

また、介護保険料と合わせました金額が、年金額の半額以上になる場合、この場合も特別徴収は行わないということになっております。

続きまして、議案第8号別冊平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）のページ7ページ、1款2項2目賦課徴収費の健康保険税特別徴収システム導入委託料1,039万5,000円ですが、これにつきましても、65歳から74歳までの方の国民健康保険税、これを後期高齢の制度にあわせまして、年金からの天引きを行う。同じく、18万未満の方については特別徴収はしません。それから、年金額の半額以上の場合も、徴収はしません。その場合は、普通徴収にします。

こういったシステムを、国保の方でも構築する。そのための委託料であります。

その財源としまして、ページ6ページに、総務費の国庫補助金、3款2項2目、こちらで250万。それから同じくページ6ページの8款2項1目財政調整基金繰入金として789万5,000円、これを充てております。

中平議員の方から、近年、基金の取り崩しが

予算でも目立つというふうなご指摘を受けましたが、基金につきましては、ご承知のように、歳出に対して歳入が不足する場合に、積み立てておる基金を充てるという仕組みになっております。

昨今、医療費が非常に高騰しておりますので、当初の予算では、基金からの繰り入れを見込んで高額になっておりますけれども、18年度の決算では、結果的に約1,200万程度の基金の取り崩しで済んだということになってまして、若干、その予算を大きくとり過ぎておったというところについては、事務を執行する上で、我々としても気をつけていかなければならないというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、6番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の作成につきまして、当計画は、市道山北線の舗装を約400平米、側溝整備を100メートルするものでございます。本事業の予算につきましては、当初予算の道路新設改良費に300万円を計上させていただいております。

今回、整備計画を上げた理由につきましては、有利な起債、辺地債を借り入れるために、総合整備計画を、今回、作成するものでございます。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、再質疑をいたします。

まず、総務費の方の財政調整基金の積立金の777万2,000円の減額といたしますか、取り崩しについてでございますが、ただいま、課長の方からのご説明で、単純に言いますと、余ったものを一度積み立てて、それが必要であるからそちらの方に回す、そういうふうなご説明

だったと思います。

財政調整基金の積立金というものは、年度間の財源の不均衡を調整するために、積み立てられた積立金でありまして、通常、経済事情の著しい変動、そしてまた災害など、また緊急に実施することが必要となった大規模な土木や建設事業、こういった場合の特別な場合に限り、処分することができるものだと私は理解をしております。

財政調整基金の方を、同じ年度内で入れたり出したり、積み立てしたり取り崩したりというのは、私としては、基金のその趣旨に沿わないものではないかというふうに理解をしているわけですが、このことについて、課長の見解を求めたいと思います。

続きまして、大変詳しいご説明をいただいたわけですが、8号別冊の方の、こちらの方の財政調整基金の繰入金に対する、どこの部分に使うために繰り入れたかということまでご説明をいただいたわけですが、歳入に対して、歳出が不足するからという話の中で、こちらの基金については、それでいいと思うんですが、18年度、1,800万程度の基金の取り崩しがあったというようなご説明がございました。訂正をいたします、1,200万程度の基金の取り崩しがあったというふうなご説明をいただきました。

そこで、近年、基金の取り崩しを毎年少しずつも行っていると思うんですが、この基金、一体いつまでもつのかといいますか、単純に、このままいけば、基金の残高がゼロになる、そういったおそれはないのか。おそれがあるとなれば、いつごろになるのか、そういったシミュレーション的なものができておりましたら、お示しを願いたいと思います。

続きまして、議案第14号の山北地区の道路整備に関することについてですが、説明の中で、

今回、有利な、そういった、ここに書いてます、辺地対策事業債ですか、そういったものを使うから、この時期に上げてきたというお話で、そちらについては理解ができました。

ただ、山北というところ、大変道が悪いところで、その距離も大変長いところでありまして。そういったところを、こういったふうな計画のもと、限られた予算の中で整備を進めていくのかということところが、若干、疑問と言いますか、こういった方法でやるのかなというふうな、そういった思いもいたしますが、川を挟んだ反対側に、愛媛県側です。立派な道がございます。こちらの道とのアクセスを利用した中で、地元の人たちと相談をして、地元の人たちが便利な方法で、そういった事業、道路の整備事業を進められているのか、再度、課長の方に質疑をしたいと思います。

再質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、6番議員の再質疑にお答え申し上げます。

議案第7号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算の8ページ、2款1項19目財政調整基金費の777万2,000円の減額にしまして、同一の年度内に財調を積み立てたり、あるいは取り崩したりするのは、基金の趣旨からそぐわないのではないかというご質問でございますけれども、基本的に、ご質問議員ご指摘のように、財政調整基金というのは、不測の事業が必要になるとか、そのために財源が確保できない等に備えて、平素から積み立てているものでございますけれども、ご承知のように、本市の財政状況から、税収等の新たな財源が見込めない中で、いわゆる財源を確保するために、最終的に財源不足するものについては、財政調整基金、いわゆる貯金を取り崩してやりくりをするというのが現状でございます。

今回、先ほどご説明申し上げましたように、当初予算の段階で、一定の目的を達した基金については、有効に活用させていただくということから、当初でふるさと創生事業の基金と社会教育基金を取り崩しをさせていただいて、一定財源を確保したと。

そういう中で、最終的に歳出歳入の増減で2,200万円程度、財源の方が上回るということから、取り崩しをさせていただいたと。

今回の補正につきましても、当然、予算総計主義でございますので、当初予算で1年間の予算を計上しているわけでございますけれども、こういう形で必要な予算要求が出てまいりまして、その財源を確保するについて、当然、この繰入金を減額しなければ、逆にいえば財源がないわけでございますので、財政調整基金を取り崩すという結果になります。

そういうことから、財政調整基金の取り崩しをせずに、この積立金で調整することによって、財源を確保したということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳弘君） 市民課長、中平議員の再質疑にお答えいたします。

国民健康保険財政調整基金が、一体、今後どの程度もつのかというご質問です。

国民健康保険の財政調整基金につきましては、15年度に一部取り崩しをしていますが、幸いなことに、16年度、17年度は黒字になってます。その結果、ちょっと正確な数字は持ってませんが、約4億4,000万程度を、18年度から19年度へ、基金会計へ繰り越しできたというふうに記憶しております。

したがいまして、今後、どの程度、基金を保有することができるのかということにつきましては、先ほども言いましたように、歳出に見合

うだけの歳入がない場合、基金の取り崩しをさせていただくということになってますが、どの程度、1年に必要になってくるかというのはいわかりません。これは税収の問題もありますし、それから、医療費が低かった場合は、基金を取り崩す必要もないわけですから。

ただ、考え方としては、やはり基金が底をつく状態になれば、これは税率を変えなくてはならないということにもなるかと思いますが、先ほど言いましたように、幸いにして現在のところは4億4,000万程度の基金がございますので、現在のところ、税率については考えていません。

なお、来年度、制度が、先ほど言いました後期高齢者の医療制度なんかも始まりますので、制度が大きく変わります。それに伴う税率変更というのは、考えていかななくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、6番、中平議員の再質疑にお答えいたします。

市道山北線、ここににつきましては、議員さんも十分ご存じのように、市道、狭くて片側が篠川、片側が山で、非常に改良が厳しいところで、対岸には県道の2車線がついております。

地元の要望につきまして、舗装の悪いとこ、側溝については、この新改の事業で整備しております。

非常に市道たくさんある中で、いろいろと改良、要望上がってくる中で、現段階の財政状況の中で、あこを2車線とか、広い道路にしておくことは厳しいですので、地元の要望には、舗装整備とか、側溝整備でこたえていく状況でございます。

現在、対岸に県道がありますので、今の状況の中で、地元の要望に対しては、ニーズにこた

十

えていきたいと考えております。

○議長（宮本有二君） 6番中平富宏君。

○6番（中平富宏君） 6番、ただいま建設課の方の課長の方からご説明のあった点、若干、私の思いと違ったような形だったので、そこだけちょっと補足させていただきます。

愛媛県のような立派な道に、あの道をするというよりも、考え方として、愛媛県の道も利用した中で、その中で山北線、必要なところから整備していった方が、地元の人のためになるんじゃないかなと、そういったようなお話も、地元の人としながらやっておられますかというような質問をしたかったわけですが、やっていると、そのように受けとめまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、質疑を行います。

私のお聞きしたいのは、議案第7号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、10ページの第4款第3項1目19節幡多広域市町村圏事務組合負担金18万8,000円の理由をお聞きいたします。

同じく、10ページの第4款第3項2目環境管理センター運営費の一般財源を、125万3,000円を減額して、同額をその他の財源でしていること理由をお聞きいたします。

次に、12ページ、第9款第1項3目8節生徒指導総合連携推進会議・子ども支援代表者会報償費の16万4,000円の減額理由をお聞きいたします。

同じく、12ページの第9款第1項3目8節問題を抱える子どもたちの自立支援事業報償費153万5,000円の内容をお聞きいたします。

次に、14ページの第9款第5項3目11節宿毛市総合運動公園修繕費64万9,000円

の内容について、お聞きいたします。

同じく14ページ、第9款第5項3目19節早稲田フェスタ事業補助金50万円の内容について、お聞きをいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、2番、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ10ページ、4款3項1目の19節負担金補助及び交付金の中の幡多広域市町村圏事務組合負担金18万8,000円の理由ということでございますが、この理由につきましては、幡多広域市町村圏組合の19年度予算計上といたしまして、環境管理センターの油圧ショベルに対し、125万3,000円を負担金として計上していただきました。

この件に伴い、6市町村の負担金が増額になりまして、施設運営費負担金の割合を率で計算した結果、当市は10万7,000円が増額になりましたので、今回、補正いたしまして、また金額が決定いたしました環境再生保全負担金8万1,000円補正とあわせ、18万8,000円を増額補正しようとするものでございます。

また、もう1つの同じページ、10ページの4款3項2目の中の、管理センター運営費、一般財源の方、125万3,000円を減額いたしまして、特定財源125万3,000円に増額した理由ということでございますが、この件は、先ほど言いましたように、ショベル系、ちょうどページ7ページの中にございますが、19款5項5目雑入のところに、環境管理センター維持管理負担金として125万3,000円、雑入で入っております。そのお金が入りましたので、当初、一般財源に計上してございましたも

十

のを、今回、125万円減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 教育次長兼学校教育課長、2番、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、ページ数、12ページの款・項・目、9・1・3の8節の生徒指導総合連携推進会議・子ども支援代表者会の報償費、三角16万4,000円の理由につきましては、実はご質問にもありましたように、問題を抱える子ども等の自立支援事業費と、内容的には同じ内容です。

子ども支援会議の方は、今回、補正の中で不登校、それから暴力行為、いじめ、幼児虐待、高校中退への対応といった学校が抱える課題について、未然防止、早期発見、早期対応につながる取り組みをして、子どもの状況把握、関係機関とのネットワークの確立、活用などを図る等、関係機関との連絡を図りながら、予防と解決に取り組み、児童生徒の健全育成を推進する、問題を抱える子ども等の支援事業の内容と一緒ですので、その事業に乗りかえをいたしました。

上の生徒指導総合連携推進会議につきましては、市の一般財源ですので、下の問題を抱える子ども等自立支援事業費の報償費、これは歳入で、ページ6ページにあります問題を抱える子ども等自立支援事業委託金ということで、全額、国費でありますので、この事業に乗りかえをいたしました。

211万5,000円の内容につきましては、2名の指導員いますか、相談員を委嘱をしまして、これらの対応に当たるための報償費です。教育研究所に2名の、7月1日から委嘱をして、この事業の対応に進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） 生涯学習課長。

○文教センター所長兼生涯学習課長（有田修大君） 文教センター所長兼生涯学習課長、2番、岡崎議員の質疑にお答えをいたします。

議案第7号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、14ページの9款5項3目の11節宿毛市総合運動公園修繕費64万9,000円についてであります。この修繕費の内訳は、総合運動公園多目的便所修繕36万3,000円、そして陸上競技場アンツーカー修繕20万円、そしてスポーツトラクター部品修繕8万6,000円となっております。

総合運動公園の多目的便所修繕についてであります。当施設は平成12年に設置したものであります。浄化槽内の自動スクリーンがこのほど故障したことに伴います修繕費であります。

続いて、陸上競技場のアンツーカー修繕であります。これは走り幅跳び用のレーンが、各種大会の利用によって、踏み切り板周辺の傷みが激しいことから、部分的に修繕をしようとするものであります。

また、これまで一般用の踏み切り板しかございませんでしたが、今回、ジュニア用の踏み切り板も新たに設置する予定としております。

また、スポーツトラクターの部品修繕は、スポーツトラクターの爪が磨耗したために、部品を交換するものであります。

次に、同14ページ、9款5項3目の19節負担金補助及び交付金の中の早稲田フェスタ補助金50万円についてであります。これは、8月4日、5日に実施します早稲田フェスタ in 宿毛事業について、西村議員の一般質問に対しまして、教育長がお答えしましたように、全市的な取り組みとするために、民間の力をお借りしまして、具体的には、梓会、青年会議所、観光協会、商工会議所、行政等で実行委員会を

組織しまして、この補助金によって、各記念イベントを開催しようとするものであります。

具体的な支出予定は、主には早稲田大学が経費を見ていただけますけれども、講師謝金、約30万円、それから看板、花代等、約15万円、そしていごっそ太鼓の報償費5万円等を予定しております。

以上であります。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 大変、課長のお話等をお聞きしまして、納得いたしましたので、以上で質疑の方を終わらせていただきたいと思います。

何分、初めてでございましたので、わからない部分お聞きしました点、今後ともお願いをいたしたいと存じます。失礼いたします。

○議長（宮本有二君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第10号まで」の10議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第10号まで」の10議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第11号から議案第18号まで」の8議案は、お手元に配付してあります「議案付託表」

のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

日程第2、「高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（宮本有二君） ただいまの出席議員数は15人です。

投票用紙を配付させていただきます。

（投票用紙配付）

○議長（宮本有二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（宮本有二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（夕部政明君） 点呼をいたします。

今城誠司君、岡崎利久君、松浦英夫君、浅木敏君、中平富宏君、有田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、西郷典生君、山本幸雄君、中川 貢君、西村六男君、岡崎 求君。

○議長（宮本有二君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮本有二君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に今城誠司君及び岡崎利久君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(宮本有二君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 15票

無効投票 なし

有効投票中

仲田 強君 13票

大岸真弓君 2票

以上のとおりであります。

この選挙の結果につきましては、高知県後期高齢者医療広域連合選挙長に報告することいたします。

これにて、「高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」は終わりました。

おはかりいたします。

議案等審査のため、6月26日及び6月27日の2日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、6月26日及び6月27日の2日間は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月26日及び6月27日の2日間休会し、6月28日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時54分 散会

陳 情 文 書 表

平成19年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 3号	平成 19. 5.14	廃船処理に係る助成制度の充実を求める意見書の提出について	上ノ加江漁業協同組合 代表理事組合長 柴田皓 司 外 2 名	産 業 厚 生
第 4号	19. 5.29	地方財政の充実求める意見書の提出について	高知自治体労働組合 総連合 執行委員長 筒井敬 二	総 務 文 教

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成19年6月25日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二

+

議案付託表

平成19年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (5件)	議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について 幡多西部消防組規約の一部を改正する規約について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
産業厚生 常任委員会 (3件)	議案第16号 議案第17号 議案第18号	市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について

+

平成19年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日(平成19年6月28日 木曜日)

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第18号まで
(議案第1号から議案第10号まで、討論、表決)
(議案第11号から議案第18号まで、委員長報告、質疑、討論、表決)
- 第2 陳情第1号外3件
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号 廃船処理に係る助成制度の充実を求める意見書の提出について
- 第5 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第6 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会の設置について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第18号まで
- 日程第2 陳情第1号外3件
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号
- 日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第6 宿毛湾港利活用推進調査特別委員会の設置について

----- . . . -----

3 出席議員(16名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 7番 有田都子君 | 8番 浦尻和伸君 |
| 9番 寺田公一君 | 10番 宮本有二君 |
| 11番 濱田陸紀君 | 12番 西郷典生君 |
| 13番 山本幸雄君 | 14番 中川貢君 |
| 15番 西村六男君 | 16番 岡崎求君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	夕 部 政 明 君
次 長	岩 本 昌 彦 君
議 事 係 長	岩 村 研 治 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
副 市 長	西 野 秋 美 君
収 入 役	中 上 晋 助 君
企 画 課 長	岡 本 公 文 君
総 務 課 長	出 口 君 男 君
市 民 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
税 務 課 長	美濃部 勇 君
会 計 課 長	安 澤 伸 一 君
保 健 介 護 課 長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長	土 居 利 充 君
産 業 振 興 課 長	茨 木 隆 君
商 工 観 光 課 長	立 田 明 君
建 設 課 長	豊 島 裕 一 君
福 祉 事 務 所 長	沢 田 清 隆 君
上 下 水 道 課 長	頼 田 達 彦 君
教 育 委 員 長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	小 島 正 樹 君
生 涯 学 習 課 長	
兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	有 田 修 大 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	小 野 正 二 君
千 寿 園 長	村 中 純 君

十

-----・-----・-----

午前10時05分 開議

○議長(宮本有二君) これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第18号まで」の18議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

-----・-----・-----

午前10時50分 再開

○議長(宮本有二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、「議案第1号及び議案第2号」の2議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより「議案第3号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第3号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「議案第3号」は、これに同意するこ

とに決しました。

これより「議案第4号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第4号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第5号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第5号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって「議案第5号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第6号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第6号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

十

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。
よって「議案第6号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第7号から議案第10号まで」の4議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第7号から議案第10号まで」の4議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 全員起立であります。

よって「議案第7号から議案第10号まで」の4議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第11号から議案第18号まで」の8議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(中平富宏君) 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました付託議案の審査のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第11号、12号、13号、14号、15号の計5議案であります。

議案第11号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。内容につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、7月に執行予定の参議院議員選挙から適用されることとなり、本市の条例のうち、投票管理者や投票立会人等の日額報酬をすべて100円減額するものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第12号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

本議案は、去る4月24日に発覚しました元鶴来島連絡所職員による公金着服事件に関しまして、市政の責任者としての処分を議会に提案し、その責任を明らかにしようとするものであります。

内容につきましては、平成19年7月分の給料月額を、市長は10分の1の7万9,900円、副市長は10分の0.5の3万4,650円を減じた額としようとするものであります。

担当課から、他の事例や今回の処分に至る経過など、詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

議案第13号は、幡多西部消防組規約の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、組合議会の議員定数を9人から6人に削減することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組規約の一部を改正することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号及び議案第15号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

議案第14号は、市道山北線の改良事業を、議案第15号は、栄喜地区内の簡易水道施設の改良事業を実施することに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、計画を策定する必要が

あり、議会の議決を求めようとするものであります。

担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました5議案についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中川 貢君） 産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第16号「市道路線の認定について」、議案第17号「市道路線の認定について」、議案第18号「市道路線の認定について」の、以上3件であります。

議案第16号は、駅東14号線、延長18.2メートル、議案第17号は、駅東15号線、延長18.1メートル、議案第18号は、駅東16号線、延長36.2メートルの3路線であります。

いずれも、宿毛市都市計画による宿毛駅東地区土地区画整理事業の都市計画道路3路線が完成いたしまして、市道路線の認定をしようとするものであります。

委員会や執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、全会一致で原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上、ご報告いたします。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありません

ので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第11号から議案第18号まで」の8議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第11号から議案第18号まで」の8議案を、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第11号から議案第18号まで」の8議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第1号外3件」の4件を一括議題といたします。

これより「陳情第1号及び陳情第3号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第1号「非核日本宣言を求める意見書の提出について」、ご報告を申し上げます。

唯一の被爆国として、日本政府は積極的に行動すべきであるとの意見が出される一方、核兵器廃絶は全世界の願いであり、廃絶に向けた取り組み等は賛同できるが、陳情にある2000年当時からは、核保有国5カ国以外にも、インド、パキスタンなどの保有国の出現や、北朝鮮の所有の動向が取りざたされる状況下へと変化している。

平和は軍事力の均衡と核の抑止力によって保たれている悲しむべき現実を看過してはならず、5カ国がすべての核兵器廃絶を今すぐ行うこと

は、非現実的であるなどの意見が出され、裁決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情第1号についてのご報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中川 貢君） 産業厚生常任委員長。産業厚生常任委員会に付託されました陳情の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情受理番号3号「廃船処理に係る助成制度の充実を求める意見書の提出について」の1件であります。

陳情の趣旨は、FRP漁船の処理業者が県内にいないこと。FRP漁船の処理費用が高く、漁獲量が激減し、漁業所得が低下した上、高齢化している漁船所有者にとっては、廃船処理を行うことが大きな負担となっていること。放置漁船の処理が進んでいないため、漁港、港湾がもつ産業機能が低下し、水産物の安定供給への悪影響が懸念されていること。以上の理由から、国に対し、材質を問わず廃船処理に係る漁業者の負担を軽減する助成制度を早急に創設することを求める意見書の提出を求めるものであります。

委員会では、執行部の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致で採択と決しました。

以上、ご報告をいたします。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第1号」について、討論に

入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、浅木でございます。討論を行います。

陳情第1号につきまして、不採択と決したと委員長報告がありましたが、これに反対する立場から討論をいたします。

この陳情は、高知県の平和団体が日本政府に対して、「非核日本宣言をするよう求める意見書」の採択を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

内容は、広島と長崎で被爆を経験し、核兵器の恐怖を知る国の政府として、核兵器廃絶の提唱と促進、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずの非核三原則の遵守を改めて、国連総会や日本の国会などで宣言すること、そしてこの「非核日本宣言」を各国政府に通知し、核兵器のない世界にするために、協働の努力を呼びかけることを日本政府に求める意見書提出を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

1945年アメリカが我が国へ投下した原爆は、今日なら小型核兵器と呼ばれる程度の威力でしたが、その年のうちに広島で15万人、長崎で7万人の人々の命が奪われ、28万人が障害や病気で治療を要する状態となりました。

2000年の5月に核保有国5カ国は、自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れ、核廃絶への希望がもたれました。しかし、あれから7年が経過した今日も、約束を実行する道筋が立っておりません。今、こうした核兵器が世界では約2万発以上あり、その約半分はアメリカが保有しているようであります。

これまでの核兵器による抑止論から、核兵器の先制使用論に政策が変更されております。これまでの核兵器保有5カ国以外に、インド、パ

キスタンなど、数カ国で新たに核兵器開発が報じられております。

後から開発している国は、既存の核保有国の核による脅威に対抗するためだと抗弁し、果てしない核軍拡に進みつつあります。

来る2010年の核不拡散条約再検討会議に向けて、今年4月から新たな準備が開始されておりますが、核拡散を抑える唯一の確実な方法は、どの国の核兵器も完全に禁止する以外にはありません。被爆国であり、非核3原則を持つ日本政府は、核兵器の超大国アメリカに気を使い、国連での核兵器廃絶を要求する決議や、核兵器使用禁止決議にも賛成せず、棄権をしております。

核問題での日本政府のこうした姿勢を改め、全世界から核兵器をなくする方向での外交こそ、重要であります。宿毛市議会としても、平成15年9月議会で核兵器全面禁止、核廃絶国際協定締結の促進、非核3原則の法制化を求める手続をしております。

核兵器を取り巻く情勢が変化している中、核兵器を廃絶して、世界平和を求めるため、改めて陳情の趣旨を生かした決議をするべきであるといえます。

こうしたことから、委員長の不採択には、私は反対するわけでございます。皆様のご賛同を求めまして、討論を終わります。

○議長（宮本有二君） 8番浦尻和伸君。

○8番（浦尻和伸君） 8番、ただいま議題となっております陳情第1号について、不採択に賛成の立場から討論をいたします。

地球上から核を初め、すべての軍備が撤廃され、平和が維持されることが理想であり、今世紀最大の人類の課題であるが、余りにも非現実的であります。

平和は軍事力の均衡と核の抑止力によって保たれている悲しむべき事実を看過してはいけま

せん。20世紀は多くの戦争と紛争の歴史であり、第2次世界大戦以後、長く冷戦の時代が続く中、各国は軍備の拡大を競ってきました。

しかしながら、巨大な戦争に拡大しなかった理由があります。それは、核の持つ力にほかなりません。

自由を求めた東欧の人々は、ついにベルリンの壁を破壊をもたらし、鉄のカーテンは取り除かれました。ソビエト共産体制は、内部から瓦解しました。冷戦は終結し、アメリカとロシアの核軍縮交渉が進み、核の廃棄が行われていますが、2000年NPT会議における核廃棄の明確な約束を確実に守ることは、極めて困難な情勢となっております。

2005年5月のNPT再検討会議も、各国の主張だけが目立ち、合意には至っておりません。NPT条約には、既に核を保有している国々、イスラエル、インド、パキスタン等は未加入であり、また、北朝鮮は脱会宣言をしております。

核の製造技術はさほど難しくなくなった現在、ほかにも多くの国が秘密裏に持とうとしているといわれております。2001年9月11日、ニューヨークの世界貿易センタービルへの悲惨なテロに見られるように、今、世界が最も恐れていることは、これからテロリストの手に化学兵器、生物兵器など、大量殺戮兵器がわたること。中でも核兵器がテロに使われることであります。

常任理事国でもあり、核の保有が認められているアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5カ国が核を完全放棄しても、どこかの無法者、グループ、または国家が核戦争を仕掛けてきたら、だれが阻止し、平和を守るか、きっと世界は滅亡の危機にさらされるに違いありません。

我が国は唯一の被爆体験国であり、原爆の恐怖と悲惨さを世界に訴え続け、核の平和利用と

安全管理の確立を求め、平和の鐘を鳴らし続けなければならないということは言うまでもありませんが、現段階の核兵器完全廃絶を求めることは、現実性を伴わないと考えております。

以上が不採択に賛成の理由であります。同僚議員の賛同を求め、私の賛成討論といたします。

○議長(宮本有二君) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ほかに討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第1号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 起立多数であります。

よって、本件については、「審査報告書」のとおり決しました。

これより、「陳情第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第3号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については、「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第2号及び陳情第4号」の2件については、総務文教常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしまし

た申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号」を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりた

いと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宿毛市小筑紫町小筑紫33番地6 岡田正範君、宿毛市二ノ宮1704番地 竹松謙一君、宿毛市貝塚14番26号 松岡蘭子君、宿毛市平田町黒川3914番地 西尾 諭君の4人を選挙管理委員に、

宿毛市小筑紫町小筑紫272番地 福田延治君、宿毛市橋上町坂本56番地 小松宣男君、宿毛市小筑紫町湊73番地 岡添吉見君、宿毛市平田町黒川3051番地2 近藤勝喜君の4人を補充員に、それぞれ指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま、議長において指名いたしました諸君を、それぞれ当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡田正範君、竹松謙一君、松岡蘭子君、西尾 諭君の4人が選挙管理委員に、福田延治君、小松宣男君、岡添吉見君、近藤勝喜君の4人が補充員に、それぞれ当選されました。

おはかりいたします。

ただいま当選いたしました選挙管理委員に欠

員が生じた場合の補充の順序は、「議長が指名した順序」によることと定めておきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、議長が指名したとおり、1番福田延治君、2番小松宣男君、3番岡添吉見君、4番近藤勝喜君とすることに決しました。

日程第6、「宿毛湾港利活用推進調査特別委員会設置について」を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

16番岡崎 求君。

○16番(岡崎 求君) 16番、ただいま議題になっている議案について、提案理由の説明をいたします。

宿毛湾港は、昭和61年、重要港湾の指定を受けて以来、平成12年12月に暫定供用が開始されました。

平成13年11月には、工業用地の分譲が開始されております。四国西南地域の核となる交易物流拠点港になるよう、企業誘致並びに利活用推進に向けた取り組みがなされておるところであります。

しかしながら、いまだに背後地の進出企業がなく、岸壁の利活用についても、豪華客船、大型貨物船、自衛艦の入港は年々増加しておりますが、沖の防波堤がまだ完全に整備されていないために、荒天時には船舶の接岸もままならない状況であり、企業誘致にとってもネックになっております。

危機感をもっているのが現状であります。宿毛湾港を活用した雇用の創出が、当市の経済浮揚にとって必要不可欠であると考えております。当市議会といたしましても、積極的に企業誘致並びに利活用促進に取り組むことが喫緊の課題

であると痛感し、ここに特別委員会の設置を提案した次第であります。

内容につきましては、お手元に配付いたしております。

議員各位のご理解とご賛同を願ひまして、提案理由の説明といたします。

○議長(宮本有二君) これにて提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました宿毛湾港利活用推進調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、岡崎利久君、松浦英夫君、中平富宏君、濱田陸紀君、西郷典生君、岡崎 求君、以上6人を指名いたします。

特別委員会の委員長及び副委員長が選任されておりますので、この際、事務局長から報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(夕部政明君) 特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、岡崎 求君、副委員長 中平富宏君、

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、閉会のごあいさつを申し上げます。

去る6月13日に開会いたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、ご熱心にご審議をいただき、ご提案申し上げました18議案につきまして、それぞれ原案のとおりご決定をいただき、まことにありがとうございました。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康にご留意されまして、より一層のご活躍をご祈り申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成19年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 宮本有二

副議長 寺田公一

議員 野々下昌文

議員 松浦英夫

+

平成19年6月25日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第11号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第12号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第13号	幡多西部消防組規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第14号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第15号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当

+

平成19年6月25日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第16号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第17号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第18号	市道路線の認定について	原案可決	適当

+

平成19年6月25日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 1 号	「非核日本宣言」を求める意見書の提出について	不採択	不 適 当

+

平成19年6月25日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 3号	廃船処理に係る助成制度の充実を求める意見書の提出 について	採 択	妥 当

+

平成19年6月25日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第 2号	原爆症認定制度を抜本的に改めることを求める意見書の提出について
陳情第 4号	地方財政の充実を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

+

平成19年6月25日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

+

平成19年6月25日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 川 貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

十

平成19年6月28日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

議会運営委員長 山 本 幸 雄

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

+

意見書案第1号

廃船処理に係る助成制度の充実を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成19年6月28日

提出者	宿毛市議会議員	中川 貢
賛成者	宿毛市議会議員	岡崎利久
〃	〃	松浦英夫
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	寺田公一
〃	〃	山本幸雄
〃	〃	西村六男
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

説明 口頭

廃船処理に係る助成制度の充実を求める意見書

F R P（ガラス繊維強化プラスチック）は、昭和40年代以降舟艇の構造材料として急速に普及したが、材質が高強度で大型、製品寿命が長いなどの製品特性から廃船処理を行ううえでは大きな障害となっている。

また、F R P舟艇に関する処理事業者が限られていること、さらに処理費用が高いことなどから、漁港、港湾区域においては不法投棄船や放置艇が後を絶たない。

これらの現状に鑑み、廃棄物処理法の広域認定制度を活用した、F R P船リサイクルシステムに基づく廃船リサイクルが平成17年11月より開始され、このリサイクルによってF R P船はセメントの原料・燃料として再資源化されているところである。

同システムの稼働により、プレジャーボートを中心とする舟艇の廃船処理は進んでいるが、不振にあえぎ所得低下の一途をたどる漁業者は廃船に係る個人負担費用に耐えられず、全国の漁港、港湾では放置漁船の処理が遅々として行われていない。

今後高齢化が進み、廃業する漁業者の放置漁船の増加が予想される中、漁港・港湾が持つ産業機能が低下し、国民に対する水産物安定供給への影響が懸念されているところである。

ついては、材質を問わず廃船処理に関する漁業者の負担を軽減する制度を早急に創設し、漁港・港湾が持つ産業機能の保持により、国民に対する水産物の安定供給が図られることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

高知県宿毛市議会議長 宮 本 有 二

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
環 境 大 臣 殿
国 土 交 通 大 臣 殿

+

一 般 質 問 通 告 表

平成19年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3番 野々下昌文君	1 市町村合併について（市長） 2 市公共施設への「活字文書読み上げ装置」の設置について（市長）
2	1番 今城誠司君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）一次産業の振興について （2）雇用対策（建設業等離職者対策）について 2 教育行政について（教育長） （1）教育行政方針について （2）教育委員会の運営状況について （3）校種間の教育の連続性の確保について （4）家庭・地域の教育力の再生（地域の連帯意識）について
3	15番 西村六男君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）市町村合併について 2 教育行政方針について（教育長） （1）平成19年度教育行政方針について （2）小筑紫地区小学校の統合について （3）早稲田フェスタへの取り組みについて
4	4番 松浦英夫君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）安倍内閣について 2 教育委員選任問題について （市長、教育委員長、教育長） 3 福祉問題について（市長） （1）福祉に対する考え方について （2）長期休暇支援事業について （3）成年後見人制度について 4 宿毛市離島振興計画について（市長） （1）イノシシ駆除対策について （2）沖の島一周道路について

十

		<p>5 宿毛市行政改革大綱の見直しについて（市長、教育長）</p> <p>（１）鵜来島連絡所について</p> <p>（２）指定管理者制度について</p> <p>6 防災計画について（市長）</p> <p>（１）非常用物資の備蓄計画について</p> <p>（２）市役所の耐震化計画について</p> <p>（３）避難施設について</p> <p>（４）離島の防災計画について</p> <p>（５）災害弱者対策について</p>
5	14番 中川 貢君	<p>1 雇用創出支援プランについて（市長）</p> <p>2 地域福祉計画と「住民と支え合うまちづくり」について（市長）</p> <p>3 市立小・中学校等への公用車の配置について（市長、教育長）</p>
6	5番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（１）自衛隊への対応について</p> <p>ア 自衛隊の国民監視活動について</p> <p>イ 自衛艦の宿毛湾港入港について</p> <p>ウ 自衛隊ヘリの離着陸について</p> <p>2 自殺防止対策について（市長、教育長）</p> <p>3 市政の信頼回復について（市長、選挙管理委員会委員長）</p> <p>（１）不祥事再発防止対策について</p> <p>（２）市選管ミス再発防止対策について</p> <p>（３）職員等の飲酒運転防止対策について</p> <p>4 憲法遵守の教育について（市長、教育長）</p>

+

平成19年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月28日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月28日	承 認
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月28日	同 意
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月28日	同 意
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月28日	同 意
第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 7 号	平成19年度宿毛市一般会計補正予算について	6月28日	原案可決
第 8 号	平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	6月28日	原案可決
第 9 号	平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	6月28日	原案可決
第10号	平成19年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	6月28日	原案可決
第11号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第12号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第13号	幡多西部消防組規約の一部を改正する規約について	6月28日	原案可決
第14号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	6月28日	原案可決
第15号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	6月28日	原案可決
第16号	市道路線の認定について	6月28日	原案可決
第17号	市道路線の認定について	6月28日	原案可決
第18号	市道路線の認定について	6月28日	原案可決

十

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	「非核日本宣言」を求める意見書の提出について	6月28日	不採択
第 3号	廃船処理に係る助成制度の充実を求める意見書の提出について	6月28日	採 択

+